

第八十二回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和五十二年十月二十七日(木曜日)
午前十時五分開会

委員の異動
十月二十七日

田中寿美子君
補欠選任
川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
嶋崎 均君

委員

上條 勝久君
細川 護照君
藤田 進君
堀出 啓典君
中村 利次君
岩動 道行君
糸山英太郎君
梶木 又三君
戸塚 進也君
中西 一郎君
松垣徳太郎君
藤井 裕久君
藤川 一秋君
宮田 輝君
穂山 篤君
大木 正吾君
川村 清一君
矢田部 理君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
佐藤 昭夫君
渡辺 武君

国務大臣
大蔵 大臣
坊 秀男君

政府委員
経済企画庁物価
局長審議官
大蔵政務次官
大蔵省主計局次
長
大蔵省主税局長
大蔵省理財局長
大蔵省銀行局長
大蔵省国際金融
局長
国税庁直税部長
国税庁間税部長
労働大臣官房審
議官

事務局側
常任委員会専門
員
公正取引委員会
取引部審議官
指導課長
経済企画庁調整
局審議官
国土庁土地局土
地政策課長
大蔵大臣官房調
査企画課長
大蔵省銀行局保
險部長
厚生省保険局医
療課長
食糧庁総務部企
画課長

市川 房枝君
野末 陳平君
柳井 昭司君
斎藤 十朗君
山口 光秀君
大倉 眞隆君
田中 敬君
徳田 博美君
且 弘昌君
水口 昭君
矢島錦一郎君
谷口 隆志君
杉本 金馬君
土原 陽美君
阿多 忠明君
川合 宏之君
大竹 宏繁君
貝塚敬次郎君
三浦 大助君
野明 宏至君

通商産業省産業
政策局調査課長
杉山 弘君

本日の會議に付した案件
○租税及び金融等に関する調査
○一般會計の歳出の財源に充てるための産業投資
特別會計からする繰入金に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を
開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、田中寿美子君が委員を辞任され、その補
欠として川村清一君が選任されました。

○委員長(嶋崎均君) 租税及び金融等に関する調
査を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○大木正吾君 いろいろあるわけでございますが、
一般的なお話を伺いたいと思います。

政府、企画庁を中心として、最近経済見通
しの変更等もしたわけでございまして、最近経済見通
も関係ございまして、大蔵当局、まあ日銀さん
でしよう、二百五十円、まあ一円、二円と
いう話もありますが、二百五十円台がしばらくは
続くというお考えでしょうか。

○国務大臣(坊秀男君) 最近の円高でございます
が、非常に強調ございまして、ただいまのところ、
予想が非常に性質上むずかしい問題でござい
ます。だけれども、これが非常にいまから下が

る、あるいは上がるとかということは予想いたし
かねますけれども、大体この程度でいくのじやな
いかしらということを考えますが、どうもこれは
なかなかむずかしいことではございますので、責任
を持ってお答えするということは困難なものと存
じます。

○大木正吾君 総合的には、二百五十円台が急に
二百六十円、七十円になる国内、国外の経済環境
はないと私は判断をするんですが、そこで二つは
ど伺いたいです。

一つは、非常に今回の場合には、今度の二兆円
の不景氣対策に見られますように、十三業種を中
心として、二百七、八十円でも出血だという
ところに対する手当てが中心であった、こう考え
ておるわけなんです、二極化現象といいたしま
うか、二百四十円程度でも何とかいける、こうい
う業種もあるわけでございまして、これは従来
の円の切り上げ当時の状況とは少しく違うわけな
んでございまして、不景氣対策それ自身が不況業
種に向けての対策に終わっているわけですが、二
百五十円なり二百四十円、五円でもいいけどとい
う業種に対して、大蔵大臣は何らかの措置とい
いましょうか、要するに、これはかつて大蔵省が
特別利潤税というものを一応税調等に諮問したこ
とがあるんですが、これは日の目を見なかった、
財界の反対がありまして、そういった名称は別に
しまして、やはり課徴金とかそういうものを外
国へ取られるならば、これはむしろ国民の方に、
財政が非常に苦しいんですから、そういった面か
ら何らかの、法人税の時限立法でも結構なんです
けれども、二百五十円前後が続くとしたときに、
輸出の花形産業から、税を媒介にして、まあ調和
というか、あるいは輸出で非常に外貨がたまり過
ぎて困っているわけですから、外貨がたまり過ぎ
て円高と、こう悪循環を繰り返しているんですか

ら、そういったことに關しまして、大蔵省として所見がもしございましたら伺いたいんです。

○國務大臣(坊秀男) 為替の変動によりまして、その差益を受けて得をする、差損によって損をする、そういうような面が出てくることは、これはもう避けられないこととございまして、その差益によって利益を得たというような企業なり会社なりというものは、当然これは、いまもお話ございましたけれども、法人税をその分だけ負担してもらおう、それから損をした人たちが、会社は、その分はこれは損金ということになるというところでございまして、そこで特別に何とかそれを調整すると申しますか、それに対して別の措置として新たな租税措置を考えぬかというお話でございますが、目下のところは、必ずしも私どもといたしましてはそこまでは考えておりません。

○大木正吾君 私の意見としますれば、これは大変な、従来高成長期の際には、まあ繊維とかあるいは玩具とか、苦しい軽工業関係の迫り上げられるところでも、ある程度輸出産業は持ちこたえたと思うんです。しかし特徴的なことは、やっぱり持ちこたえ切れない状態が出てきている。だから、政府は、今度の不況対策の目玉にそれを一つ挙げたわけですがね。そして問題は、私はアメリカにもECにも言いたいこととありまして、確かに品物は余りよくないですからね。あるけれども、理屈抜きに包囲されて集中砲火浴びている現状ですからね。しかも、ドルがたまり過ぎたことが円高を誘っているわけだから、それはやっぱり何らかの方法でもって、まあ国民全体に税を媒介しながら還元していく。別に、不況業種にすぐにそのままストレートに持っていくどうかは別にいたしまして、そうすることが私は円高問題なり国際的な非難というものをかわす道じゃないか、こう考えてもいるんです。ですから大蔵大臣、絶対にそのことはもう考えないとおっしゃるかどうか。私の見通しでは、二百五十円台が二年ぐらい続くという見方に立っているものですか、あえ

て再度御質問したいんですがね。

○政府委員(大倉隆雄) ただいまの御提案、二つの要素を含んでいようかと思いますが、一つは、いわば輸出税とも言うべきものを考えたかどうか。これは実は私が答えするのは必ずしも適当でないのかもしれないと申し上げるのには、輸出税的なものを考えるといったとすると、企業ベイスで考えるというのが非常にむずかしいところとしまして、やはり品物ベイスで、それから輸出のときの水準で考えることで、むしろ所管としましては関税局長が答えなくてはならないのかも知れませんが、便宜、突然の御質問でございまして、それが可能かという問題を別にいたしまして、たとえば非常にいま勢いがよく出ている品物に特別の輸出税というようなものを輸出の際に課税すること。結果が、先方における建て値が上がるということと調整されるのであれば、むしろそういう手段を講じなくても、まず建て値を上げて問題が片づかないものかということとを、そこを一遍吟味してみなくてはいけないだろうと思います。それから建て値が上がるという、それはその輸出品のコストになってしまふ、それだけここの差益が減ってしまうというところでございまして、それで果たしてうまくいくか。全体にそれは確かに輸出抑制にはなるのかもしれないけれども、収入効果としましては、やはりそれだけ逆にまた法人税の方は減るわけでございますし、まあいろいろなこととを考えると、当面としましては、やはり輸出の集中豪雨的な案というものを直す、それにはやはり輸出税というのでなくて、もう少し別の行き方の方がむしろいいのではないかなという感じを持っておりませんが、なおそういう技術的な面があるというところを含みながら検討を続ける問題であらうかと思ひます。

それからもう一つの側面としまして、為替の差益差損は当然に法人税の増益なり減益なりに響く

てまいります。それ以上に特殊の負担を求めるかという問題を考えてみますと、やはりそこでとらえようとする差益というものは何を基準にする差益かというところが非常に現在のシステムではむずかしい。セントラルレートに基準にするというのにはなはだ技術的でないし、さればと云うて、特殊の基準をつくりまして、その基準の上下で差益差損を考えるとということになると、何か日本政府が非常に特殊な一つのレートをつくったというふうな受け取られかねない問題もございまして、御趣旨は私どもとしてもわからないわけではございませんけれども、いずれも技術的に考えてみるとなかなかむずかしいなということをお答えせざるを得ないかと思ひます。

○大木正吾君 差益問題、きのうも物特でもって少しやりましたので、石油関係などまだ質問したいことはたくさんあるわけですが、ドルをこれ以上、結局二百億ドルになんかとするものを、緊急避難の意味でもってウランを買ったりしてやっても限界がございまして、相当構造的な面がございまして、主税局長お答えいただいたてあれですけれども、ぜひ関税なりそういう面との話し合いも、これから、おそらくこれが一時的なショックならまだいいですけれども、二、三年構造的に続くという判断に立ちました場合には、何らかの方法がとられなければならぬ。要するに外貨がたまり過ぎて、国内でも物価が高いのに国外ではばかに円が高くて買われているわけですからね。投機筋もございまして、主税局長の立場に私御同情申し上げるわけでも、財源が非常に乏しいですから、大変な予算編成で、赤字公債も問題なんです。だからそういう点を含めて、ささやかであるかもしれないけれども考えてみてもらいたい、こういうふうに要望いたしてこの問題については終わっておきます。

次の問題でございますが、これは実は大蔵省以外の方にも若干来ていただいておりますので、いまのこととも若干関連して御質問いたしたいんです

すが、食管会計問題なんでもございましてけれども、食管会計の中に最近小麦の豊作値下がり差益ですね、そういったことがございまして、これは新聞で拝見したので、農林省へ行つて調査したわけじゃないのでありますけれども、六百億ぐらいの差益の黒字が出ていて、こういう話がございまして、名目的には相当大きな金額なんですけれども、その中身を少し、担当者たしかおいでと思ひますけれども、御説明いただきたいと思います。

○説明員(野明宏至君) お答え申し上げます。食管特別会計の損益変動でございますが、先生ただいま差益とおっしゃられました、これを差益と言ふかどうかというところは必ずしも問題でございまして、予算で見込みました損益とその後輸入麦の買い付け価格の変動、これによりまして損益変動という意味で申し上げますと、これについては国際価格だけでなく、いろいろな要因が損益の変動には絡んでまいります。したがって、現段階での確な見通しを申し上げることはむずかしいわけでございますが、ある前提を置きまして申し上げますと、国際価格が一つは低下いたしております。それからもう一つは為替レートが変動いたしております。この二つの要因を合わせまして、麦につきましては当初予算で約八十億円の損失を計上いたしております。その後の、ただいま申し上げました変動によりまして、変動額といたしましては約六百三十億円ということになっております。したがって、差し引きいたしまして大体五百五十億円程度の輸入麦につきましては差益が出るのではないかと見込まれております。

なお、その中でただいまお話のございましたいわゆる円高によりまして部分がどの程度かと、これも一定の前提を置きまして試算をいたすわけでございますが、大体概算いたしまして五百五十億円程度ではなからうかというふうに推算いたしております。

○大木正吾君 いまのお話の中で五百五十億ということ、その数字はまあ一応信用いたしますが、

小麦を輸入する場合のレートは幾らで計算されておるんですか。

○説明員(野明宏至君) これは予算では三百八円で輸入麦の買付け価格を積算いたしてございす。これまでの実績と申しますか、年初来ずっと買い進んでおるわけですが、大体その平均といたしましては二百八十円程度になっております。ただいま申し上げました百五十億円という数字は、そういったこれまでの推移を前提にいたしまして試算をいたしております。

○大木正吾君 三百八円というのが、実際には一七、八%現状から見たら安い形でもって取り引きされておるわけですが、豊作が毎年続くというだけお伺いいたしますが、この為替レートの差益の關係につきましては、食糧会計全体の中で消費者米価問題との照合等を考えていたございまして、これはまあ上がったからしようがないんですが、やっぱり生産者米価と消費者米価との乖離が非常に激しいわけですから、そういった面で都市のサラリーマンは何でがまん強いといひましようか、結局黙つてますけれども、そういった幅を来年より再来年なり、私の見方は二年ぐらいいこれは続くと思うんです、いまの実勢二百五十五円前後を中心としまして、そういった形でもって、農林省として、要するに消費者米価の値上げ幅を圧縮するという方に使う気持ちはございせんか。

○説明員(野明宏至君) 食糧特別会計全体といたしましては、約八千億円の損失が現在ございす。その大部分は米であるわけですが、この中でも、いわゆる政府管理経費的なものと、それから値段が政府買入れ価格より政府売り渡し価格の方が大幅に安いというふうなことにございす。財政負担も非常に大きい額に上っております。したがって、そういった売り渡し価格が買入れ価格より安いという状態は、食糧制度の健全な運営という観点から見ても望ましいことではないということ、これにつきましては段階的

にこれを是正していきたいというふうに考えまして、昨年、ことしということをやつてまいつておるわけでございます。これは結局食糧制度を健全に運営していくために必要なことであらうと考えておりますので、もちろん、いろいろな経済事情を考えながら具体的な運用はしてまいらるわけでございますが、そういう考え方にございましては、引き続き踏襲して、来年以降の米価の運用をしてまいる必要があるかと、かように存じております。

○大木正吾君 大蔵省と農林省にまたがる問題でございすから、先ほど申し上げたのは二極化現象で、従来の円高差益問題と少し産業の状況は違つていまして、これはまあ主税局長にも伺つたし、大臣にも伺つたわけですが、同じように、やっぱり品物が違ひますけども小麦の差益、そうしてお米の方じゃ逆に大差な消費者米価の方が値上がり、農民の方も困るんですけども、とにかくやっぱり幅が広過ぎては恨みの的ですから、そういったことを含めて考えていきたいと思います。私は、きょうは坊大蔵大臣が政府の代表でおられるわけですから、最近の経済事情の中で二つだけ例を挙げたんですけども、要するに分米値引いて上の部分と下の部分が物すごく開いていという状態ですね。このところはやっぱり政府としてもなるべく圧縮すると、そうして経済的にも社会的公平感というものと、あるいは摩擦現象をなるべく薄めていくと、こういったことが必要です。それから、そういったことを要望いたしながら二つの問題を終わらしまして、次に入らしていただきます。

次の問題は、実は土地の税制に関する問題でございすけれども、これは国土庁の方の説明を伺いましたら、自治省ですかという話もございまして、どなたかおいでいただいていると思うんですが、最近土地の重課制度問題についての見直し、それからこれは相当な面積にわたりました。保有税の緩和という二つの問題を中心といたしまして、土地に関する税制の緩和というか、話

が出てきておるわけでございますけれども、新聞報道を見る限りは、まだ政府内で統一見解になっていないと思うんですが、ただ、こういったものが芽を出しますと、結局だんだん大きくなって木になつてしまふということも必配ですからあえて伺うんですが、私が一番心配しますことは、不動産研究所等の調査におきまして、東京、大阪等の市街化区域の住宅用地が大体八月段階で本年二・三%ぐらいい上がつておる、こういう話があるわけですが、これは預金の金利が抑えられまして、そして物価が七・七%になつておる、七月だけで七・七%、あとは全部八から九ですから。そういった中で定期預金の金利を三、四%上回つておると、私がもしも仮にここでもって、そんな金持ちじゃないんですが、一千万円なり五百万円持つておたら、それは銀行から出して、やっぱり小切手も名義を変えても土地を買いますよ、結局、そういったことになつておると、またこれ、田中さんの当時のようなパニック的な狂乱状態にはならぬと思うんですけども、心配なことは土地の、特に住宅地の値段の高騰問題が一つなんです。これについてお答えいただきたいんです。

もう一つについて申し上げて、また後で御質問いたしますが、もう一つ伺いたいことは、特に保有税の方なんです。保有税を、説明伺いますと、林地その他手入をしないで草ぼうぼうだから何とか税金を少し安くしてきれいにしたいとか、これは新聞報道だから、そんなことはないよと言へばそれまでのことだけれども、とにかく銀行から借りておるものですか、土地を買ったときに、四十八年当時——私は四十八年に土地を買ったのは相当経営者としても不適格だと思ふんです。大抵破産寸前の経済のときに買入人は少い物の見方を間違つておるんですね。そういったものに対して銀行から四兆、六兆という話もありますが、金利が、結局金が遊んでおるといひましようか、金が大変だ、それが今度は景気の足を引っ張つてい

る。こういう話が、新聞をすべて信用するわけじゃないけれども、そういう話もあるわけでは、これは逆に申し上げれば明らかに大企業、商社などの土地を買ひ占めた者に対する結局お助けというような形にとらざるを得ないんです。ですから、この二つについてひとつ、前の方は、住宅関係の土地の値上りの心配を招かないかどうか。二つ目の保有税の方の問題については、これはむしろ買ひ占め過ぎた土地に対する、大企業に対する援護射撃じゃないか、こういった問題について少しはつきり答えていただきたい、こう考えています。

○説明員(川合宏之君) お答え申し上げます。税制改正要望につきましては、先生先ほどおっしゃつたとおり、現在政府の部内におきまして検討中でありまして、もう少し詳しく申し上げますと国土庁その他税制要望側の官庁から大蔵省主税局初め関係省庁に對しまして税制改正の要望を一カ月ほど前に提出いたしまして、その具体的内容を目下大蔵省初め関係省庁に御説明申し上げている段階であります。

国土庁の基本的な姿勢といたしましては、投機的な土地取引の抑制、地価の安定、これを基本的な政策といたしておりますので、今回の国土庁の税制改正要望につきましては、その方針に従ひまして要望いたしている次第であります。

要望の内容につきましては、すでに先生御承知のとおりでありますけれども、まず国税につきましては、一般の土地、俗に言う土地転がしのものにつきましては全然手をつけませんで、ただ現行制度にありまして、優良住宅地の供給につきまして例外規定を設けておられますが、この例外規定につきまして手直しを行いたいと考えております。それから、地方税につきましては、先ほどおっしゃつた林地の適正管理を期するために、現行の制度との整合性を図りながら林地の適正管理を進めるという方針で地方税法の見直しをお願いしている次第であります。

今後、関係省庁と国土庁が協議するに当たりましては、先ほど申し上げました土地の投機的取引の抑制及び地価の安定という基本方針に従いまして、国土庁の立場を関係省庁に十分理解していただき、協議を進めるようにしたいと考えております。

○政府委員(大倉隆君) 土地譲渡益重課は国税の方でございまして、ただいま国土庁の土地政策課長が御説明申し上げたような要望を受けまして、現在私どもの手で検討をいたしております。

大木委員よく御承知のように、現在の要望にございまして適正利益率要件と申しますのは、優良宅地に限って認めている制度でございまして、そもそも宅地になりやうのない山の中を買ってしまつた、それをこれから売つたらどうなるかというときには、もともと適正利益率いかににかかわらず利益はすべて重課するというところでございまして、その点の改正の要望は来ないわけでございます。優良宅地の供給のために税が阻害要因になっているという主張がございまして、私どもの立場は、阻害要因になっているとすればそれは直すべきだろう、しかし、本当にどういうメカニズムで税が優良宅地の供給を阻害しているのか、それをもっと私どもが納得できるような説明をしてほしい。税の適正利益率を外しまして、それを国土利用計画法に言う適正価格によるチェックだけでとめたらどうかという御要望なんです、それは私どもも考え方としてわからないではないわけでございます。適正利益率を用いないで適正価格で指導していけば最終需要者である宅地を求めている庶民の方にどういふ影響が出てくるのか、そこを十分説明してほしい。それが説得的であり納得できるならば、それは私どもとしても関係方面に御了解を求めつつ立法化を検討するにやぶさかでない。どこまでいきましても、ねらいとするところは、最終需要者である土地を買って家を建てたいという方のためになるのかならぬのか、そこを十分説明してくれということでは検討を続

けている状況でございまして。

土地保有税の方は自治省からお答えをいたすと思ひます。——ちよつと自治省参つておりませんやうでございまして、便宜私からお答えいたしますと、土地保有税につきましても、国土庁の要望は、金利負担に加えて土地保有税負担があるの

でどうにもならないからひとつ緩和してくれということではなくて、適正に利用されている土地についてには保有税負担を緩和することを考えているという思想が、もともといまの土地保有税法の中に御承知のようにございまして。その考え方の延長線として、林地として有効利用されるものについて緩和することではできないだろうか。林地として有効利用をすることを認めないで、どうにも負担に耐えかねて、ほつたらかして土地が荒れ放題になるということでは国土行政としても困るという角度からの御要望というふうな私としては聞いておりますが、現在自治省がそれを受けましてどういふ検討をしておりますか、そこは申しわけございませんが、私ども必ずしも詳細に存じておりません。ただ、要望の趣旨はそういうことだというふうに聞いております。

○大木正吾君 大倉さん大変だと思ひますけれども、とにかく私共はこの説明を受けましてから、三カ所ぐらい見て回つたんです、率直に申し上げまして、そうして小田急沿線の百合ヶ丘周辺から町田、あの辺とか、それから井ノ頭線なり京王線の沿線とか、中央線の沿線も二、三カ所見て回つたんです。

ところが、やっぱり国土庁さんのおっしゃっている提案の中身と非常にギャップがございまして、とにかく土地問題というものになりまして、あいている土地で草ぼうぼうで、そして自治体等がどうしてももういふところについて緑地にしたいとか、そういうようなことになれば、これはもう当然そこは公園にするか、そういうたいろんな文化施設、スポーツ施設をつくるなり、貸すなりする方法もあるわけなんです。ですから、現実見て回つた感じでは、後段の方の林地問題は少し

く事情が違つと、こういうふうに感じてまいりました。同時に、この判断がむづかしいと思うんですね。適当に管理されているという形の問題の中身が問題ですから。

それから、一項の方の問題に関しまして、実は同じような小さな土地、百坪とか五百坪とか、そういう土地など見て回つたんです。やっぱり潜在的な土地の需要が結局強いんですね。ですから、大倉主税局長御承知のとおり、いまドーナツ地域に建つています持ち家というものは、土地がわずかに三十坪あればいい方なんです。二十三区に入つてきますと十五、六坪です。三十年たつて壊れちゃつたら建て直しがきかない、もう許可がでないようなところですね。そういうことの背景なりマンションブームの背景には、潜在的なや

つぱり住宅なり土地事情というものがあつたと考えざるを得ないんです。

同時に、あわせまして今度の金融問題、これは後で銀行局長さんにお伺ひしたいと考えておるんですが、定期に預けつても損だという、こういう心理がそういうたものと連動していきまして、むしろ私は貯金の方だつて定期の場合には二、三%は損なんだ、土地だつたら二%でも三%でも増高するという傾向出ているとなつて、心理的にはやっぱりその方に預金者の気持ちが流れるという

ことも、これもなかなか避けがたいと思ふんです。ですから、そういう意味合いで、まだ内閣の合意がありませんやうですけれども、特に自治省の方の御答弁は後でまたいたしても結構ですけれども、国の財政の大元締めであります大蔵省といたしましては、これは相当慎重にやりますと、大倉さん昔からよく知つておりますけれども、私とかあなたの場合にはまだこれは年配です。昭和三十年か三十五、六年ごろまでの間に東京におつた中高年の方々は土地が何となくローンで買えたわけですが、いまの大蔵省の恐らく課長補佐とか係長さん方がだんだん育つていきま

すと、それこそ六十五歳で公団はばつさりだ、こうなつたときには、まず埼玉か千葉か、それも

しかも真ん中か先の方へ行かなければ土地つきといった場合にはマイホーム持てない、これは明らかです。ですから後輩さんのために、ひとつこのことは相当慎重に吟味して取り扱つていただきたいということをこの問題についてお願いいたしておきます。

○政府委員(大倉隆君) 御指摘の御趣旨よくわかりましたし、譲渡益重課の問題も先ほど申し上げた基本的な考え方の上で一番いい結論を出すやうに努力をいたしたい。

土地保有税につきましても、たまたま昨日、私衆議院の大蔵委員会と同じ意見の御質問を受けましたのですが、やはりどうにも買ひ手がいないやうな、使ひ物に当面ならないやうな、宅地になりやうがないやうな土地を買つてしまつて、それがいま金利負担と保有税負担でどうにもならぬから何とかしてくれと言つられても、それは私どもの方に持つてこられるのはお門違いでございまして、うふうに申し上げているんです。その点は見失わないやうに、今後検討を続けてまいりたいと思ひます。

○大木正吾君 それじゃ金利問題について質問させていただきます。

本会議あるいは予算委員会等におきましての御質疑を傍聴したり、あるいはテレビで拝見したり、新聞等で拝見いたしますと、預金の金利の目減り損がほぼ大体四千億圓ぐらいと、こういうふうな御説明があつたわけでございますけれども、これは大蔵大臣がお答えになつたと思ふんです。四千億圓というやうなお話がございまして。

私、もちろん金融問題の専門家じゃありませんが、余り細かな数字については詳しくは存じないのですが、現在の国民の貯蓄総額は五十二年の三月で二百一兆五千七百二十四億、これは間違いありません。

○政府委員(徳田博美君) 貯蓄の残高でございすが、これは個人の貯蓄でございましょうか、法人合わせたものでございましょうか。

○大木正吾君　そうです、三月末現在で。

○政府委員(徳田博美君)　お答えいたします。

国内の総貯蓄、国民所得統計でございますが、実はこれ五十一年の国民所得、これよりちょっとおくれでございまして、五十一年の三月末で総貯蓄の純増が四十七兆七千八百七十三億円でございまして、法人合算した総貯蓄の残高となりまして、マネーフローからとらなければならぬわけでございますけれども、金融機関の預金の残高という形ならば出るわけでございますけれども、総貯蓄という数字では、いまある数字は手元にはその数字しかございません。

○大木正吾君　法人個人含めまして三月末の貯蓄残高は二百一兆五千七百二十四億と、政府の統計の中で私これ割り出したのですが、間違っていないかというのを聞いています。

○政府委員(徳田博美君)　金融機関だけの総貯蓄でございますが、これは五十二年三月末で百六十六兆五千九百八十九億円でございまして、

○大木正吾君　ちょっと数字の乖離が激しいのですが、私が申し上げているのは都市銀行、郵貯、農協さん、信金あるいは相銀、全部これ含めたものなんです、いいです、わかりました、それで結構でございます。

その次に伺いたいことは、この貯蓄に占めます法人の率と個人貯蓄の率は大まかに申してどの程度になっていきますか。

○政府委員(徳田博美君)　金融機関に占めます法人個人の預金の比率は、ほぼ同額でございます。

○大木正吾君　そういう計算でいきますと、これ坊大蔵大臣にも大変申しわけないでございまして、

けれども、本会議でのお話、予算委員会での御質疑に対するお答えと少し数字がこれ違ってくるというふうに私考えるんですが、それはまあ百六十兆か二百一兆かということは、これは後でもって銀行局の方で調べていただければ、私の方では要するに国民の総預金を総合して申し上げていきますから、データ全部、日銀とかあるいは大蔵省関係からいただいたものでやっていますから、まあ時間

間がありませんから細かなこと抜きですが、いま徳田さんおっしゃった形で五〇、五〇ということ、私のこの資料ですと、逆に平均値では個人の方が少し少ないという判断です。そこで申し上げたいことは、なおかつ、郵貯等の場合には定額貯金もございまして、これは個人が多いわけですね。そういう点で郵貯の場合の三十兆の場合には、これは定額が大体六、七割占めていることも承知なんです。そういったことをずっと計算してまいりますと、実はこれは大蔵大臣に大変失礼な質問になるかもしれませんが、大ざっぱに見ましても、個人貯蓄四〇％から四五と見て大体六千五百億から七千億ぐらいの目減りと、こういうふうな私判断をしたんでございましてけれども、四百億と予算委員会でお答えになられた――根拠が少し違うのかもしれないが、少し何か水減らしといえましょうか、薄目にお答えになった、操作的なことではないでしょうか。

○政府委員(徳田博美君)　預金金利引き下げの、ことに個人所得に与える影響につきましては四百億という数字、これは本年度に入りましての預金金利引き下げの部門全部合算してございまして、今回の〇・五引き下げの部分だけでございまして、八億と申し上げたわけでございます。

これは個人部門全体のバランスでございまして、個人は預金をしておりまして同時に、住宅ローンその他の借り入れもあるわけでございます。したがって、預金金利の減少とそれから住宅ローンその他の支払い利息の減少と、これを差し引いたものがいま申し上げた数字になっていくわけでございます。

○大木正吾君　細かな数字は銀行局に後ほど――きょうじゃありませんが、後で伺いに参りますけれども、その際徳田局長忙しかもしれない、国会終わってからも結構ですから、またぜひ教えていただきたいんですけれども、ただこういうことだけ申し上げておきます。

これは金融財政事情の専門家、名前は伏せますが、これがある雑誌に書いた文章を、簡単ですが、

らここでもってちょっと読ませていただきますと、資本金一千万円以上の企業の金利の負担軽減効果は、今回の〇・七五％のもので七千二百億円、三、四月の分を含めていきますと、年間において二兆六千六百億円、こういうようなことがある金融関係の雑誌に出ていることも事実なんです。ですから、まあこういうものを発表する際には目減りを、なるべく国民の気持ちをやわらげるということも必要でしようけれども、詳細に算出根拠等についても私は大蔵委員会等の場合には、これは大蔵大臣にもお願いしたいんですけれども、こういう計算の根拠でもって四百億億円になりまして、同時に法人の方がそれによって受けるメリットといえましょうか、金利差の利益というもののについてはどうなるんだと、そういう話が伺いたいわけですし、同時に、今度の景気対策の一つの大きな柱は、こういったことが結局民間の設備投資の喚起あるいは雇用の拡大、こういうふうな非常にこれは大きな声で福田さんは強調された問題なんです。ですから、その辺のことについてもう少しやっぱり具体的な資料などを私は次回の大蔵委員会に、どうでしょう銀行局長、いまお話をしたこと、やりとりやっていますと長くなりますので、四百億億円、あるいは企業が受けた一兆何百兆のものと、そういうことに対しては資料をちょうだいできますでしょうか。

○政府委員(徳田博美君)　この計算の内訳はいろいろ前提があるわけでございますが、そういう前提でこの計算ができたわけでございます。その要目につきましては資料として提出したいと思っております。

つてきたと思うんですけれども、結局高成長当時ではそれでも心配なかったんですね。歳入が大体十一月ごろには、四十一年のペースでも大体三、四千億円の自然増があるとか、四十五、六年ごろには六、七千億ぐらいになったときもございまして、ただ、こういうような予算の組み方で、このような安定成長というかあるいは不況というか、そういった段階でいいのかわかりません。最近まあ新聞に一部出ていますが、アメリカの何とかとおっしゃる方がゼロベース予算とか、あるいは既得権認めないで毎年スタートすると、こういう話がございますが、むしろ事業によつては三年、四年かかるものもございまして、そういうものは別にいたしまして、予算の組み方について新しい知恵を少しまあ出し合うということが必要な時代ではないかと、こう考えるんですが、当然行政関係の費用の削減等も結構ですけれども、基本論としてその辺のことについて主税局長どうお考えでしょうか。

○政府委員(山口光秀君)　主税局のお話というよりは主計局の問題だと思っておりますので、私からお答えさせていただきます。

これも御承知のことだと思っておりますが、このような財政状況でございますので、来年度の予算編成のスタートになります七月の末の概算要求のやり方についての閣議決定におきまして、従来より一段厳しき調子で、既定経費につきまして、制度も含めて厳しく洗い直していただいております。それで、でき得べくば各省要求官庁におきましても減額の要求もしてもらいたい。それから、補助金につきましても従来から整理合理化を図ってまいりましたが、こういう情勢でございます。また一方、行政改革の一環としても取り上げられていく問題でございますので、今回は補助金整理合理化につきましてもやや具体的な基準まで閣議了解の別紙につけていただいて、各省に徹底を求めたところでございます。

で、八月の末に各省から概算要求が出てまいりました。私どもいま作業をしている段階でございます

ますが、まさにその閣議の決定の趣旨に沿ひまして日夜努力しておるとでございます。

○大木正吾君 まあこれ試行的なものですから、余り私もこれを押し込むという気持ちにはございせんが、ただ、日本経済の将来を考えた場合、一般消費税というものは、これは革命的な税制の導入というふうに考えておりますんで、何かやつぱりかわるべき手がないかと思つてひとつ伺つたわけなんです。

関連しまして、もう一つ伺つておきたいことは、これもECの事務局長さんがおつしやつておる問題で、これは社会党という立場から若干離れるかもしれませんが、逆の意味で質問してみたいと思ふんですが、いま二百兆を超える国民の預貯金があり、その中の約半分は銀行局長おつしやつた個人預金がございすね。この預金者の方、べらぼうに高い預金率に思つてゐるんですが、内容はもうくどくどと皆さん方御承知ですが、内容が上げませんが、一部ECなり日本の近経から申し上げませんが、一部ECなり日本の近経の学者の説の中に出てきておる最近の議論というものは、むしろ貯蓄率ですね、国民の個人の貯蓄を財源として活用する方法はないかと、こういう意見が出てゐることは大倉さん御承知だと思ふんですが、その場合の一つの中心的論点は、公債の発行、それが物価上昇にスライドをする——言へばこれは定期預金ですね、定期預金の金利が物価スライドするということなもので、公債という名前は名前ではよくけれども、長期の定期預金で、そうして持つていてももらいたい年限というものを十年とかというふうな長期にしていきたいと思います、銀行引き受けと違ひまして、これは札びらになつて返つてくることは十年間ぐらひ避けられるわけですからね。そういう財政の仕組みなどについて、いま国内外に若干議論ございすから、そういつたことに対しての感觸でも結構ですが、感想がありましたら伺いたいんです。

○政府委員(田中敬君) 大木委員のおっしゃることは、個人の貯蓄傾向が非常に高い、その貯蓄資産、金融資産の持ち方の一つとして国債の保有と

いうことを積極的に考えたかどうかという御質問の御趣旨と存じますが、私も国債の消化というものにつきましては市中消化の原則というものを立てまして、かつ、市中消化と申しておりますのがただいまでは市中金融機関による消化と、それから個人による消化、この二本立てが市中消化というふうな考えておりますが、個人の消化につきましては、当初国債発行を始めた時点におきましては、全発行量の約一〇〇%程度というものを個人消化に充てるといふ目標で、昭和四十一年から国債発行しました数年間ずっとその目標をほぼ達成してまいりましたが、おっしゃいますように、このところ個人の貯蓄が非常に大きくなつた、あるいは国債の大量発行に伴ひまして個人消化の促進という手立てを、昭和四十一年の半ば以降各種の手立てを講じてまいりました。たとえば、税制における国債の特別のマル優制度でございすとか、あるいは個人が消化しやすいように国債の小額券面の発行、たとえば五万円券というふうなものを昭和四十三年から発行いたしますとか、あるいは累積投資に国債を組み入れた、その場合の国債の購入限度を五万円から一万円、さらには個人当たり五千円でも月々累積投資ができるというふうな形で、国債への庶民の参加ができるような施策を講じてまいつたわけでございます。さらに本年に入りまして、いろいろの債券のニーズに従ひまして、御承知のように中期割引国債という五年物を発行いたしました、これはほとんど全部個人の方に消化していただくという努力を重ねてまいりまして、現在では、先ほど申し上げました当初目標の一〇〇%の個人消化に對しまして、本年度、この四月から十月までの消化実績でございすすと、個人消化が発行額の二四%になつております。昨年は約一七%、そういうことで、個人消化の方向は進んでおりますし、私もどといたしましても、これは今後さらに個人消化を広げるために、国債の条件なりあるいは国債の種類が多様化であるとか、あるいは販売方法につきましていろいろ議論されております銀行によります窓口販売

の問題とか、こういうものを今後の検討課題としてさらに進めてまいりたい、さうに考えております。

○政府委員(徳田博美君) 先ほど先生にお答え申し上げた数字について確定的なことをちょっと申し上げたいと思ひます。

金融機関別預金で、郵便貯金も入れましたところ、総預金が五十二年三月末で二百二十七兆四千億でございます。これは郵便貯金も入れた数字でございます。それから、法人個人の預金比率でございすが、これは郵便貯金が入つておりません、いわゆる銀行と相互銀行、信用金庫、信用組合でございすが、個人預金が四八・七、法人預金が五〇・四でございます。

○大木正吾君 徳田局長、申しわけないんですが、いまの話、資料として、私たち勉強したいのもんでございすから、この次に大蔵委員会ございす際にひとつごめんどうでも概要をまとめてお出しただきたいことを再度お願い申し上げます。

さて問題は、一般消費税問題の中身に入りますが大変御苦勞されてゐる主税局長なり、あるいはきょう小倉税制調査会の会長は参考人等でもつて呼んでいないわけでございますけれども、将来そういうことについてお願いするかも知れませんが、ひとつやつぱり不公平税制の是正問題について伺つておきたいんです。

予算委員会が予算が上がつた日でありましたか、渡辺厚生大臣がこの問題について、私ども社会党の山崎君の質問に對しまして、医師の優遇税制、社会保険診療報酬課税の特例について御質問いたしましたら、その前にたくさんいらんなことあるんだと、こういう話がございまして、新聞にはまあ二、三の新聞ですけれども、厚生省の態度はまた後退したと、こういうような話がございます、そういうことがちよつと気になるんです、今度一般消費税のあの答申の中身でも、非常に厳しい言葉でもつてこのことを実行しろ、こう迫つ

てゐるわけでございますね。そうしますと、坊大臣どうでしょう、大蔵大臣としまして、金額が一千八百九十億、千九百億程度だから大したことではないというのじゃなく、いまでは国民の庶民感情としまして、なぜお医者さんばかり七二%のあれだと、二十九年度以降からはもう事業税関係などについても相当軽減されていすね。そういうものなども含めてやつぱり抜本的にやる必要があると考へていすけれども、大臣の当初の国会における答弁あるいは予算委員会の答弁については間違ひなく実行していただけるでしょうか。

○国務大臣(坊秀男君) この問題は数年前にわたる重大なる問題でございまして、速やかにこれは片をつけなければならなかつた問題だと私は思ひます。それが今日までまだ片がつかずにございすというところでございすが、いざにいたしましても、租税を公平に制度をつくり、これを執行するというのが何よりもこれは大事なことでございすので、私はこの問題については、せつぱく調査会の方からも答申をいただいております。御熱心なる答申であります。かつまた、熱心なる御提言等もございす。そういうふうなこともこれありまして、何とかできるだけ速やかにこの処置をつけたら、かように考えています。

○大木正吾君 速やかにということでございますが、不公平税制の問題では、この問題以外に配当・利子の分離課税あるいは交際費の非課税問題などもございすけれども、私が一番質的な意味合いでもつて問題だと思つていすことは、実は法人の、あるいは企業の配当の益金不算入問題ですね。このことが実は骨というか、質の意味では非常に重大な問題じゃないかと思ふんです。そこで伺いたいんですけれども、株式市場における法人の株式保有率がどの程度になつてゐるか。同時に、この株式の保有に對しまして、法人税率の中に入れた場合の税率はどうなるか、ある

てゐるわけでございますね。そうしますと、坊大臣どうでしょう、大蔵大臣としまして、金額が一千八百九十億、千九百億程度だから大したことではないというのじゃなく、いまでは国民の庶民感情としまして、なぜお医者さんばかり七二%のあれだと、二十九年度以降からはもう事業税関係などについても相当軽減されていすね。そういうものなども含めてやつぱり抜本的にやる必要があると考へていすけれども、大臣の当初の国会における答弁あるいは予算委員会の答弁については間違ひなく実行していただけるでしょうか。

いはそれをさらに、分離課税の現状のままで結構でございませうけれども、分離課税程度に見直したかどうか、その辺のところが実は私はやっぱり不公平問題で、わりあい国民の方がむずかしいという感じを持っている面じゃないかと思うんですけれども、そこを主税局の関係の方に、株式は少し担当が違いますが、もしもせうけれども、伺っておきたいんです。

○政府委員(大倉隆吉) 計数につきましては、ただいま受取配当総額はすぐ出ると思いますが、調べました上でお答えいたします。

ただその前に、税制調査会での御議論を通じて、受取配当を益金に算入しないといういまの仕組み、これがいわゆる不公平税制として扱われるかどうかというところは五十年八月以降取り上げていただきまして、かなり長時間御議論をいただきまして、五十一年度答申の際に、いわゆる不公平税制として今後精力的に整理合理化すべきものを政策税制というところで整理されました。政策税制について整理合理化を推進しよう、今回の中期答申でもその考え方が引き継ぎ答申の中に示されております。何が政策税制であるか、何をそれ以外として扱うかというところは、五十一年度答申で詳細に触れられておりまして、これは資料として、すでに国会にもお出ししたてでございますが、その中では、ただいまの御指摘とは違ひまして、受取配当を益金にしないといういまの仕組みは、政策税制としては考えないんだということになっております。

その理由の一つは、やはり受取配当を益金にしないというのは、法人税の性格につきましてよく御議論が出ます、必ずしも適当な言葉だと思いませんけれども、擬制説とか独立説とかいう議論とかかわりなく、どの国でも大体原則としては課税対象から外しているわけでございます。最大の理由の一つは、やはり法人収益を課税いたしますときに、企業経営の形態に対して中立的でありたいという点があるのだらうと思ひます。と申しま

すのは、支店で経営いたしております、当然に

支店の利益は本店にまとめまして課税が行われます。子会社で経営いたしておりますと子会社の収益として課税がされ、親会社は別の課税をされているわけでございます。両者を通算いたしますれば、それでいけば支店形態と同じ負担になります。て、企業経営の形態いかによって税が介入することがないであらう。その意味で申せば、子会社の収益をたが課税して、さらに子会社から親会社が受け取る配当をもう一度親会社の収益として課税いたしますと、税が介入するためにむしろ子会社をつくらぬ方がいい、支店でやった方がいいということになるのではなからうか。そういう考え方があって、擬制説とか独立説とかいう以前に、どの国でも原則として受取配当には課税をしないという仕組みの方が多いわけでございます。したがって、これは政策税制として扱うのではなくて、法人税の課税の仕組みとして考えるべき問題であらうという整理がされております。

もう一つの問題は、法人が法人の株を持っているのが非常に多いのだから、それについて負担を求めた方がいいではないかという別の角の御議論もございしますが、これにつきましては、法人が非常に株主と切り離された独自の存在であると考える場合には、受取配当を課税する反面で支払い配当を損金にするという考え方は一つあるわけでございます。私どもも税制調査会でも七月の七月でございまして、委員以外の各方面の有識者の方にお越しいただいて御意見を伺いたいという機会を持ったことがございまして、そのときに、御承知の東京都新財源構想研究会の座長でございます山本教授に、かねてから支払い配当を益金で課税すべきだということを強く主張しておられます。そのときに、なぜそういう御主張かという御質問が委員の方から出まして、もし課税するとすれば支払い配当は損金にするのですかという御質問がございまして、山本座長はそれはそうなんです、こゝろお答えになったわけなんです。したがって、これはやはり仕組みの問題としてお考えに

なっておりますので、課税しないことが不公平だというところ方ではないのだというふうに委員の皆さんも御了解になったようでございます。

ところで、数字は、法人株主の比率というのは実は申しわけございません、証券局で聞きまして後刻御報告できると思ひますが、私どもにわかっておりますのは、受取配当の総額がわかっております。これは五十年年度の税務統計でございますが、総額が四千八百五十三億円でございまして、うち現在のシステムで課税対象から除かれますいわゆる益金不算入額と申しますのは二千四百七億円でございまして、なぜ差額があるかと申しますと、これは非常に技術的なものでございまして、受取配当全額が益金不算入になるわけではない。したがって、現在受取配当益金不算入制度の結果、課税対象から外されている配当額というのは四千八百の方ではなくて二千四百七億の方である、そのように御了解いただき、なおこれに對しまして先ほど御紹介しましたような御議論で申しますれば、支払配当が全部損金になっているわけでございますが、支払配当総額は同じ年度で同様に税務統計の方で申しますと一兆五千二百億円でございまして、

○大木正吾君 いまの問題につきましてはまだ若干疑問残りますけれども、時間の関係もありまして、通常国会までこれは引き続く一般消費税論争でございまして、さらに資料などあられしめて、再度質問させていただきます。

最後に、時間も参りましたから一つだけ主税局長にお伺いしたいのでございまして、税調の答申に對しての問題でございまして、ある意味じゃ税調会長小倉さんに対することかと思うのですが、まあ小さい倉と大きな倉の違いですからひとつお答えいただきたいのでございまして、三年間で大体五十五年に三十八兆という歳出規模を想定いたしました、そうしてその当時の大体財源不足が国税でもって四兆六千から六兆六千ぐらいになると、地方税では云々という数字がございまして、

けれども、私疑問に思ひますことは、漸減方式というところがとれないかどうかですね。なぜ三年間で全部一遍になくさなければならぬかということがこれは一つの問題です。そういう経済情勢に日本はいまあるかどうかという問題です。同時にまた、逆に導入してしまふと、ドイツの例がございまして、わりあいにこの消費税というものは、見にくいといひますが、一般の国民から見たら透かしてわりあいに見にくい問題で、所得税の場合には確かに抵抗もありませんが、抵抗があるというところはやっぱり見やすい税金だから抵抗が起きますと思うんです。私は日本経済の将来について、増税という問題については別に反対じゃないんです。反対ではないんですけれども、見やすいものでもって公平にしているからこのベースンテージだけ上げていきたいんだと、こういうふうな話なら説得力があるし、使ひ道はこうだということならなおさら、いまお前さん税金が高いとおっしゃるけれども、あと五年たつたら年金の受給者じやないか、こういう話がでるわけなんです。そういう点等考えますと、やっぱり公債というものは各国全部出しております、ゼロという国は先進工業国ほとんどないわけでございますから、漸減方式でいく。同時に物品税の、あの答申ですと物品税余力魅力がないなんて、私に言わせると何か少し意図的に書いたんじゃないかと、こんな勘ぐりもできないことないんです、そういうった漸減方式がとれないかどうか。一般消費税以外の財源を生む方法、それについて、質問としてまだ残りますけれども、最後に大臣と主税局長に御見解を要約的に賜りまして終わりたいと思ひます。

○政府委員(大倉隆吉) 幾つかの点の御指摘ございまして、一つは、五十五年度に何とかがいわれる特例償還をゼロにしたいという中期計画なり財政収支試算なりを今回の税制調査会の答申の際に参考としてお使いになつておられるわけ、その数字が扱いとしては御承知のように御に入つております。したがって、固定的にこの計数をいま決めてしまつて判断することを適当でないということをして

本文でおっしゃりながら、しかし、ほかに手がかりがないから計数的な参考として使ったという立場をとっておられます。

その場合に、五十五年度に特例債を何とかゼロにしないかと将来にわたって非常に問題を残すし、それは世間で、現在の世代が楽をして、その元利償還費を後の世代に残していくことではないか。俗な言葉で申せば、建設公債は五十五年度現在でもまだ相当多額に残っているという計算になつておりますが、建設公債というのは、まあいけば住宅ローンを借りて家を建てるようなことであつて、返していくのは大変だけれども、やはり後の世代には家が残るんだからまだがまんできるんではないだろうか。しかし特例債というのは、これはお氣にさわるかもしれないが、いわばサラ金で金を借りてお小遣いを上げておるといふような話であつて、これをいつまでも続けるということは適當でないという御議論は非常に強かつた。したがつて、五十五年度で特例債をゼロにしたいという計数は一つの重要な参考として考えましょう。ただ、同時に御議論がございましたのは、それは言つても無理じゃないんだらうか、もう少し五十五年というのを先へ延ばしてみたらどうかという御意見も確かにございました。その点もやはり御指摘されております。ただ、そういう意見もあつたが、これは先に延ばしてみても、かえつてその所要税収額なり税収不足額が大きくなるだけだろつたということが言われております。したがつて、最初の御指摘の問題は、そのような審議の経過であつたということでお答えにえさしていただきたいと思います。

それから今回の提言は、まず、答申の一番最後の部分で書いてございすように、歳出の内容の洗い直しをぜひやつてほしい、いわゆる不公平税制の是正もぜひやらない、しかし、その両者で大きな財源を生ずるというところは期待できないだらう。したがつて、そのような努力を続けながら、いまの税制の仕組みの中の増収も極力図りたいということになつております。したがつ

て、御指摘の物品税の問題もその中に位置づけられるであらう。ただ、それでもやはり足りないと思ふ。だから、そうであるとするれば、所得税で、しかも一部で言われているように非常に所得の大きい人だけというのでなくて、大きい人を含めてかなり下の方の方まで広く所得税の増税をお願いするの、あるいは一般消費税を考へるのかというのではなからうか。それは国民に選択を求めるときには重要な課題であるということで、一度文章が切れております。実はそこで答申は切つてしまつて、重要な選択問題なんだから、本当に納税者の皆さんとしてやむを得ない道としてどちらを望まれるだらうかというのをこの際は問ひかけておいて、その反響を見てから議論を詰めるべきではないかという御意見が最後まで強く残つておりました。ただその点につきましては、多数意見としまして、やはり一年有余勉強を続けてきた上ではどちらがいいですかと言つてはうり出すだけでは、それはやはり税制調査会として適當でないだらう。国民の選択の問題であるということ一度はつきり答申した上で、税制調査会としては、やはり上から下まで所得税の増税というよりは、一般消費税の方がいいのではなからうかという選択をしてみた、それをひとつ、序文にございすように、国民に十分な理解を求めようという努力を続けなくてはいいけない、政府もそのために格段の努力をしないといけないことが序文に言われておる。そういう仕組みの答申でございすので、何と申しますか、何が何でも一般消費税が唯一無二の答えであつて、そのほかのことは一切構わぬという答申ではないわけでございます。

○国務大臣(坊秀男君) 主税局長がご答え申し上げたことでございすと思ひまして、私が申し上げることとそれと違ひはございませんけれども、ただ一つ申し上げたいことは、国民に公平な税を課するといふ見地からいいますと、私は何といひまでも直接税の所得税が、まあこれは私の独断かもしれないけれども、一番これは理想的な税だと思ひます。しからば、そういう理想的な税一本で

もつて、いろんな要請をすべてその所得税にかけるといふか、所得税をして果たさしめるといふことも、これは少し所得税に対して重荷だと思ひます。さういふ意味におきまして、税体系はいろんな補完をするような形において各種の税がある、こういうことでございすから、垂直的な公平性を持ち、かつまた、相当な税額を上げることができるといふのは所得税でございす、何といたしてもこれを補完していかにならぬ。いまの日本の財政状態から申しますと、この所得税にもうすつかり重荷をかけまして、そしてこれからの日本の財政、これはふえていくに決まつておりますけれども、それを賄ふのに所得税でやつていこうということは、これはちょっとやつぱり重荷過ぎる。

そこで、いま主税局長が申されたとおり、いろんな税について考へてみたけれども、それでもつてはなおかつ十分ではない、どこかでやつぱり補完するといふような形を考へることができないだらうかといふことで考へられたのが、今日日本では消費税に対する税が、非常に税体系の中では七、三とかなんとかといふようなことで、まだややゆとりがあるといふようなことから、そこで一般新

税といふものを考へたことだと思ひます。それに世の中、非常な非難もありまして、それは物価を上げるとか、これはまあしかし、われわれもいたしましては、たつた一回これはそのときに物価の形において上がつていくこともありまゐる。それから逆進性といふことも言われております。それから、やはり私は一方において垂直的な公平を期した所得税がかつておる、それとひとつ補完的な、やや比例的な消費税を基準とした消費も私は担税力の物差しにはなからうと思ひます。金持ちが貧乏な人よりもたくさん消費するといふようなことは、これは経済上さういふこととてございすから、それは一つの負担力の物差しになつていふと思ひます。そういうような立場から、この一般の消費税といふことに目をつけて、ひとつお互いに補完をさしていこうといふような

考へから、この新税の構想が生まれたのではなからうかと思ひますが、何も必ずこれをやつてしまふといふように、それはまだいまのところ決まつたわけではございせんけれども、何とかしてさういふようなことの考へ方から、こういうものも取り入れたらどうかといふふうな考へております。

○大木正吾君 税務委員会後引き継ぎまして関連質問していただきますが、お願いしたいことは、いま大臣補完とおっしゃつたんですが、私の見方は、むしろこれ一遍入れますと所得税中心主義が崩れるという危険を将来はらんでいゝと見ています。ですから、まだ質問が何項目か残つておりますけれども、主税局長にお願いしたいんですけれども、ぜひ討論の過程で使いました資料とか、藤田理事を通じてお願いすることがあるかもしれないんですが、小倉会長に一度大蔵委員会においでいただくと、こういふことにつぎましても時期を見てお願いいたしますので、その点ひとつよろしく願ひいたします。

○藤田進君 先ほどの大木君の質疑に関連してですが、三点お伺ひしておきたい。これは大蔵大臣から。

医師税制特別措置について何とか片をつけた、速やかに。これは住々にして誤解、解釈が残つてしまひまして、この片をつけたといふことは、いわば答申にもあるように、この際再検討して、特別措置についてこれを撤廃するといふのも一つの片のつけ方でしょう。それからもう一つは、速やかにと言つてみても、これなかなか与党の中を渡して議論はあるように承つております。したがつて、速やかにと言ふが、五十三年度の財政収入に間に合うようにこれを措置するの、これが一つの点であります。

それからもう一点、第二点は、どうも閣内に本件についての足並みが不そろいで、本会議等を通じて聞いてみても、福田総理が一番消極的のようになつて、まあそれは所掌柄大蔵大臣が一番積極的なようになつては思ひます。ところが、それ

はそれとして、昨日医師会における厚生大臣の発言等を見ると、必ずしも私も考えているような線ではなくて、医師の、たとえば個人開業医等にランク別をして、そして所得が一万以下とか、一万から二万まで、二万以上とか例示しながら、いわば暫定措置的な方途をすでに現内閣の閣僚である厚生大臣から提案されているわけでありす。速やかなる時期的な問題と関連して、閣内でもあるいは与党内におきましても、もう結論を出さなきゃ、これはもし五十三年度を期待するならば間に合わないと思うわけです。この点が第二点です。

もう一点は、物品税という消費税というか、あるいは付加価値税というか、これ盛んに租税収入の中に占める割合が各国の例を引用しながら、いかにも直接税、間接税の比率が相当崩れて、直接税中心になっているという理由に先般挙げられていたと思います。しかば、直接税、間接税の今度の創設しようとする物品税を含めてどの程度の割合を志向されているのか。確かにわが国も四五%ないし五五%とか、ほぼフィフティ・フィフティに近い時代もあったことは私も記憶しておりますが、しかし、所得格差が非常に大きいという現段階で、一体大蔵大臣はどういう割合を考えているのか、この点が第三点であります。

以上についてお答え願います。

○国務大臣(坊秀男君) 私は片づけるという言葉を使いましたが、片づけるというものは、これをどういふふうに、きちんと決まっておくべきか、あるいはどういふふうなことがいまだにはつきりと固まっておきません。しかしながら、これを是正の方向に踏み出していかうということだけはぜひやりたいと、かように考えておりますので、そこできちんとしてこれを具体的にこうするんだというのを申し上げたのでございす。それから、一体いつ、来たるべき国会でやるのかと、こういうことでございす。

かと、こういうことでございす。私はすでに先ほども申し上げましたとおり、税制調査会が数年来にわたってこの問題について処理をするようにというふうなことを提言されております。私はそれに対しては非常な敬意を表しておるわけでございますが、いまの租税の状態におきましてこれを何とかするということに勇気をもって提言してくれたいということに對しましては、非常にこれに敬意を表しております。さような意味におきまして、できるだけ速やかに何とかして行きたいと、こういうことを申し上げた。それに対しては、閣内において意見がやや一致していないじゃないかというふうなお話でございすけれども、私は総理大臣が慎重におっしゃっておられるのは、事が非常に重大なものであるから、そこで慎重なる扱いをせよと、こういふふうにお考えになっておると信じております。総理は恐らく——日本語は大変デリケートな、大変はつきりしないことがありまして、考慮するとか慎重にするとかというものは、いかにも何と申しますか、消極的な意味のことを言っておるというふうにとられることもあるわけでございますけれども、恐らく総理の慎重におっしゃることは、この問題は本当に重大な問題であり、かつ、むずかしい問題であるから、そこで慎重にというふうな表現をされたことであらうと私は信じております。しかし、総理がどういふ決意でいらつしやるかということについては、まだ私は話を詰めてはおりません。

それから、医療行政の中心におられる厚生大臣が、いゝんなこのことに関連しました意見を述べられておられますけれども、私は、医療行政を担当する厚生大臣としては、いゝんなことをお考えになるといふことは、これは当然であるべきものだと思ひます。だから私は、厚生大臣がああいうふうにおっしゃられておるといふことは、この租税問題に對して私が何を何とかしたいと考えておるといふふうには受け取っておりません。恐らく厚生大臣としても、この租税特別措置における医師の診療報酬課税というものは、これはこれでいいんだというふうにはお考えになつていないというふうには私は受けとめております。ただし、厚生大臣とそういつたような点につきまして、細かい相談とか話し合いとかいふようなものはまだいたしておきませんが、これから密接にひとつやろうと思つております。そういうふうなわけで、ぜひこの問題を片をつけていきたい、かように考えております。

それから、直間比率につきましては、方々の国では五対五だとか、あるいは五対四だとか、あるいは五対三だとか、いろいろありますけれども、いまわれわれがそういうふうな数字で比率を考えてどう持つていこうというふうには考えておりません。そこらところはまだ未定でございまして、いろいろ考えた末どうなるかということにございす。初めから目標を定めて比率を考えておるわけではございせん。

○磯山篤君 最初に、税金の問題一つ伺つておきたいんですが、国の財政あるいは地方自治体の財政、すべて税金が基礎になつてゐるわけですが、これは当然のことですが、それを憲法の面から見ますと、たとえば教育にしろあるいは農業にしろ、それぞれ基本法というものがつくられてゐるわけですが、これは国民の立場から言えば当然のことだし、また、そうしなければならぬと思うんですが、しかし、一番国の財政を支えている税金あるいは税制の問題についてのいゝゆる基本法というものがなくわけです。これは非常に片手落ちではないかというふうにお考えます。少なくとも、たとえば教育について言えば、憲法の定めるところによつて教育の事柄が明らかにされてゐる。それが教育基本法になり、あるいはそれぞれ要綱になり、いろいろ法律規則になつてゐるわけですが、しかし、税金についてはその基本がなくて、個々の税金のことだけが法律になつてゐる。これは基本的な立場からいふと非常に不可解に思つてゐるわけですが、その点についての大蔵大臣の基本的な考え方を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) 大変重大なる御提言と思ひます。しかし、各国の立法例等も考えてみますと、どこの国も先進国は租税についてやっておりますけれども、税制についての基本法というものは、これは私が真摯にして知らないこともありますが、そういうふうなこともありません。たとへばいかに、こういうお話をございす。たとえば公害について基本法だとかそういうものはある。そうすると、何かそういうふうなものについて共通的な規定を、一つの基本的には共通なものを決めておるといふのが基本法だとか、かように私は考えますが、税制についてもそれは一つの大変な考え方というところとして、私もこれについて御提言はよく耳に入れたし、今日私、まだ初めてお聞きすることとございまして、そういうふうなことをいふことも、それに対してそれは適當でないといふたような僭越な言葉を申し上げるような私にはいま頭がございせんので、さように御理解願ひたいと思ひます。

○磯山篤君 次は、不況業種の対策の問題ですが、すでに予算は上がつております。しかし、過日の参議院予算委員会でも、あるいはまた衆議院の商工委員会でも、不況業種に對しまして特に参考人を呼んでゐるわけですが、参考人の意見というものは明らかにされてゐますが、非常に深刻な現状を明らかにして、国に對します財政的な措置あるいは金融の措置あるいは雇用の問題など、具体的な注文、要望が出されてゐるわけですが、これらに對して、すでに政府としては一応の対応策は発表はしておりますけれども、参考人を呼んだ後、新たに金融措置にしろ、あるいは雇用対策などでおつた作業といふものを繰り上げるというふうな新たな検討、提案といふものはないでしようか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、不況業種対策は当面の最も大きな問題の一つでございす。

さいまして、関係業界の自主努力を補完するといふ形で、主務官庁が業種別について総合的な対策を講じたものについて、先生御承知のとおり、金融面の諸施策を講じているわけでございます。この中には、御承知のとおり、不況業種に属する企業の転換対策であるとか、あるいは既往金利の引き下げとか、そのような措置をとっているわけでございますが、現在とっている措置に加えて何かさらに考えているかという御質問でございますけれども、ただいま申し上げました不況業種に属する赤字企業の既往金利の引き下げにつきましては、これは業種の指定について常に見直しが行われておりまして、今後とも実情に応じて業種の指定が行われるものと考えております。

それから、これも先生御承知のとおり、現在大蔵省、通産省、日銀を入れました連絡会議が設けられていてございまして、この席上において、特に通産省側から適時適切にいろいろな問題が出されておりますので、そういう新しい問題提起を踏まえてそれに即応したような施策を講じていきたい、このように考えております。

○磯山篤君 やや抽象的ですけども、この十二不況業種というものはそれぞれ性格があるわけですね。市場を失つてどうにもならないというふうなものや、まあ大まかめにしてみれば四つか五つぐらいの型があるわけですね。ですから、その意味で言えばきめの細かい対策を講じなければならぬと思うし、現にそういう方向であると私は信じます。ただ、過日の予算委員会で、この不況業種十二種類については、いまの政府の対策で言えはおおむね一年程度で減量ができれば、再興の見通しを持っているというふうに総理大臣は答弁をしておられます。この一年間というのは、不況業種あるいはわれわれにいたしましても、一年間たてば何とか見通しがつくかなという希望と期待を持っているわけですね。そういう意味では、この一年間という数字は単なる数字ではないというふうに思うわけですが、それぞれ違うこれだけの型の不況業種を一年の間に再起再興させるという具

体的な根拠といえますか、そういうものについて明らかにしてもらいたい。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。一年間と先生がおっしゃいましたのは、不況業種についての既往金利の引き下げの期間が一応一年間ということになっているわけでございますので、その点も含めての御指摘かと思っておりますけれども、これは先生御指摘のとおり、各業種によりまして現実の対応も非常に異なっておりますし、また、その後の成り行きというものも非常に変わってくるわけでございますから、この一年間という期間、この既往金利の引き下げの件につきましては、現在は一応一年ということになっておりますけれども、先行きの時点になりまして、また経済の実態に合わせまして、またいろいろな施策を弾力的に考えたい、このように考えております。

○磯山篤君 やや自信がないようなお答えですが、といひますのは、今度補正予算が編成をされたときに、不況業種問題というのは特に政府が力を入れたと、そのことについては十分評価をいたしますが、その当時の状況の際には、円高による重圧問題というのは、傾向としては十分に承知はしておったとしても、政策の面や行政指導の面では十分に考えられなかったのではないかと私は推察をするわけですね。その後、円高の問題が顕著にあらわれて、それ自身に対する、輸出中小産業に対する大変な影響力があります、それがまた、不況業種に関連をして重圧を加えている業種がその後またふえてきているわけですね。そういったしますと、一年限りで、おおむね一年で見通しをつける、あるいはまた、その後状況が変化をすればいいかというふうに考えます。ですから、この円高の影響と不況業種の問題をどう接続をさせる措置をとっているのか、あるいはいこうとして思のか、その点もう一度お伺いしておきたいと思

います。

○政府委員(徳田博美君) 一応一年という時期を限っておりますのは、これは一年ということに重

点が置かれてはいるわけではございませんで、当面見通し得る限りにおいて一年という時期を一応限ったわけではございまして、そのときの実態に応じ、一年たった時点においてまた弾力的な措置をとるということは先ほど申し上げたとおりでございます。

それから円高の関係でございますが、これも御承知のとおり、中小企業の為替変動対策の特別融資制度が現在発足しているわけでございますけれども、これは七月におきます円高の状況を前提といたしまして、当時の通産省における実態調査を踏まえて発足したものでございまして、先

生御指摘のとおり、現在はその当時に比べてさらに事態が変わっているわけでございます。したが

いまして、現在通産省においてもそういう面での実態調査を急いでございまして、その結論を待ちまして、さらに、場合によっては制度の見直しということも考えらるのではないかと考えております。

○磯山篤君 その点については、労働省の雇用対策ですね。

○政府委員(谷口隆志君) いわゆる構造不況業種の問題につきましては、産業経済面とか、また雇用面でも非常に重要な問題でございまして、先ほど来話のありましたように、総合経済対策の中でも重要な政策課題になっておるわけでございます。したがって、私ども雇用対策を進めるに際しまして、当然それぞれの業種に関連いたします事業官庁と十分密接な連携を持ちまして、広い角度から検討を行い、それに基づいた対策を進める必要があるということで、そういう体制をもつて臨むこととしてございまして、また、労働省プロパーといたしましては、一般的な雇用情勢の悪化の上に、構造不況業種からの雇用問題とい

その中で主要な問題は、御承知のとおり、雇用安定資金制度というものがこの十月一日から発足いたしておるわけではございまして、この十月一日に発足しました雇用安定資金制度の中では、いわゆる十二業種のうち五業種、すなわち繊維・衣服とか木材・合板、平電炉、造船、海運・はしけといふようなものは、雇用安定資金制度の中の事業転換等雇用調整事業の対象業種として指定いたしておりまして、この関係で指定の仕方が細分類、小分類等でありまして、五十四業種で対象事業所が十八万、対象労働者数は約二百万ということになっておりますけれども、そういうことで進んでおりますし、今後とも、その他のいわゆる構造不況業種につきましても、事業官庁と連携をとりまして、事業官庁の方で一定の産業構造の転換につ

きましての政策方針が決定されました段階には、また追加指定する等の措置をとってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○磯山篤君 いまの問題についてもうちょっと深めてもらいたいです、確かに、雇用安定資金制度というものが強化をされて発動されているということは大いにわかります。しかし、それは現実に訓練をする、あるいは事業の転換をするために必要なものを行うというものとどまっています。ただであって、その成果というものが具体的に実効があらわれるには、訓練をし、あるいは転換するために必要なことを進めた後、新しい職場に、あるいは既往の業種でも結構ですけども、雇用が具体的に拡大する見通しがなければ、それはまあ極端なことを言えば長期間にわたって訓練だけをしている、あるいは技術の見習いだけをしているというところに終わってしまうわけですね。その意味では、単に労働省の分野でなくて国全体の景気対策とも関連をするわけですが、新しい職場あるいは転換できる職場というものを具体的にどういう業種で考えられているのか。あるいはそういう業種はこれだけのものがありますよというふうにい

にしてもらいたい。

○政府委員(谷口隆志君) 雇用安定資金制度は、先生十分御承知のとおりでございますけれども、成長率が低下してまいりますと、一たん失業率に上りますと、雇用に不利な状況にまいりますので、雇用対策といたしましては、従来のような失業率からの対策というよりも、さらに積極的に進めて、できるだけ失業率の予防と、あるいは離職の防止を図る、そういう趣旨から発足をさせることといたしました事業でございます。その中には一時的な不況、すなわち、短期的な景気変動に対します景気変動等雇用調整事業と、それから産業構造の転換に伴います事業転換等雇用調整事業があるわけでございまして、これらの事業の運営につきましては、景気変動等雇用調整事業は当然のことながら不況を過ぎたら立ち直るといふ見通しのもと問題でございますけれども、事業転換等雇用調整事業につきましては、教育訓練とか出向とか、それぞれ関係の労使で協定をされるなり話し合いの行われた上で進めますので、そういう面で、この事業の対象になっておられる労働者の方々が雇用の安定面で抜けることはないわけでございます。

そこで、いま御指摘になりました、せっかくそういうことをやってもどこへ行くかというところでございます。この事業だけでやった場合、いま申し上げましたように具体的に話をつけて進めていくということでございますので問題はございませんけれども、いまのような情勢の中で、構造不況業種から、そういう努力にもかかわらず離職された方々をどうするかというような問題につきましましては、やはり雇用対策というものは経済政策なり産業政策と総合的な形で進められなければならないと、そういう意味で適切な経済運営が引き続き維持されていく、そういう中で、また、雇用吸収力のある産業としてどういふものがあるかという点につきましては、先ほど申し上げましたように、関係の官庁と十分協議しながら検討して進めていかなきゃならぬと思っております。

現状について見ますと、雇用情勢非常に深刻化して問題になっておりますけれども、製造業は、少しずつでございますが雇用者数が減っておりますけれども、結局三次産業、すなわち卸、小売、金融保険とかサービス業は引き続き少くも、総数はふえておるという状況でございます。けれども、そういうような状況でございまして、先ほど申し上げました中長期的な検討もしながら、雇用吸収力のある産業についての雇用対策を、そちらに吸収させるための雇用対策をどのようにやるかということを進めてまいりたいというふうに考えております。

○橋山篤君 まあ議論すれば長いんですが、雇用の問題についても一点だけ伺いしておきます。

それは、年間の予算あるいは今回の補正予算を含めて、公共事業投資はかなりのボリュームになるわけで、それで景気を図ろうとするわけですが、全部きめ細かく私は調べたわけではありませんが、公共事業投資が地域的に偏在をしておるという感はあるかと思っております。どうして、これから北海道あるいは東北というふうなところは降雪時期になるわけでありまして、必然的に能力が落ちます。そういうことを考えてみますと、北海道であるとかあるいは東北、それに九州、さらに、私は最近沖縄へ行ってきたわけですが、沖縄の失業率というものは非常に高い、こういうふうに見るわけです。したがって、この全体の景気浮揚、あるいは雇用対策というのと同時に、地域的な雇用対策を踏まえまないと、特定の地域だけで失業者が固まる。しかし、それとも出かせぎで雇用を吸収しようとするのにならば、建設とか土工だというふうな、体力がなければ耐えられないというふうな雇用のところに集中してしまうわけですね。特に、この偏在した地域的な雇用の対策というものが具体的にあれば、ごく簡単にいいですけれども、お伺いしておきたいと思うんです。

○政府委員(谷口隆志君) 雇用対策につきまして、先生の御指摘のように、地域的にいろいろ問題を抱えておられますので、そういう地域的な問題に対応した対策を講じていかなきゃならぬということは御指摘のとおりでございます。

一般的には、やはり雇用機会の少ない地域につきましましては、企業立地なり企業誘致というふうなことで、その地域で雇用機会が拡大してまいりませんと基本的な解決にならないわけでございますけれども、この問題はそう短期間に進んでいくわけでもございせんし、最近のような雇用情勢ではなかなかそういうことも進みにくいというふうなこともございまして、私も雇用対策といたしましては、そういう雇用機会の少ない地域で新たに増設なり新設をされて雇用者を雇われる事業主に対します雇用促進給付金のようなものもございまして、やはりそういう地域につきましましては、公共事業面での失業者吸収効果というふうなこともかなり大きいわけでございますので、その点につきましては、関係の省庁、事業官庁、それからまた地方に対しまして、そういう事業実施されます関係部局に協力をお願いいたしますわけでございます。

そこで、いま御指摘のありましたような地域につきましまして、たとえば北海道でございますと、季節受給者が、これは気象条件によりまして、また東北とは若干違った形で季節受給者、季節労働者の問題がございまして、その上に、今回の北洋漁業の漁獲規制の問題で離職者が出てまいりますし、そういう面で季節労働者に対する対策といたしまして、関係省庁なり道庁と連絡をとりながら、たとえば公共工事、従来ですと夏場に非常に集中いたしましたので、その時期には東北の方から人が行って働いておられるというふうな状況もあるわけでございますけれども、できるだけ平準化されること。その前提といたしまして、できるだけ事業量も拡大して実施していただく必要もございまして、そういう対策とか、あるいはまた、漁業離職者に対します職業転換対策等を講じ

る必要がございます。

また、沖縄は非常に失業情勢悪いわけでございますけれども、やはり特徴といたしまして、軍関係の離職者が三七%ぐらい占めておられるとか、また、一つの大きな特徴といたしまして、若い方々の失業者が多いわけでございます。三十歳未満の失業者が六五%以上を占めているというふうなことでございます。さらに、Uターンで帰ってこられるというふうな傾向もございまして、本土の優良な求人を持っていまして、現地で職業相談をしながら広域的な就職活動を図るというふうな、そういう個々の地域に合った対策を進めていかなきゃならぬということで実施いたしておるわけでございます。

○橋山篤君 それでは例の黒字、貿易対策のことについて伺いますが、世間の非難は非常に強いわけでありまして、特に円高についても最近とみにそれが加わっている。そういう意味で言いますと、一時的に輸入量を拡大するという問題に現実にはぶつかっております。それから、総理大臣が国際的に約束した立場から言えば、恒久的に貿易面、特に日本が諸外国から輸入するポリウムもふやしていかなくやならぬ。これは日本経済の立場から言っても相反するような問題の性格を含んでいると私は思うわけです。

しかし、とりあえず一時的に輸入する物が、すでに政府側の検討の方向が示されておりますけれども、これはどういふ品物といえますか、物品を中心にされているのか。石油だとかウランとか、いろいろなものがあるわけですが、しかし、石油を一時的に備蓄するにしまして、これは地の利の問題もあるだろうし、あるいは船の問題もあるだろうし、いろんな障害が一つ一つの項目でたくさんあると思うんですね。中には、非鉄金属とか、あるいは農産物を大量に輸入すれば国内の産業にさらに重圧を加えるという意味では、非常に相矛盾した政策を行わざるを得ないという現状に直面をしていると思うんですが、その一時的な

輸入増加の態度についてひとつ明らかにしたい。だいたい、それから、先ほど申し上げた恒久的な黒字減らしの基本的な態度というもののついても、あわせてひとつ明らかにしていただきたい。

○説明員(大竹宏繁君) いわゆる対外経済対策につきましては、九月三日の総合経済対策、あるいは九月二十日にさらにこれを具体化したしました対外経済対策の推進という方針に基づきまして、現在その具体化を政府内部におきまして検討しております。

個々の物資につきましては、それぞれいろいろ問題がございますけれども、現在検討を進めておるところでございます。さらに、それを一時的なものでなくて恒久的にどうするかというお尋ねでございますけれども、基本的には、やはり内需の拡大を通じて輸入の増加を図っていくということが基本かと存ずるわけでございまして、その線に沿いまして、総合経済対策で決定されました需要の追加、先日成立いたしました補正予算の迅速の確な執行を通じて雇用対策の推進を図るといふことがやはり基本になるかと、こういうふうにご考慮ください。

○磯山篤君 どうも抽象的ですが、時間がありませんから、最後にひとつお願いしますが、今度の補正予算を含めまして、景気浮揚のために公共事業投資というものが中心になって今年度の予算編成を見ることができると思っています。しかし、公共事業投資ということになれば、投資の拡大ということになればそれだけ大きな財源を必要とするわけですから、一般的なやり方としてはそうだろうというふうには思いますけれども、しかしこの一年間、あるいは去年一年間、公共事業投資を中心にして景気対策というものをやってきましたけれども、円高であるとかその他のいろんな理由が重圧としてあるわけですから、来年度の予算の編成に当たって、ことしのような、あるいは去年のような予算編成の態度では、単にそれは予算全体の規模を大きくするけれども実効が期待できないんじゃないか。ただいまも内需の拡大というふうな説明があ

りました。時間がありませんから、細かいことを申し上げるつもりは、ありませんけれども、この一、二年の経験から考えてみて、内需の拡大、それも国民福祉の生活基盤の拡充という、そういう面から内需を拡大をしないか、ことし、この一、二年の経験を踏まえておきまして、去年の注文とほとんど性格が変わらないというふうな考えを、省庁から要求のあった予算案というものを受けて、大蔵大臣としては来年度は発想の転換を私は考えるべきだと思っておりますけれども、その点についての基本的な、あるいは特徴的な考え方を最後に伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。来年度の予算につきましては、ただいま大蔵省主計局が中心となりまして、鋭意これの編成の事務を進めておるところでございます。

そこで、この来年度の予算の何と申しますか、特徴と申しますか、内容と申しますか、それについてどうだと、こういう御質問でございます。予算というものは、私はやっぱり来年度の日本の国の経済財政の事情が最もよく見通しがつくということに、これはやっぱりそこが大事だと思っております。いまおっしゃられたようなことも非常に大事なことであるということ、これはもう私そののとおりだと思っておりますけれども、そういうような意味におきましては、来年度の経済見通しというものがまだまだ固まっていないうことです。その経済見通しがやがて固まってくると思いますが、それを踏まえて、その上に五十三年度の予算を組んでまいりたいと、かように考えますので、いまこの段階でどれを重視、どれを眼目にしているといふところまでお答え申し上げる段階には参っていないというところを申し上げてお答えにかえたいと思っております。

○磯山篤君 経済見通しの話になると、どこまで正確に見詰めるかということになれば、時期をずっとおくらせることに物理的にはなるだろうと思

います。国民の立場からいえば、国の政策、考え方というものが来年はどうかあるかということがこれら関心を深めるわけですね。そういう意味で言いますと、年内の編成ということでは、大蔵大臣の考え方を了解してよろしいでしょうか、それとも年が明けてから、十分見詰めてから予算編成を終わりたいという意味ですか、その点明確に最後にお願ひしたい。

○国務大臣(坊秀男君) そのことにつきましては、先般の閣議におきましても、総理大臣から、五十三年度の予算は年内にひとつ編成を完了するようという強い御指示を受けておりますので、私もそういったしるしはぜひそういうふうな運んでまいりたいと、かように考えております。

○糸山英太郎君 社会保険診療報酬課税の特例に關して、大蔵大臣に幾つかの点をお尋ねしたいと思ひます。

私が与党議員の立場でこれまでタブー視されてきた感じのこの問題を取り上げる真意は、わが国税制の長期的ビジョンに立ったやむにやまれぬ心境ということなんです。どうか私の真意を御理解願ひ、勇気を持ってお答えをいただきたいと、そういうことなんです。

たとえば、国税庁発表の脱税ワーストリストによっても、医師が常に上位を占めている例は御存じだと思ひます。あるいは、最近の一連の医科大学寄付金問題をめぐる資料の中に医師の高額寄付者が多いというマスコミ報道ということから、国民の受けとめている素朴な印象は、医師という職業はもうかる職業だということだと思ひます。大蔵大臣の御認識はいかがでしようか。

○国務大臣(坊秀男君) いろんなことは私も耳に入っております。だから、いろんな職業の中でそういうふうなことをお聞きしておりますけれども、私はその徴税に直接当たった者でもございせんが、そのいまのおっしゃられたことを、そうではないということとは私は申し上げられない気持ちでございます。

○糸山英太郎君 まあ、もうからないと言えない

ということですから、ぼくは、もうかると思うというように理解しますけど、大臣は、十月二十一日の閣議で、「五十三年度予算の編成に苦慮している。予算を健全化するためには、増税を図らねばならない。そうすると、不公平税制の親玉とも言える医師優遇税制を解決しないわけにはいかない。橋の頭に大きな石がある場合、渡る前にまず、その石を除かねばならない。同税制の是正は是非実現したいと思う。」と発言せられたと新聞は伝えております。この御発言の内容は事実でしうか。ここに資料ありますけれども……。

○国務大臣(坊秀男君) 私は、さような趣旨のことを発言いたしました。

○糸山英太郎君 確認の意味でお聞きします。大臣は、医師優遇税制のかねてからの廃止論者と私は聞いて何ってあります。今度の予算委員会での、私も委員会のメンバーですから御答弁をずっと聞いてきまして、二月二十二日の参議院予算委員会でも公明党の塩出委員の質問に対する御答弁の中で、「私もこれは不正なものだと思っております。」と述べられました。いかがでしうか、この機会にもう一度確認させていただきますが、こういう医師優遇税制というのは世界じゅうで日本だけだということですね。これは不公平だということをもう一度確認しておきます。

○国務大臣(坊秀男君) 現行の社会保険診療報酬ですか、それに対する課税のあり方は、これは日本の税制全般から見ても一つの不公平なものであると、こういうふうにご考へます。

○糸山英太郎君 昭和五十年年度の税制改正答申には次のように具体的な改正案が盛り込まれております。その要旨は、大臣も御承知のとおり、報酬の多少によつて控除率を四段階に分け、一千五百万円以下は七二%、一千五百万円から三千万円以下は六二%、三千万円から五千万円以下は五七%、五千万円以上は五二%とするというものであります。

そこでお尋ねしますが、これを、大蔵省がかねて調査されている医師の収入データと対比します

と、四段階の中でどの段階に相当するケースが一番多くて、逆に、どの段階に当てはまるケースが少ないのか、それを御答弁願います。

○政府委員(大倉真隆君) 私どもが国税庁の協力を得まして調査いたしておりますところから考えますと、ただいま糸山委員のおっしゃいました控除率の中の五二％というのが一番実態に近いのではなからうか、このように考えます。

○糸山英太郎君 この一、二、三、四と分けていますけど、五千万円以上五二％に近いと言いましたけれども、大体これは後の質問にくっついてくるんでね、どの辺が多いのか少ないんだとか、きょうの新聞と関係があるんだ。

○政府委員(大倉真隆君) 診療科目ごとにかなり違いますし、それから個々の診療所なり病院で非常にばらばらしているわけでございますが、それを総平均いたしますとおおむね五二％近くというふうな私どもとしては認識しておるわけでございます。もちろん、個々の診療所なり病院にとりましては七〇近いものもございまして、場合によっては五〇よりも低いものももちろんありまして、それらを平均いたしまして大体五二％に近いのではなからうかと考えているわけでございます。

○糸山英太郎君 ここでもって資料を要求したいんですが、ちょっとお願いしておきます。つまり、一千五百万円以下の七二％、一千五百万円から三千万円以下は六二％という段階を四段階に分けましたけれど、これいい案だと思ふんですが、この四段階に該当する医師がどのくらいいるのか、一、二、三、四種類にですね、区別していただきたいと思います。これはいま出なければならぬ、恐らく持っていないでしょう、本当は持っている、もし出ないならば資料を要求してこの委員会でいただきたいと思います、いかががでしょう。

○委員(長嶋均君) 後刻理事会に諮って提出を求めます。

○糸山英太郎君 理事会——まあ結構です。

渡辺厚生大臣が、きのう経団連会館で開かれた社会保険指導者講習会で、年収二千万円から三千万円以内は現行で、それ以上の年収の医師は法人としての性格を明確にし、合理的な改善を図るなどの新しい具体的提案をされたニュースがけさの新聞に載っておりますが、私が読んだ印象では、折衷案のような気がいたしてしようがないんです、これはどうも、厚生大臣は、私から大蔵省にこの案を正式に要求すると伝える新聞もありましたが、ここに出ておりますが、まさか大蔵大臣はいまの御心境よりも後退をなさるようなことはないでしょうね。つまり、妥協せられるようなことがないだらうねというのをここでちょっと確認をしておきたいんですが、ひとつお願いします。

○国務大臣(坊秀男君) 私は、まだその点につきましては厚生大臣とお話をしたことはございませう。そこで、そういうことが新聞にも出ておりますし、いま糸山委員から御質問も受けましたので、今後厚生大臣とよく話し合いをしてみたい、かように考えております。

○糸山英太郎君 大臣、大臣の信念ですからね、これね。自民党の中にも大分大臣を応援している人いるんですからね。これは渡辺厚生大臣も本心は何言いたいかわからないけど、やっぱり医師会という大きな力のところとの交渉ですからそれはむずかしいと思います。でも渡辺厚生大臣だんだんと後退をしているんですね、答弁が。ですからもう大蔵大臣ね、これから出てきますけれども、その点においては答弁を要りませんけれども、どうですか、ひとつ信念をもって、とっ組み合のけんかしたっていいからひとつやってみてください。頼みます。それは。

質問に入ります。

十月二十二日付の日本経済新聞朝刊は第一面のトップで、「医師優遇税制の是正 大蔵省、具体案作りに着手 控除に段階つける 来年度実施を検討」という見出しのもとに、先ほど私が述べました五十二年度の税制改正答申を大蔵省がそっくり採用して具体的な改善策を検討し始めたとか大きく

報道しております。ここに同新聞の切り抜きも私がつけておりますが、大臣も当然これはお読みになったと思いますが、この新聞報道は事実でしょうか、事実じゃないんでしょうか。

○政府委員(大倉真隆君) 私もその報道を承知いたしておりますが、ただいま私どもの部内で検討いたしておりますことは、税制調査会の答申に即して検討いたしております。税制調査会の今回の答申は、第二という部分の中で本件に於いておられます、そこでは、社会保険診療報酬課税の特例は廃止すべきであり、少なくとも昭和五十年改正に即して答申した改善案を早急に実施に移すべきであるというふうに指摘されておりますので、私どもの検討の基礎がただいま糸山委員の御指摘になりました五十二年度改正答申であるというところは事実でございます。そういうことを知っております。まああんな記事になったらどう思うんです。

○糸山英太郎君 私は、大臣こう思うのです。いま国民の大多数が抱えている素朴な感想は、医師はもうかつているのではありませんか、そのくせそんなに税制の上で優遇されていいていいの、全く不公平というべき税制ではないかということ。つまり医師だけをなぜ特別扱いにするのかであり、改正に絶対反対という医師会側の態度は特権意識まみれの主張ではないかということだと思えます。これは国民がほとんどそう思っていると思うのです。もう国民に黙れと言っても黙れないと思えます。

そこで私は、古いことを蒸し返すわけじゃございませぬが、二十三年前の昭和二十九年十二月四日に開かれた衆議院大蔵委員会の会議録がここにございまして。会議録によりますと、議員立法として提出されたこの医師優遇税制問題を、質疑省略の上、全会一致で原案どおり可決したとき、委員長代理として採決を語られたのが、これなんとならにお座りになっている坊大蔵大臣、いまの大蔵大臣、坊秀男委員となっております。いや、うそついちゃだめよ。こっちはありますよ、

大臣。だめだよ、逃がすわけにいかない、これはもう一番の山場なんだから。当時の坊委員長代理がいま大蔵大臣という税制の責任者になっていらつしやるということは、何とも歴史の皮肉としか言いようがありません。

そこで大臣、繰り返すようですが、大臣は先日の中期税制改正答申を尊重されるお考えと思えますが、この点確認をさせていただきます。

○国務大臣(坊秀男君) 先般の税制調査会の答申は、私は先般申し上げましたとおり、これは尊重いたすつもりでございます。

○糸山英太郎君 大臣、これ、もしなければ資料は差し上げましょうか。坊秀男さん出ていますよ。名前も赤線引く張つてありますから、よろしければ、もう忘れたなんていうことでは済まない、これは幾ら二十三年前でも。差し上げますよ。これは自分がやったことだから。ですから御自分がやったことですから御自分で責任をとっていただきたいと思いますし、委員長長気をつけてください。これあれです、うっかりしたことやると後で必ずこういふようになるんですから。

質問続けます。まあ後ほどゆっくり読んでください。思い出してください、昔の吉田内閣を。大臣はこれまで国会での御答弁で、なるべく早い時期に答申を表現したいとおっしゃっておられますが、その時期とは具体的にいつなのか。五十三年度がむずかしい状況であるのならば、次の五十四年度ということに当然なるわけですが、いかがでしょうか。早い時期なんてごまかさないうで、どうでしょう。

○国務大臣(坊秀男君) これは私の念願でございます、できるだけ早い機会にやりたいと、こう思っています。いまいつやるかと、こういうことを切り込まれましたが、私の念願はできるだけ早い機会にやりたいと、かように思っています。

○糸山英太郎君 いまの大臣の御答弁に正直言つて私は失望しました。早い時期に早い時期に、できるだけ早い時期に、これ聞き飽きましたけれども、国民の多くもきつと失望しているでしょう。

し、また失望したでしょう。私は自分の政治信念、つまり政治信条の上からもこの問題に真剣に取り組み決意を持っております。もし次の通常国会に政府が提出されないようでしたら、法制化のときに議員立法であつたことから、改正法案も議員立法で、しかも与野党を通じて議員立法を提出したいと思ふ私は考えているのです。市川さん、聞いておいてください、これ、どうぞ野党の先生方も聞いておいていただきたいのですが、与野党乗り越えてこれは議員立法出したい。この特例にメスを入れないで一般消費税に代表される増税の導入をめぐる、国民の理解も協力も恐らく永久に得られないことになるでしょう。五十三年度にこの特例を正し、五十四年度に税制改正を行う、これが財政の長期ビジョンのプログラムの中で必要なことではありませんか。二十九年十二月に坊委員長代理が採決したこの特例を、今度は大蔵大臣として、いまこそ勇気と決断のもとに是正されることを強く望みます。大臣、改正法案の提出をこの場でもって約束していただきたい。五十三

年、お願いします。

○国務大臣(坊秀男) 繰り返し申し上げておりますけれども、私は、自分としてはどうしたつてこの念願を達成したい。しかし、幾ら大蔵大臣といえども、一人でもってそういうことを決めていくわけにはまいらない。私も、こういふような重大なる問題は、まず第一に国会議員の皆さん、そういう方々に、糸山さんのように熱心に誠意を持ってこれをやれというふうに言つてくださる人ばかりではございません。そういうふうな人たちがこれから折衝を重ねていかなければなりませんから、ここでこれをやりますということをお答えしても、何にいたしましても議會制民主主義の、皆さんの御協力を得なければできないこととでございますから、それを私は期待いたしまして、ぜひともこれをやりたいと、かように考えております。

○糸山英太郎君 議會制民主主義とおっしゃいましたけれども、国民のほとんどはそれを望んでい

ると思ひますし、与野党の中でも、私もずいぶん聞いてまいりました。自民党の中にもおります、不正税制を直さなければいかぬと、私みたいのもいます。これは十人か二十人かやないんですから。大臣、これは通りますよ。問題は、大蔵省が腹をくくつてやるかやらないか。医師会と全面戦争になつて、向こうが仮にストライキをするなというところになると大変なことになるから、こわいからこわいからということだったら、国民は黙つていませぬよ。やっぱりこどももって正しいものは正しい、悪いものは悪い、あるいは財源が非常に影響する、金もかかる、国でもって援助もしなきゃならない、いろんなことでもって負担がかかるかもしれないけれども、正すべき問題は正していただきたいんです。そうしないと、一般消費税を仮にもし考えているならば、まじめに税金を払っている人はばかを見てしまふ。ぼくなんか一生懸命税金を納めているわけでございますから、どうか国民の勇氣ある行動をお願いいたします。もう一言、もう一回答えてください、しつこいようですけれども。

○国務大臣(坊秀男) ぜひともさようにしたいと思つております。

○糸山英太郎君 非常にいい御答弁いただけましたので、私は次の質問に移ります。実は、私のところに最近届いた一通の手紙があります。長い手紙なので時間がちよつとこぼれることも――まあこれはこぼれないでしよう、答弁簡単だったので。差出人の心情を少しでもよく取り願えれば幸いです。残念ながら質疑は恐らく時間の関係でできないと思ひますから、時間がなかりました後、坊大蔵大臣とそれからこの担当は保険部長さん、貝塚さんの御答弁というか、感想を聞かしていただければ結構です、手紙に関する感想で結構ですから。きょうは提起だけしておきます。

私の主人は、ことしの一月二十六日の早朝、あるがんセンターの病室で胃がんのため四十八

歳の生涯を終えました。死亡診断書によると、死因は激しいせき込みのため、たんのどに絡まつての窒息死であり、臨終の際の苦しみようはまるで地獄絵を見るありさまでございました。けれどそれは、あくまでもだれもが一度は通る命あるものの宿命として私の心の中であきらめなければならぬことでございます。

同時に、私にはいつまでも亡くなった主人への思い出に浸っている余裕もなかったものでございます。主人が残した二人の子供、高校二年の長男と中学一年の次男を私はしっかりと成人させなければならぬのでございます。

幸いと申すのも適当な言葉ではございませんが、主人は亡くなる一年ほど前に生命保険に入つておりました。それも、別に自分から進んで入つたのではなく、主人の会社に入社して入社した生命保険会社のセールスマンに強く勧められて加入することを決心したのでございます。それが一昨年の五月の終わりでございまして。

主人は、健康だけが取り柄の平凡なサラリーマンでございます。強いて言えば、深酒をした明くる日はときどき胃が重いと言つていました。そこでその旨を保険のセールスマンに申し上げたところ、そのセールスマンの方が、現代医学ではそのくらいのことには心配することはない。ただ自分では健康と思つていても万が一のことがある、そのために保険が必要だと申ししたのでございます。それで六月十四日に、病死の場合一千万円がおりる保険に加入したのでございまして。そのとき保険会社から専属の医師がセールスマンとともに見え、実に簡単な健診をいたしました。そして口頭で既往症について聞かれました。主人はかつて病んだことのあるぜんそくのことは申し上げました。胃のことはセールスマンに、申請するほどのことはないからと言われておりましたので、黙つておりました。

入院は七月十四日で、手術は七月二十七日でございました。手術の結果、胃潰瘍ではなくがんであることが知らされました。もちろん主人にはないしでございました。年齢的に若ければ若いほどがんの進行度は早いものなそう、主人の場合はわずか三カ月ほどの間に進行していったのだそうでございます。結果は、前に申し上げましたとおり、手術後わずか半年ほどで帰らぬ人となつたのでございます。主人の死後、残された私たち親子三人のこれからの長い長い人生を支えるものは、悲しくそして恥ずかしいことなりました。主人の加入していた保険金だけでございました。それとローンでやつと購入したばかりの小さな家。けれどそれは私の甘い甘い願ひだったのでございます。

夫の死後二カ月ほどして保険会社から届いた返事は、告知義務違反のため一銭の保険金も支払えないというものでしたのでございます。告知義務違反、初めて耳にするこの言葉の意味がどうしてもわかりませんでした。説明を請うと、主人が胃の要調を保険会社の医師に報告しなかつたことが要するに告知の義務を怠つたことになるとございまして。私の記憶する限り、セールスマンの方から主人の生前一言たりとも告知義務などということの説明を受けたことはございませんでした。私は、主人の友人や告知義務のことを聞いて回りました。けれど、どなたともそんなことは知らないと言つてございまして。知り合いの方が紹介してくださつた弁護士さんに相談したところ、やはり法的には勝つことは無理だろうというお答えでございました。結局私はあきらめたのでございます。

ただ思うに、このようなケースは私ともだけの特例ではなく、十分に起こり得ることだと思ひます。なぜなら、加入までは生命保険会社のセールスマンがすべての窓口であり、その後のことはセールスマンの手を離れ、すべて会社という機構の仕事となつてしまふからでございます。私たちはセールスマンの執拗な勧めによつて加入するわけでございます。そのセールス

マンは歩合制なので、自分の成績のみを考え、ただただ熱心に執勤なまでに保険への加入を甘言をもって勧めるのでございます。ここに生命保険会社のでたらめさがあるような気がしてならないのです。

重ねて申し上げます。胃の衰弱は心配するに及ばない、したがって、申請する必要はないと言ったのはセイルスマンでございます。

主人は、最後まで自分が死に至る病であったことを知りませんでした。それでも死ぬ間際にきつと心のどこかで、死後保険金を頼りに私たちが親子三人が多少の間でも生活の不安を感じないで済むだろうというのを考えたかも知れません。そのため、私たちは墓参の折にも保険金のこと何れも報告はしないのでございます。

すっかりあきらめたとき、私はこれから人生を強く生きていくことを考えなければならなりません。そして皮肉なことに、私は生きる支えとしていまある保険会社のセイルスマンを始めたのでございます。けれど、心の中で一つだけ決めたことがございます。それは、自分の成績のみを考へて告知義務の一項を被保険者に意図的に隠すことだけは絶対しないセイルスマンになることでございます。たとえそのために成績が落ち、毎月のお給料が少なくなったとしても覚悟はできております。

長々と愚痴めいたことを申し上げました。何とかの機会にこの問題を国会内でお取り上げ願えたらこれにまさる幸せはございません。人づてに聞きますと、いまだかつてこの告知義務の問題を正面から取り上げてくださった国会議員はおらないというのでございます。何とぞ、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

本人の名前は出しません。保険会社の名前も出しません。こういう一つの手紙が来ております。きょうは提案で、この問題についてのことを審議はしませんけど、どうかこの手紙を読んだ限りの感想を大蔵大臣と、それから担当である員塚保険部長の御答弁、感想をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) いま読まれた書簡につきましては、胸を打たれるものがございます。○説明員(員塚敬次郎君) お答えいたします。

実は、きょう糸山先生から告知義務違反のことで御質問があるというので、実は昭和五十年に一度読み直してみました。そうしましたら、各論のところ募集制度というのがございます。そこで審議会が指摘しておりますことは、従来とかく生命保険会社の経営姿勢は業容拡大主義に偏り、外務員の大量導入に依存するものであったため、改善策の実施が不徹底だったということを指摘しております。

五十年の六月にこの答申を受けまして、大蔵省は早速募集制度の三カ年計画というのをつくりまして、大量に入ってくる外務員をとかく阻止する方向で、三カ年計画で、たとえば五十年と五十二年と比べますと、一切増員まかりならない、まかりならないどころか四万人くらい減らすという指導をやっております。その計画は毎年毎年ローリングしてございまして、五十一年も同様で五十二年と五十四年と比べますと四万人くらい減らしていく。要するに入り口でまず大量動員ということをや減らすということです。入った者をどうするかといひますと、従来は試験を受ける前にすでに登録した。それじゃいけないと、協会の統一的な試験を受けさせて、試験に合格した者だけが募集できるように、そういう制度に改める。

その他いろいろと改善策講じておりますが、いま感想をというので、先生のお読みになった手紙に対する感想を述べますと、まず執拗に勧められたと、強く勧められたとこれは大変してはいけません、強制的だと思ひますが、本当に必要な人に対してだけやるんであって、しつこくやっちゃいかぬということをよく言っておるんでございますが、いまだにそれが徹底してないこと、要するに、われわれは制度を一生懸命つくっておりますけど、運用についてはまだまだそういうことあるん

だということを深く反省する次第でございます。それから第二番目に、そのくらしいのこと心配なというのでございますが、別に手紙疑うのではありません。事実認定はちょっと勘弁いただきたいのでございますが、一般論だけでお答えさせていただきますと、そういう場合には従来大蔵省といたしましては契約者寄りの処置をするように指導しております。抽象的でございますが、そういうお答えで勘弁いただきたいと思ひます。それから、説明の不足の問題がずいぶん出ました。説明するようにということで答申を受けました行政の大きな柱は、一つはいま言った募集制度の改善、一つは情報提供ということを非常に強く言っております。各セイルスマンはパンフレットを持ちましたり契約のしおりを持ちましたり、そういうものを持って十分説明するように制度はできております。それから契約いたしましたとき、しおりを實際に受け取った受け取らないとか、確認をするようにわれわれ強く指導しております。ですから、一応たてまえたしおりは皆様方がそういうしおりを読んだというたてまえにはなっておりますが、その説明のしおり、説明が十分であったかどうか、こういうものになると事実問題でございます。われわれはやっぱりこういう点に、仕組みだけつくって安心してはいけません。ということを強く反省させられた次第でございます。

以上でございます。

○糸山英太郎君 最後、いま何か部長から懇切丁寧に御答弁ありましたけど、この告知義務違反、一休年間のくらしいあるのか。

それから最後ですから言います。「生命保険ウソの部分」、こういう本がベストセラーで出ているんです、非常に売れているんです、こういうのは、これはもししたら大蔵省の方々のPR不足、あるいはコンセンサス、国民に対して説得をさせる努力が足りなかったんじゃないかということとを私は非常に感じております。この問題はこれからもっとと審議していきまうけど、一応留

保はしますけど、どうか年間どのくらいあるのかということだけひとつお尋ねして、私の質問を終えさせていただきます。

○説明員(員塚敬次郎君) 保険の解除は、契約開始後二年以内は行使できませんので、最近二年以内に死亡、保険にかかる死亡件数押さえますと、五十一一年は一万九千六百二十五件でございます。そのうち告知義務違反ということで解除いたしましたのは千六百件、五・四%でございます。

以上でございます。

○委員長(嶋崎均君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時五十分まで休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、租税及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を続けます。

○塩田啓典君 それでは、きょうは最初の大蔵委員会でございますので、いろいろ一般的な問題について二、三お尋ねしたいと思ひます。答弁は簡潔に、要点だけで結構でございます。

まず最初に、経済企画庁にお尋ねいたしますが、いわゆる二兆円の事業費と言われる補正予算が成立をいたしましたとして、九月初めの政府の総合経済対策の一環として成立したわけですが、緊急な円高によりましてこの補正予算の効果が非常に薄れたんじゃないかと、こういうような声もあるわけですが、政府としては今後の経済の見通しについてどのような考えを持っておるか、お尋ねしたいと思います。

○説明員(阿多忠明君) 政府は、先般九月三日に総合経済対策を決定いたしましたので、今回また、その主要な柱でございます補正予算の御審議を願ひまして成立を見たわけでございます。ただ、その後の経済の動きを見てまいりますと、先生御指摘のとおり、九月末以来急激な円レートの上昇が

見られたわけでございますが、この円レートの上昇という問題につきましては、これが、もし先行きこのような状態が引き続き継続するということがありまると、その影響はいろいろな面に当然出てくるわけでございます。

基本的には、円レートの上昇というものは、まず貿易面にあらわれるわけでございまして、輸出の数量を減らし、また、輸入の数量をふやすというような効果がございまして、また、経済の実体面につきましてもデフレ的な効果をもたらすということはお承知のとおりでございます。ただ、この円レートがどのような先行き推移を示すかということにつきましては、しばらく情勢を見守る必要があると思ひますし、また、この円レートの上昇というものが、経済の実体面に影響を及ぼしてくるまでにはいろいろタイムラグという問題もございまして、また、どのような効果を及ぼしていくかにつきましても、いろいろそのときの経済条件によって異なってくるわけでございます。こういう面につきましても、われわれとしましては、いろいろ検討いたしているわけでございしますが、いずれにしましても、当面私どもといたしましては、先般決定いたしました総合経済対策を逐次実施してまいりますことによりまして、予想されております需要創出効果、本年度内におきましては一兆五、六千億を予想しておりますが、その効果が出るのを見てまいりたいと存じておるわけでございまして、当面この私どもの改定見通しによりまして、当分の政府見通し、六・七％の実質成長率は十分達成し得るのじやなからうかというふうに考へておる次第でございます。

○塩田啓典君 非常に、いつも言われることは、政府の発表と実態はかなり離れているんじゃないか。たしか四、五、六の第一・四半期の経済成長の瞬間風速は非常に高い。しかし、完全失業者は百万人をなかなか六、七カ月下らない。中小企業の倒産は一千件を突破しても二十数カ月、あるいは三月から七月ごろまでは千五百件というところでありますね。政府の言っていることと

実態はかなり乖離をしておるのではないか。こういう感じがするわけでありますが、大事なことは、ただ数字がどうなるかということよりも、私たちとしてはやっぱり企業倒産あるいは失業者あるいはそのものとなる稼働率指数、こういうものがどうなるかということが非常に関心があるわけでありまして、大体い言ったような項目がどういう方向にいく見通しであるのか、このあたり見通しを持っていらつしやるようであれば御説明いたしたいと思ひます。

○説明員(阿多忠明君) 御指摘のように、この一・三・五の成長、四・六・八の国民所得ベースの成長率で見ても、一・三・五の成長率で二・五％の成長、四・六・八の成長で二・五％の成長、マクロ的にはそれ相応の経済の拡大が見られるわけでございます。しかしながら、一面御指摘のありましたような雇用の面、あるいは生産動向あるいは倒産状況という面で見ても、これらはなおかなり問題があるわけでございます。

雇用の面につきましては、御指摘のように、当面の状況を見てまいりますと、常用雇用の統計で見ても、この水準はなお引き続き前年の水準を若干下回るといふ動きを示しております。失業者数につきましても、百万を超える水準が続いておるという状況でございます。ただ、この雇用の面につきましては、総理府統計局の全産業の雇用者数で見ても、これは全体としてましては前年の水準を上回っている、一％強の水準で推移している状況でございますし、就業者数という面で見ても、前年の水準を若干上回っているという状況でございます。また、前年の水準をやつぱり一％以上上回っているという状況でございます。また、製造業とかいゆる大企業におきましては引き続き現状規制と申しますか、雇用面での抑制ということを進めておるわけでございますが、それ以外の分野におきましては、就業者数の増加が見られるわけでございます。中小企業あるいは第三次産業関係におきましては、なお就業者数の増加が見ら

れるという状況でございます。また、先行きにつきましては、私どもとしましては、全般的な動きといたしましては、昨年度に引き続き就業者数あるいは雇用者数は、年度としましては一％台の増加を維持するといふふうに見ております。ただ御承知のように、産業の内部におきまして、各業種別あるいは大企業、中小企業等の格差が大きいわけでございます。それによつて、むしろ具体的な経済の実体におきましては問題があるといふふうに見ておるわけでござい

す。次に、生産の動きでございますが、御指摘のように、生産の動きはこのところ芳しくないわけでございます。昨年末以来の在庫調整が一時進んだわけでございますが、その後また、ことしの四・六・八の月、七月・九月期とまた再び在庫調整の動きが見られるわけでございます。したがって、生産の動きもこのところ伸びが非常に弱い、あるいは横ばい状態に推移しているといふこととでございます。しかしながら、在庫の問題につきましても、この秋口に入りましてから若干在庫減らしが落ちついているといふことでござい

ます。先行きの見通しにつきましては、昨年度は生産の増加は前年度に對しまして二・七％の増加を見たとありますが、今年度は、これまでの推移から見てまいりますと、大体五％程度の増加にとどまるのではなからうかといふふうに見ておるわけでございます。

このような状況でございますので、企業の稼働率関係を見てまいりまして、引き続き芳しくないわけでございます。稼働率は昨年の春ごろにはかなりの、稼働率指数で申し上げますが、九〇に近いところまでいったわけでございますが、その後むしろ低下いたしておりまして、最近の係数では八月で八五・八、前月、七月以来若干改善されておりますが、なおかなり低いところにあるわけでございます。先行きにつきましては、今後在庫調整の進展も

見られると思ひますし、また今回の総合経済対策の効果も浸透してまいりますので、逐次需要も回復し、生産も伸びていくし、稼働率も若干ではあるが上昇していくといふふうに見ている次第であります。

○塩田啓典君 要点だけで結構です、余り時間ありませんし。

それで、私が申し上げたいのは、やはり経営者の方々が一番望んでいるのは、将来に期待を持たせるような、そういう言葉だけではないと思ひます。すなわち、やはりある程度の将来に対する国の見通しと申しますか、そういうものが欲しいんじゃないかと、このように私たちがいろんな人に会つて思うわけですが、そういう点、福田内閣は景気の回復についてもいろいろ景気のいいことは言うけれども、だんだん時がたつとそれとおりにいかない、こういうことを繰り返しているんじゃないかと思ひます。

昨日の新聞を見ますと、私は余り内容はよく知りませんが、経済企画庁の発表では、いわゆる八月の景気動向指数、DIというのがあるんですが、デフュージョン・インデックスと書いてありますけれども、これが四カ月連続して五〇％を切つておる。したがって、この指数で見ると、景気は後退期であると。ところが実際はそうではない。一生懸命、これだけのデータを集めるにはたくさんの人たちが苦労をして、いろいろ調査をして、そして集めた結果は、私は、われわれ国民の現実の気持ちには合ふんじゃないかと思ひますが、政府の見通しとは全然反対の方向にきておるわけなんです。こういう点、どう考へておるか。やはり、かつての高度成長時代といふの低成長時代というのは、いろいろな面で質的な変化があるわけですから、そういう点、国民の指標となるようなものを検討すべきではないか、こういうような気がするんですけれども、その点はどうでしょう。

○説明員(阿多忠明君) 景気動向指数につきましては、先生御指摘のとおり、五月以降この八月ま

け早く消化してまいりたいと、かように考えておる折からでございまして、今日ただいま第二次で、すか第三次ですか、そういったような追加をやろうとはいまのところは考えておりません。

○塩出啓典君　予算通つたばかりでありますすか。それから、恐らくそういうことじゃないかと思ひます。

そこで円高の問題でございしますが、これは私たちがなかなかびんとこないことが非常に多いわけであります。ことしの初め二百九十二円であつたレードがいまはもう二百五十二円になつて、これは日本の製品をどんどん外国へ輸出をして、そうして経常収支が余りにも大幅の黒字になつたために

こうなつたんだ、このように聞いておるわけでありませう。しかし、日本人が一生懸命働いて、そうして世界に負けない優秀な製品をつくつて、それをどんでん返していただくために輸出をする、こういう点から見れば、そのこと自体は非常に、さう悪いことじゃないんじゃないかと、こういう気がするわけでありませう。しかし、やはりこれは国内的にも国際的にもいろいろな問題があるわけでありませう、特に直接円高になつて被害を受けるのは、午前中にも話が出ましたように、いわゆる輸出産業が影響を受けると思ふんですね。それで、国内産業、輸出産業と申しまして、自動車や鉄鋼のような企業から中小企業まで、いろいろあるわけでありませう、こういう国内産業に対する影響というのは大体どのように通産省は見ておるのか、また、それに対する対策はどうなのか、これは余り細かい数字じゃなくても、マクロ的な大ざっぱな方向でもいと思ふんですが、御説明をしていただきたいと思ひます。

○説明員(杉山弘君) お答え申し上げます。先生ただいま御指摘のように、日本の輸出産業の中にも自動車、家電、精密機械といった国際競争力の非常に強い業種から、産地の中小企業までいろいろございませう。特に、輸出関連の中小企業に対する影響は非常に心配されますので、私も、この十二月一日から中小企業為替変動特別融資制度を発足させております。それと同時に、この二十四日、省内に関係局長を中心といたします円高対策推進連絡会議というものを発足させまして、ここで中小企業につきましては輸出比率二〇%以上の産地七十六を選びまして現地調査を実施中でございませう。それから主要な業種、これも二十数業種ございませうが、業種ごとにその影響を調査するという事で、いずれも来月の中旬までに早急にその調査結果をまとめた、そういうふうな考へておりました、その調査結果によりまして、また必要な対策を講じてまいりたい、かように考へております。

○塩田啓典君 大体的影響というのはどうなんでしょうか。私が聞いている範囲では、いわゆる自動車とかこういうものはかなり、影響が甚大ではありますけれども、その中でも比較的価格以外の競争力が非常に強い。だから今後の輸出等については余り影響は出ないんじゃないかと。むしろ、いわゆるいまさき言った産地ですね、こういうのは非常に影響が多いんじゃないかというようにことを聞いておるわけなんです、その点の感触はどうなんでしょうか。

○説明員(杉山弘君) 先生ただいま御指摘のとおりでございますが、先ほど申し上げましたように、非常に輸出競争力の強い自動車、家電、精密機械といったものにつきましては、ドル建ての価格の引き上げ等もございませう、当面したる影響はなからうかというふうに考へております。影響を受ける業種の方でございませうが、いままで私どもが得ております情報を総合いたしますと、たとえば船舶とかプラントとかいうものにつきましては、契約がほぼ船舶の場合には一〇〇%近くが円建てでございまして、プラントの場合もほぼ七割までが円建てでございませう。したがって、そういう面での為替差損というものはございませう。また、船舶にいたしましても非常に新規の受注環境が厳しくなつておりますので、円建て契約をいたしますという事になりますと、これから新規受注の獲得には相当問題が出てくるのではなからうかと考へます。

それから、構造不況業種というふうに一括して呼ばれておりますが、私も所管業種の中で申し上げますと、繊維でございませうとか平電炉でございませうとか、そういうもののにつきましては、現在でも相当苦しい状況で輸出をしておりますので、この円高の影響というものはかなり強く出てくる可能性はあるというふうに考へます。

それから、たとえば鉄鋼業のようなものを例にとつて申し上げますと、原料を相当多量に、これはドル建てで輸入をいたしておりますので、原料輸入面でいわゆる円高のメリットというものが出

てまいりますので、輸出面に対する影響をある程度相殺することは可能であらうかと思ひます。いづれにしても、国内の需要不振ということ、現在かなり深刻な影響を受けておるところでございませうから、輸入面での円高効果がありまして若干カバーされると言ひましても、やはりカバーし切れずに残る面が出るのではないかと思ひます。

以上、ざつとしたことでございませうが、先ほど申し上げました二十三業種につきまして現在調査中でございませうので、調査結果がまとまりました段階でまた御報告を申し上げます、かように考へております。

○塩田啓典君 ぜひひとつ、通産省の万全の対策をお願いしたいと思ひます。これは細かいことは次の機会に譲りたいと思ひます。そこで、経済企画庁にお尋ねをいたしますが、十月初めに今年度の経済の見通しを改定をいたしまして、国際収支、これは経常収支がマイナス七億ドルであつたのが六十五億ドルに変更したわけですね。これは今年度の六十五億ドルの見通しはどうなのか。普通考えれば、このように円高になつたわけですから、この改定見通しが出てからはまた急速に変化しているわけですから、その点考へると、輸入がふえて輸出が減ると、こういうようなことに理論的にはなるわけでありませうが、実際の影響はどのように考へていますか。

○説明員(阿多忠明君) 先ほどちょっと申し上げましたが、円高のレートが先行きどのように推移していくかにつきましては、確たる見通しが立てがたい状況にあるわけでございます。また、この二百五十円台のレートがもし推移するといったしましても、それが貿易面に具体的に数字としてあらわれてくるまでは、いろいろとその間にプロセスがございまして、直ちに輸出が減少し輸入がふえるというわけではないわけでございます。したがって、当面円高によりましてどのくらい国際収支の面に具体的に数字が出てくるか、影響がすぐるかという点につきましては、はつき

りとは申し上げにくいというふうに考へております。ただ、当初見通しの七億ドルの赤字から、今回六十五億ドルの経常収支の黒字へと見通しを変えていたわけでございますが、この見通しの数字につきましては、まだ先行きいろいろ情勢が変わるわけでございますが、この達成が可能であるように私どもとしては期待しておるわけでありませう。

○塩田啓典君 大蔵省にお尋ねしますが、これも新聞で申しわけないんですけども、けさの新聞だったですか、外務省の吉野審議官あるいは大蔵省の松川財務官、この方がいろいろ講演をされて、円高というか、輸出入のアンバランスが続いていくならば、外国の対日批判の空気がまことに険しいと。これはもうかつての繊維交渉のときのような状態である、下手をすると対日批判、さらには輸入制限にもつながるのではないかと、こういうことを警告をされておるわけでありませうが、私たちが確かに対日批判につながるとは思ふんですが、いけないうんやないかと、こういうような気がするわけでありませうが、こういう外国の日本に対するいろいろな報復的な制裁の危険性、そういうような点について、大蔵省もこれはやはり中心省庁でございませうので、どう考へているのか、これをお尋ねしたいと思ふんですが。

○政府委員(且弘君) ただいま御引用になりましたような方々が、そういう深い危機の念を持っておられるのは事実でございませう。先進諸国の中におきまして、現在経常収支が黒字であります国は数えるほどしかございませう、たとえばドイツ、日本、それからスイスの程度でございませう。なかんずく、日本の黒字はかなり高いものになるであらうということが一般的に予測されておるわけでございます、その中にありまして、先般のIMFの総会などでも、日本も対OPECの赤字を負担してもらえまいか、つまり逆に言います

と、經常収支の黒を減らして、でき得れば赤字に
してもらえないかという要望が強くあつたのは事
実でございます。

と申しますのは、その他の先進国におきまして
も失業の問題あるいは全体的なインフレのおそ
れ、そういうようなものがまだ根強く残つておる
わけでございまして、先ほど先生のおっしゃい
ましたように、日本のように失業もわりあい国
際的に比較しますと少ない、それから經常収支も
黒になりまして石油危機から脱却したということ
とは、国内的に見ますと經濟の運営がうまくい
つたということになるわけでございしますが、國際社
会の中に占めます日本の經濟の大きさというもの
が、この数年間非常に大きくなったわけでござい
まして、逆に言いますと、日本の經濟の運営に対
する期待もまたそれにつれて高まったというこ
とであります。

したがいまして、先般九月三日に発表されまし
た經濟総合対策、それから同じ月の二十日に発表
された對外經濟対策、それらの項目によりまし
て、施策を實行することによりまして、基本的
には景氣をまず回復させるように努力する。それ
から個々の問題といたしましては、日本の貿易構
造からいたしまして、できるものから輸入をふ
やすように努力するということがわれわれの緊急
になすべきことではないかと、かように考えてお
ります。

○壇出啓典君 大蔵大臣にお尋ねしたいんで
す、いまのような國際的な空氣の中で、日本もや
はり國際社会で皆さんと仲よくやっていかなくち
やいかぬと思うんですね。しかし、ある面から言
えば日本の製品が非常に優秀なわけで、まじめに
やらないほかの国が悪いんだと、こういう論議も
もちろんあるわけですが、しかし、現実
の世界の中においてはそういう諸外国の日本に対
する要望にもやはりこたえていかなくちゃならな
い。これが私が当然じゃないかと思うんですけれ
ども、そのあたり大臣はどう考えておるのか。そ
して、この經常収支というものがどの程度であ

ば大体妥当であるのか。ことしの目標とは、予想
とは違って、どの程度であれば望ましいのか、そ
の点はどの程度でしょうか。

○國務大臣(坊秀男君) 基本的に申し上げま
す、日本が黒字基調であるということとは、これは
そんな悪いことであるということではないと私は
思います。しかしながら、いまの世界經濟とい
うものは相互に連帯と協調といいますが、そうい
うような態度でもってやっていって、お互いがひ
つ世界經濟のために健全なるノーマルな成長發展
を期していくということでは、自分だけが
豊かになり自分だけが富を集めていくというよう
なことでは、この資源有限の、しかも人口もどん
どんふえていっておるという世の中において、そ
れではいけないというので、これからの經濟とい
うものは、どうしても各国お互いが、自分が成長
しようというところであるならば相手方もまた成長
すると、こういうふうな行き方ではないければな
らないということがこれからの私は經濟の本當の
姿だと思ひます。

さような意味におきましては、日本に黒字がど
んどんたまっていくというところは、これはどうも
世界全体にとつてはよろしくない、また日本にと
りまして、そういったようなことを続けておる
ということでは、私は、ことに日本が世界のいま
や經濟の舞台におきまして大変重要な役割を
演じておるというふうな立場からいたしまして
も、これはやっぱり相互協調というふうな原則の
上に立つてやっていかなければならないというこ
とでもって、いまの世界及び日本の經濟に対処し
ていかなければならぬ。したがって、いろんな
方法でもってドル減らしもしていかなければなら
ないというふうなことでこの經濟を切り抜けてい
くのがいまの日本の与えられた重要な課題であ
らうと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) 第二点の御質問の、經常
収支の将来の姿はどうかという点でございすけれ
ども、この点につきましましては、日本の貿易構造
といひますか、國際収支構造からいたしまして、

貿易外の支払いは常に毎年六十億ドルないし七十
億ドル、あるいはときにはそれを超えるような赤
字が続いておるわけでございす。したがいまし
て、そのほかに移転収支もございす。これは、
たとえば無償の贈与と援助のようなものがこの項
目に入るわけでございす。この項目につきま
しても、日本の無償援助が将来ふえていくとい
う傾向からいたしまして、この面でも赤字がふえて
いかざるを得ないではないか。先ほど申し上げ
ました貿易外収支につきましても、これは貿易の
拡大につれてこの数字もふえていくわけでござ
いますから、傾向といたしましては、この貿易外の
収支も赤字がふえていく構造になつておるわけ
でございす。他面、長期資本収支という項目が
ございすけれども、この項目では、たとえば經濟
協力で長期の円借款を与える、あるいは円建て債
を發行するといふようなことが今後とも続いてい
くと思ひますけれども、その面でも赤字がふえて
いくのが今後の大ざっぱな見通しではないか、か
ように考えております。

したがいまして、貿易収支と貿易外の収支と移
転収支を合わせた經常収支では若干の黒字、
それから長期資本収支では赤字ということで、そ
れらを合わせた基礎収支ではほとんどという
のが五十年代前期經濟計画でも想定されてい
るところでございまして、そういう方向が大まかな方
向ではなからうか、かように考えております。

○壇出啓典君 ことしの經濟見通しは、最初、先
ほど申しましたように七億ドルの赤字だったわけ
です。しかし、政府がああいう見通しを立てたと
きにも、いろんなエコノミストや調査機関は、こ
んなことはおかしい、どうも政府は、外国の手前
こういう数字に合わせたんじゃないかと、こうい
うような論議があつたように覚えておるわけであ
ります。確かにそのとおりの中を走つて六十五億
ドルに改定をしたと。しかも、この数字も、私
にいただいた資料では、四月から九月でもうすでに五
十六億ドルの黒字で、六十五億ドルに抑えるには
あとわずか九億ドルしかない。しかし、現在の輸

出入のいろいろの認識というんですか、ああいう
ろいろなデータを見ても、これはもう明らかに
るかにオーバーしてしまふんじゃないか。一体そ
ういふ原因がどこにあるのか。それと、や
はり私は國際的に批判されるのを避けるためにい
いかげんな、いかげんなと言つては失礼にな
るかもしれませんが、結果的にはいかげんにな
つちやつたわけで、そういうような数字を示して
すぐ半年後にあらわれてくるような、こういう姿
勢は非常によくないんじゃないか。もうちょっと
責任のある正確な見通しが立たないものかどう
か。これは私は素人でありまして、本来非常に
むずかしいもので、このように狂いがあるのは当
然なかもしれないけれども、そのあたりはど
うなんでしょうか。

○説明員(阿多忠明君) 本年度の經常収支の見通
しにつきましまして、大幅に当初の見通しと現在時点
での見通しとでは変わつてきている点は御承知の
とおりでございす。

なぜこのように見通しが違つてきたかというこ
とでございす。私が、私もといたしまして一番大
きな原因と考へておりますのは、一つは、国内面
におきまして内需の伸びが予想していたほどに強
くなつた、そのために輸入の見通しが結果と
しましては高めであつたということが大きい点、
今年度の經常収支の見通しが変わつてきた点が
大きな原因であつたというふうに見ております。輸
出につきましても、当初見通しよりは高いので
ございすけれども、ただそれは、もう少し内容を
見てまいりますと、前年度五十一年度の特に十二
月、昨年の十二月からことしの三月にかけて
の五十一年度の第四・四半期におきます輸出の伸
びが予想をかなり上回つた伸びを示したとい
うことがございまして、その結果、五十二年度の
スタートの時点におきまして輸出の水準が非常に高
いものになつてしまつた。そのために、今年度
に入りましてからの輸出の動きを見てまいります
と、ほぼ横ばいの推移を示しているわけでござい
す。他方では輸入が伸びてないということから經

常収支の黒字が出た、相当の黒字が出たまま今年度に入つて状況が推移しているというところが大きいわけでございます。それが私どもとして考えているところでございます。

ただもう一つ、弁解がましい点で申しわけないことでございますけれども、經常収支の見通しというものはなかなか正確な見通しを立てることがやはり技術的にも非常にむずかしいという問題がございます。輸出と輸入と合わせますと約千三、四百億ドルになるわけでございます。さらに、經常収支でございますから貿易外の受け取りと支払いを含めますと二千億ドル近い全体の規模になるわけでございますが、そのそれぞれが受け取りと支払いに分かれておりまして、一方の伸びが百分之ふえる、他方の伸びが百分之それよりも下回るといふようなことであります。それだけで二、三十億ドルの食い違いがすぐ出てくるということでございます。技術的にもなかなかむずかしいという点があるということを御了承願いたいと思ひます。

○塩田啓典君 見通しがむずかしいのはわかるのですが、こういうことになっていろいろ外国から批判されるといふのは困るわけですね。内需の伸びが非常に鈍ったから輸入が減つたんだと、しかし、一方では日本のGNPの伸びは大体六・七％ですか、これは達成できると。そのとおり大体順調にいっておるやうにわれわれも、政府はそういうに思っているわけですから、政府はそういうことでは、何かそういう計画、見通しの作業自体にもう少し検討すべき点があるのではないかと、これは私たち部外者が思うだけで、あるいは間違っているかもしれないけれども、そういう感じがするわけでありまして、このことはそういう意見だけを述べさせていただきます。

そこで、九月二十日にこの対策として石油備蓄量をふやすとか、ウランの鉱石を輸入するとか、非鉄金属の輸入、ナフサ輸入、あるいは農産物の繰り上げ輸入、約七億ドルの輸入拡大を決めた

と。これは大体予定どおり輸入が進む予定であるのかどうか。また、この程度では余り何にもならないんじゃないか、もっと上乗せすべきじゃないか、こういうような意見もあるやうに聞いておるわけでありまして、そのあたりの政府の現状について簡単に説明をしてください。

○説明員(大竹宏繁君) 九月二十日の対策は、輸入の促進といたしましては、原油、非鉄金属あるいはウラン鉱石、飼料といったような個別の品目について、あるいは備蓄を拡充する輸入を促進するといったようなことが決定されておるわけでございまして、これをそれでは幾ら具体的に輸入するかというところは、現在政府で部内の検討を進めておるところでございます。かなり詰まつたもの、あるいはまだ検討の段階にあるもの、いろいろございまして、総体的な額としてまだまとまつてお示しするまでに至つておらないわけでございますけれども、鋭意検討を進めておるところでございます。

○塩田啓典君 たしか予算委員会、福田総理は、関税引き下げの問題についても、東京ラウンドの前にはわが国が単独で実施したいと、そういうことも検討しておる、こういうような答弁がありました。これは国内業界の反対もあるとは思ひますが、こういう点で政府の作業はどの程度進んでおるか。EC等アルコーン類など三十品目の関税引き下げを要求しているやうに聞いておるわけでありまして、その点はどのやうなんでしょうか。

○説明員(大竹宏繁君) いわゆる東京ラウンドの関税引き下げの前倒しとして、関税率を一方的に引き下げてはどうかというやうな考え方があるわけでございますけれども、その一方の引き下げを行った場合、東京ラウンドでどのようにカウントするかといったやうな技術的な問題、これは相手国のある話でございますので、その辺も現在まだ検討中でございます。

○塩田啓典君 なかなか検討中が多いやうであります。そこで大蔵大臣にお尋ねしたいんであります。

ますが、経団連の土光会長は、余り土光会長の考え方にはわれわれはすべて賛成はしていないわけでありまして、なかなかいいことを言つた場合は、これはやはり採用しなさいかと思ひますが、あつては小手先の黒字減らし等をとるべきでない、長期対策を立て、その実行の裏打ちがあれば国際的な納得は得られると、こう言つておるわけですね。確かに、原油の備蓄量にしてもウランにしても非鉄金属にしてもナフサにしても、あるいは食糧にしても、これはやはりいま輸入すれば、将来の輸入を前倒しして輸入するだけです。本当に小手先の対策じゃないかと思ひます。しかし、確かにそういうやうな小手先の対策ではこの問題は解決に至らない、またやがてくるわけでありまして、確かに土光会長の言うやうに、もっと長期的な対策を立てて、やはり国際社会の中で日本が生きていくためには、現在のたとへば週休二日制、一方では働き過ぎじゃないかというやうな、われわれ一生懸命働いて働き過ぎなんて言われると本当にまことに残念ですけれども、そういうやうな点をどうするか、かなりやはり長期的な、また構造を変えていくやうな、そういうやうな対策を立てて、そしてそれを世界にも説明をし、また、やる以上は実施していくやうに、半年もたつて六十五億ドルに変え、また何カ月たつたらこれ百億ドル近くになつたというやうなことは困るわけですね。やっぱりそういう長期的な計画を立てて、そして誠意をもつて話をしたいわけば納得してもらえらんじやないか。そういう長期対策を立てるべきではないか、こういう土光会長の意見は私は賛成だと思ひますが、大蔵大臣はどう考えますか。

○国務大臣(坊秀男君) 私も新聞で土光会長の御意見は拝見いたしました。その長期的な対策という点、これはもちろん大事なことであらうと思ひます。それについては大いに耳を傾けなければならぬ。その長期的な対策について、土光会長どういふことを意味なさつていらつしやるのか、これまた私どもわかりませんけれども、政府といたしましてはこれは大いに考えていかなければならぬと、かように考えますが、それならさしたつて、この急場にいるやうなことをやつておられますけれども、それがすべて小手先のことだから役に立たないといふことでなくして、そのいわゆる小手先と言われる緊急にいらんなる対策をやつていくといふことも、これもやっぱり無視をしてはいけません、かように考えます。長期的な対策につきましては、これは今後も大いにひとつ勉強してできるだけ早く考えてまいりたいと、かように考えております。

○塩田啓典君 もちろんそういう当面の対策と長期的な対策、どちらも大事でありますので、いま政府のやつておるやうなことが間違ひだといふことを私は主張しているわけじゃないし、土光さんそれを書いておるんじゃないと思ひます。

そこで、長期的な対策として、午前中大本委員の質問に対して、大蔵大臣は、やはり内需の拡大である、たしかそういう答弁をされたと思ひます。これは内需の拡大といふことも、これはまことに資源有限時代、まあ福田さんはしつちゅう資源有限時代とよく言われるわけ、そういう資源有限時代とよく言われるわけ、そういう改めていかなんかいいか。あるいはまた、国の財政も、もう三カ年連続三割近い国債を持つておる。昭和五十五年は赤字国債も脱却できないんじゃないか、大幅な増税をしても。そういう中で内需の拡大も非常に、なかなか言うはやくわづかしい問題じゃないかと思ひますが、大蔵大臣としては、内需の拡大といふのはどういふ方向の内需の拡大を目指しておるか、その点をお伺いしたいのが一つ。

もう一つは、そういう具体的な中期財政計画と申しますか、これは決して国際収支のバランスは正だけの問題ではないに、それも含めて、そういう中期的な財政計画を立てるべきじゃないか。この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) いまの日本のとるべきこ

とは、おっしゃられましたとおり、基本的にはや
つぱり国における内需の拡大をやつていって、そ
れに対する内部からの圧力というものは減殺され
る、さらにはまた、内需の拡大によって輸入を刺
激するということがございしますから、これはぜ
ひともやつていかなければならない。

そこで、それをやるにはどうすればいいかとい
うことでございしますけれども、これはやつぱりい
ま民間における設備投資、いきなりそこいきま
しても、なかなかこれは設備投資の意欲が起こつ
てこない。さらにはまた、民間の消費につきまし
ても、これもなかなか沈滞いたしておりまして、
これが起こつてこない。そこで、さしあたって
これはどうしたつて政府の財政資金によって事業
を盛んにやつていくということによって、それで
まず波及効果の多い公共事業というものに重点を
置きまして、年初以来それをやつてまいって、今
度補正予算でもそれをやつてきたと、こういうこ
とでございします。とにかく財政資金でもつてひ
つ大いに刺激をしていく、こういうことを考え
ておりますが、ただ、そのみではそれはいくわ
けのものではございしませんから、金融等につきま
しても、できる限りの施策を考えて実行してお
ると、こういうわけでございします。

○増出啓典君 私、そういう内需の拡大とい
うことが、単なる消費は美徳なりのような拡大にな
ることも、そういう意味で大蔵大臣の考えに
は賛成はするわけですが、ただ、不況対策が即福
祉にもつながらっていくように、何か公共事業に予
算が要るから福祉は後退である、こういうことは
むしろよくないことであつて、両方を追つていか
なくちゃいけないんじゃないか。そういう意味
で、公共事業にしても、この間新聞を読んでもお
りますと、たとえば小中学校の老朽校舎、これが六
百八十三万一千平方メートルあつて、毎年七、八十
万平米ふえていくわけでありまして、ここの予
算は四百十億円で百十七万五千平米、だからこの
ままでは二十二年かかるといふことが書いてあ

りました。したがつて、現在小中学校の老朽校舎
の建てかへは、二千三百八十七億円あればい
ゆる全国の小中学校の老朽校舎の建てかへがで
き、これは新聞の記事でございしますのである
間違ひもありませんけれども、そういうのはい
ろいろ基準はあると思うんですけれども、私なん
か、老朽校舎であれば土地代も要りませんし、二
千三百八十七億のお金ですぐ景気刺激にも役立
つし、また、これはもういづつば鉄筋の校舎にす
れば何十年も使えるわけですし、そういうような
に、いまの基準の枠を外れても私はやるべきで
ないかと、この点はどうでしょう。

○国務大臣(坊秀男君) 国の施策につきまし
ては、このような財政経済が窮乏しておるときに
は、いろいろな事項事項について、これは政策効
果といふべきか、そういうふうなものを各般の
角度からながめてみまして、そうして厳選して
まいらなければならぬ、かように考えます。

そこで、財政の手段によつてそういうふうな
目的を達成していくためには、公共事業ももちろ
んこれは大事なことでございしますし、おっしゃ
れた福祉政策といったようなこと、あるいは教育
に関する、そういうふうな非常に幾つかの
ものが、万般のものが私は絡み合ひまして、そ
して日本の国の経済、日本の国の景気というものを
支えておるといふことを、よくこれ考えていかな
ければならぬ、さういふ意味において、必要
でないと言ふとはなはだ語弊があるかもしれませ
んけれども、今日の日本の状況におきまして何が
大事であるかといふことを厳選して、そして政策
の実行、政策の立案といふことに、鋭意その方面
に力を注いでいかなければならぬ、かように考
へます。

○増出啓典君 そこで、余り時間ございせん
で、まあそういう点で、来年度の予算の問題であ
りますが、午前中の質問に対しても、大臣は経済
の見通しがまだ出てないんだからわからないと、
こういうお話でございした、それは確かにそ
うかもしれませんが、いわゆる三〇%の国債の比

率にこだわらないで景気刺激予算を組めとい
う、これも先ほどの日本経済新聞の経営者のアン
ケートでは、百人のうち二十八人がそういうことを要
望しておるわけでありまして。私は必ずしもこの意
見には賛成ではないわけでありまして、まあしか
し、先ほど申しましたように、学校の校舎とか、
いわゆる社会資本の充実、そういうようなものは
今後十年、二十年、三十年と子孫も恩恵を受ける
問題でもありまして、そういう点が日本が非常に
おくれおけるから、また社会的な国際的な批判も
受けるわけでありまして、そういう点で三〇%
というラインはあんまり意味がないんじゃないか
と。要は長期的なそういう見通しによつて、いま
はこうであつても五年、十年先にはこうなつてい
くんだと、こういうような見通しがあることがよ
り大事なのであつて、私はその三〇%が三二%
になつてはいけないとか、そういうことは余り意味
がないんじゃないか。そういう意味で、私はもつ
と先ほど話したむしろ長期的な計画のもとに、場
合によつては三〇%ラインを超えてもやむを得な
いんじゃないか。そうして、ついでに申し上げま
すが、現在の大蔵省が中期試算につきましては、
昨年とことしとまた改定をして、実際の試算で
いいますと、五十五年度に赤字国債を脱却するた
めには、五十一年度決算で十六億の収支を三十五
億、わずかに数年の間に二・二倍に収支を上げてい
かなければこれは達成できないような、こういう
内容のものは、これは余りにも現実離れをしてお
りますし、もつと将来に伸ばしていく、もつと長
期的な計画を立てる必要があるんじゃないか。福
田さんともうテレビの討論会で、いま日本は歴
史始まって以来の大転換期なんだと。それはどの
重病人なわけですから、もつと私は長い、五十五
年度よりももつと将来にやつぱり目標を置いてや
るべきではないか、この点はどうでしょう。

○国務大臣(坊秀男君) 公債依存度の三〇%に
触れになりましたが、三〇%にこだわるといふこ
とは、これは目先のことであつて、もつと長期に
考えたらかうかと、こういうお話のように承りま

したが、私は依存度三〇%というものを、これは
ことしは三二%でもいいじゃないか、あるいは三
二%でもいいじゃないかといふ考えが、いまのこ
の事態を乗り切るために目先のことにこだわら
ざるんではないかと。私は、財政というものは一
年限りのものではない。財政は長い長期にわた
りまして、予算はなるほど一年一年で組んでまい
りますけれども、しかし、財政の方針とか財政の運
営とかいふものはもつと先まで考えていかなければ
ならない。

今日、日本はすでに三〇%になんとなつて公
債依存度を三年間も続けてきておりますが、これ
をまあ、ことしは三二%までいいつてもいい
じゃないかといふ考え方は、何も数の一%とか二
%に私はこだわらるものではないと思ひます。観
念と申しますか、これは将来の財政の健全を期して
いくためには、一つの、人間というものは数から
入りませんと物の大きさはわかりませんから、三
〇%とか三二%とか言つておりますけれども、一
つのこれはまあわかりやすい言葉で申しますと、歯
どめと申しますか、一つの物差しといひますか、
そういうふうなものを決めてかかれませんかと、
これはもう一つせきを切りますと、ことしはひと
つ三二%でいいと、来年なら三二%でいいというや
うなことにえてしてなりやういふことからは考え
てみますと、三〇%が絶対の数字としては私はどう
ともそういうふうな数字以前の観念と申します
か、一つの概念と申しますか、考え方と申します
か、これは何かしかりとしたものを持つてかか
つていかなければ、私は将来長期に物を考えてい
くような態度ではないと、かように考えまして、
大変かたくなでございしますけれども、やつぱりそ
の三〇%以内の公債依存度といふものは、これは
大事に考えていかなければならぬことだといふ
ふうに考えておるのでございします。

○増出啓典君 私は三〇%を崩せといふことでは
ないわけで、本当に長期的な実現性のある計画に

基つて、ことしは三〇でなくちやいかぬ、来年は二五でなくちやならぬ、そういうものであればそういう計画をつくっていただきたいわけですね。ただ、ことし三〇、去年三〇、じゃあ三〇の理論的根拠はどこにあるかという、やはりそれは長期的に物事を見ていかなければいかぬわけ、そういうやはり計画をつくっていただきたい。その長期計画に基づいた上で三〇という線が決まれば、これは大蔵大臣はいつものようなかたくなな姿勢で守ってもらわなくちや困りますし、私はそういう意味を申し上げたわけで、その点、まあ中期計画の御答弁がなかったので、これをひとつ。

それと最後に、もう時間がないので、いろいろ一般消費税の問題もあるようですが、私はこれはやはり税の不公平の是正、あるいはまた現在の歳出構造というものの徹底的な洗い直し、そういうものをした上で、やはり何年かの国民の理解を得るためのPR期間も置いて行かざるべきである、こういうことを意見として申し上げたいわけであります。

そういう点で、特にこの予算編成の問題について、まあ最近アメリカ等ではゼロベース予算というようなことがいろいろ新聞等にも載ってあるわけ、大蔵省もゼロベース予算主義でやっているんだと、こういうふうに言っておるわけでありまして、それは精神的にそうしておるわけであつて、システムのやはりアメリカで言われているようなゼロベース予算ではない。私はそのように経費を、ケネディなどはそれで半分行政費削減をしたというようにも載っております。だから、大蔵省主計局の、そういう主計局自体のシステムを抜本的に変えて、場合によっては多少メンバーをふやしても、やはり本当に予算の最も効率的な使い方を検討するよう、そういう抜本的なゼロベース予算主義、まあゼロベース予算じゃない、なくてもほかのでもいいわけですけど、そういうものを考えなければいけないんじゃないか。この点とひとつ中期計画の点、この二点についてお答

えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) 中期財政計画を立てると、こういう御意見のようでございますが、これは私は反対でも何でもありません。そういうようなことに持つていくということは非常に大事なことでございまして、中期の財政計画を立てるといふことは、何年間の歳入歳出というものを、これをひとつ見通しを立てまして、そうしてそれに基づいて財政計画を立てると、これはなかなか容易なことではございません、財政の試算といふたようなものではございませんから。しかし、そういうふうなものを一つつくっていくということは非常に大事なことでございまして、御意見全く賛成でございます。そういうような意味におきまして、いま大蔵省におきまして、これを財政審に相談をいたしまして、財政審においてその勉強をしておるというところでございます。なかなかかしこ、これは厄介な仕事でございます。中期における経済財政といったようなものの見通しを立てて、そうしてそれに基づいて計画をつくっていくことは、西欧でも、西ドイツやイギリスでもそういうふうなことを考えまして、十年もかかってやっとこその端緒についておるといふようなことでございまして、しかし日本といたしまして、そういうことができればそれは本当に結構なことではございます。御意見に對しましては非常に私は賛成でございますけれども、ここ一年、二年のうちに、この異常なる状態のもとにおいて財政計画をつくるということはなかなかむずかしいことだと思ひます。

予算編成に当たって、毎年前年度の予算の中で、既定経費というものを抽出いたしまして、そして新たに要する経費のみに對しまして査定をするというふうな行き方ではないかと思ひます。こういうお話でございまして、ゼロベースといふのは、もうそれでなしに、原点からひとつ検討をしていけば、こういうお話のように承ります。が、私は、本来はかくあらねばならぬ、それは基

本としてはそういう方針でもってやるべきものだと思つております。だから大蔵省におきまして、近來におきましては非常にそういうふうな行き方というものを尊重いたしましてやっておりますが、五十二年、五十三年等におきまして、ことに五十三年度は、予算の歳入の面におきましてはできるだけ限りの原則から考えまして、スクラップ・アンド・ビルドの思想に徹しまして、そうしてこれを検討いたしておる。また、歳入の面におきまして、いまの税制というものを全般的にこれを直しまして、そして新たにひとつ構想を練るといふような考え方もあって、ただし、五十三年度に歳入の面においてどれだけの体系をつくるかといふことは、これはまだ決まっておりませんけれども、そういうようなことで鋭意検討を続けておりますが、要するに、予算の姿がはっきりとしてまいりますのは、これはやっぱり私は来年度の経済見通しというものが固まつて、それを踏まえてからならなければならない、かように考えております。

○佐藤昭夫君 ます私は、明年度の予算編成の基本姿勢の問題について大蔵省、大蔵大臣に質問をいたしますが、午前中の磯山委員、また先ほどの塩田委員の質問にもありました、今回の、先日可決をされました補正予算案、これ見まして、大企業向けの公共投資が重点になつていふこととありますが、もうすでに事実が明らかにしておりまうように、ここ二年、三年、そういう大型公共投資を中心にした景気対策を政府としては一貫してやってきました。ところが、一向にその経済効果、景気回復はあらわれてきていないという事実がはっきり示されておると思ひますけれども、わが党としては、一貫して、本當の景気回復のために、一つは国民の購買力を向上させる、同時に公共投資を、もっと国民生活に密着した方向に投資の流れを変える必要があるんだということを主張してきたということは御存じだと思ひます。

てきました政策によつてははかばかしく効果が上がつていないという、そういう厳肅な事実。したがつてこのことは、あと五十三年度の予算編成の大詰めが年内にくるわけですから、二カ月はどで急に大きく変わるということとは、これはまあ常識的にいって考へられる問題ではない。先ほど来の大蔵大臣の御両名に対する答弁で大型公共投資、同時に確かに購買力を高める、投資の流れを変えるという問題も重要で、生活基礎重視というのも重要で、さういふことが、しかし、経済見通しがまだはっきりしませんので、もう少し先にいかないと何とも言えませんという言ひ方とか、あるいはどこに相対的に重点を置くかといふ方と、その選択の判断があるんで、さういふ方と、その二、三年で実際に実施をされている。さういふ点で、五十三年度については国民の購買力を高める、公共投資の流れを変えるという、このことも予算編成の重要な要素として政府としては検討をされるべきだといふ意見を持つておられますけれども、その点の御意見をお聞きしたい。

○国務大臣(坊秀男君) 政府が今日までにとつてきたいろいろな政策実行及び予算編成の方針でございますが、いかにそれは大衆の利益と関係のない大所得者と申しますか、企業と申しますか、それに偏重したものだといふふうに規定をなすつていらつしやるようでございますが、私どもはそれは考えないんです。一番いま、今日この際、日本にとつて、大衆に對しましてもあるいはわれわれの生活に對しても波及効果のあるものは何かといふことを考えますと、それは政府の財政支出におきまして公共事業を、これを刺激し喚起していくことによりまして、まあ手取り早い話は、その雇用といふようなことも、事業を盛んにするといふことによりまして雇用に對しても相当大きな波及効果があると。それからまた、そういうことに相なります

ば、大衆の消費ということにつきましても、これまた相当な刺激になるというような、つまりこの波及効果というものを考えまして、この際は、これは政府の財政支出によって公共投資をやっていることが一番適切であるというふうに考えまして、五十二年度は当初予算からそれをやりまして、そうして着実にその前倒しの方式を、これを進めてまいりまして、やっとうやらその前倒しの計画が、これが計画どおり契約ができたところまでまいったのでございまして、決して私は、大衆の利益と相反するというような政策をとっておるとは考えていないんです。

○佐藤昭夫君 私の質問に対する答弁がどうも要領を得ませんが、ただ、いま言われておる答弁の限りでも、国民の購買力、生活基盤の公共投資を軽視しているわけではないというふうに言われておりますので、その前提で、具体的問題で尋ねをいたします。

きょうの新聞に出ていますように、昨日厚生省の諮問機関であります老人保健医療問題懇談会、この答申が出まして、いわゆる老人医療費の問題について、当面七十歳以上の医療費無料化は継続すべきだということを基本内容にした、そういう答申が出ていますけれども、もちろんこの問題の最終結論は閣議で決まる問題だということとはもう当然のこととして、大蔵大臣のこの問題についての姿勢をお尋ねします。

○国務大臣(坊秀男君) この老人医療の問題につきまして、私はまだ、答申が出たことは新聞で承っておりますけれども、厚生大臣とこれについて話し合いをしておりません。恐らくは、この問題につきましても大蔵省の事務当局では、主計局で予算の編成というふうな場所におきましてあるいは話し合いをしておるかもしれませんが、私も、私はまだそれは上がってきておりませんし、私も厚生大臣とひびき合まして話してはおりません。だが、決してそれに対して反対をするものじゃございませんよ。社会福祉というものは、これは本当に適切有効にびたっとしたところへ使っ

ていかなければならない。それも、しかも、その給付と申しますか、その額でございしますが、これも非常にびたっとしておるものでなけりやならぬというところから考えてみますと——この老人福祉に対していま申し上げるつもりはございませぬ、これは話し合いをしていないんですから。要するに、余分なお金が使われたり——一般の問題です——それからびたっとしてないというふうなところへ金が流れていくということがもしあるならば、そういったようなものは……

○佐藤昭夫君 聞いてないことまでいいです。○国務大臣(坊秀男君) 社会福祉の中で最も有効なる方面へ使っていくということが私は社会福祉のお金の使い方の最も適切なものだ、かように考えております。

○佐藤昭夫君 限られた時間ですので、私の質問をしてない余分なことまでいろいろ答弁をされて時間を空費をしないようにお願いをしたいと思っております。

重ねて、そういう国民の購買力を向上させるということが重要だということとの関係で参議院の予算委員会でも問題になりました義務教育の教科書無償配付措置、これについて、文部大臣の答弁としては、これは引き続き踏襲をしたいという見解を表明をされておるわけですが、大蔵大臣の御意見はどうですか。

○国務大臣(坊秀男君) むろん同僚の文部大臣の言われることですからこれは尊重せねばなりませんが、これについてもいろいろ意見が私の耳に入ってきております。しかも、これは予算編成の問題でございまして、その過程においてこれは適当なる——減らすとか減らさんとかということはいま申し上げておるんじゃないやと思います。

○佐藤昭夫君 第二の、投資の流れを促すという点で、一つは、すでに中学生浪人一人万というものが大きく新聞にも出ましたし、国民的不安にもなっております。五十三年度概算要求について、文部省からは都道府県の高校新増設に

ついでに国庫補助を、五十二年度をさらに五十三年度に向けてひとつ引き上げようという概算要求が出されておる。あるいは、予算委員会でも問題になりまして住宅問題、この点でいわれる持ち家主義、これを重点ではなくて、今度の補正予算案に含めたいという、公営公団住宅の当初の年次計画きで切り捨てをするという、こういうことはすべからずではない。安くて住みよい勤労者住宅をと、こういう点で高校増設に対する国の補助をふやす、あるいは公営公団の住宅を少なくとも年次計画は完全実施をしていくという、この問題について大蔵大臣の意見を。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま予算の編成の最中ではございます。結局は、この予算については、国会の場におきましてお決めの願うことになるわけではございますが、その編成の最中に大蔵大臣がやっておりますが、これはどうするんだあれはどうするんだということを申し上げることは、ひとつ差し控えていただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 私は、前提として申し上げたように、最終的には閣議で結論が出るんだということに重々承知の上で、財政の主管責任を持つておられる大蔵大臣の努力方向としてはどういう方向でされるのかということについて聞いておるわけでありまして、そういうことで御答弁をいただきたいと思います。

続いてお尋ねをしますが、さっきも議論になりました国債発行の問題、これは私から言うまでもなく、もう三年連続三割近い状況にきている。全世界の発達した資本主義国の中でも最高の国債依存率になってきているというところで、これがめぐるめぐる将来に向けての大変な国民の重税負担をもちますというところは議論の余地のない問題だと思っております。この点で、さっきの御答弁でも、大蔵大臣としては、三割は超えないというのはいくつかの重要な概念としてやっていきたいという方もありましたし、さらに九月八日の、これは日経であります、大きな見出しで「国債依存度さらに下げる」と。実際にそ

の会見内容の中でも大臣はそういう発言をされておりますが、具体的に、当然予算全体の伸び率が国債の発行の総額をそれから依存率、この両面において五十三年度国債を下げる、こういう努力をされるのかどうか。私は両面において下げるべきだという主張をするわけですが、その点の大臣の御意見を。

○国務大臣(坊秀男君) 公債の依存度はどうしても三割以内と、できることならさらに目に見えた下げ方をしたいと、かように考えております。そこで、いま何か予算の枠と……、そういうことでございませうか。

○佐藤昭夫君 公債の全体の総額の点でも、それから予算に対する依存率、この点でも……

○国務大臣(坊秀男君) 公債全体の枠ですか、枠も率もということではございませぬ。——そういうような細かいことには——細かいんじゃない、大きなことではございますが、そういったようなものなことにございまして、いまここで申し上げるだけの段階に達していないんですよ。それはなぜかと申しますと、先ほど申し上げましたとおり予算は、やっぱり来年度の経済見通しというものが固まりませんと、そこで私がいろいろのことを申し上げていまして、いま申し上げましたとおり、公債の依存度というものが、三年間も続けて三〇%に近いというふうなもの、来年もやれというふうなことになるものと、予算が硬直化してしまつて、まるで公債の収入が公債費にかかってしまつてしまつたことに結局なつてしまつたら、これこそもう予算の機動性も予算の機能というものが失つてしまつたから、それはぜひとも三割以内にしたいと、こういうふうに考えております。

○佐藤昭夫君 重ねて申し上げても、この国債の問題というのは、これはもう御承知のように、さっきも言いましたが、未来に向かって国民に対しての重税強化のいわばそういう悪しき遺産を残すということで、私の見解としては、これ

は国を滅ぼす亡国債だ。そういう点であらゆる方策を尽くして、来年度依存率の点でもそれから総額の点でも、これを可能な限り減額をする、こういう方向での最大の努力をやっていたいただきたいというふうに思います。

時間がありませんので次に進みますが、五十三年度の税制の問題について幾つかお尋ねをいたしたいと思ひます。

来年度の経済見通しがいろいろ厳しいということ、理由にしながら、最近、総理あるいは大蔵大臣初め政府関係の皆さん方が、ずいぶんたくさんおの機会に、来年度の所得税減税は見送りだという発言を再々行われておるわけですが、しかし片一方では、午前中も議論に出ましたように、たとえば大企業向けの大資産家向けの土地重課税緩和の問題とかいろいろなことがいろいろ議論に上つていたり、あるいは税調の答申では、もう言うまでもありませんけれども、一般消費税という大変な問題が答申に出てきておる。

こういう時期であります、当然所得税減税の問題についても、五十三年度税制を政府として検討されるに当たって、これはもう一顧も検討の対象にしないと、見送りというのはいわばそういうものですが、こういうことであつてはならないと思ひます。少なくとも所得税減税の問題については検討項目に入れて、これからのいろいろの検討作業の結果どういう結論になるにかかわらず、とにかく検討項目に入れて検討を続けていくんだということをひとつ確認をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(坊秀男君) もう時間ございませんから、簡単に結論だけ申し上げます。

来年、所得税減税についてどうするんだと、こういうお話でございますが、それはもちろん所得税というものはこれは大事なものでございますし、減税するにしても増税するにしても大事なものでございますけれども、所得税を減税するということ余地は私はなかなかむずかしいんじゃないかと、かように考えます。

○佐藤昭夫君 非常に経済見通し、情勢が困難だということ力を説かれるわけですが、しかし、これは今国会で扱いは最終結論どうなるか、まだ結論が出たわけではありませんけれども、国鉄運賃の値上げとか健康保険料の引き上げとかを初めとして、一連の公共料金の値上げがどうなるか、また進行しようとしている。片一方不況も一層深刻だということ、いわゆる低所得者層に対する所得税減税の問題を全然検討の項目に加えないということ、これは私はあり得ないことだと。その結論がどうなるかというのはいずれからの検討作業の結果ですけれども、ですから検討の余地がないという問題ではありませんねと、検討項目に加えるんですねということをもう一遍聞きたい。

○国務大臣(坊秀男君) 私は、所得税を減税するという余地がちょっとむずかしいんじゃないかというところをさつき申し上げたのです。

○佐藤昭夫君 どうも答弁が要領を得ませんけれども、また、引き続きいろいろただしてまいりたいと思ひます。

問題を次に進めたいと思ひますが、五十三年度税制の問題にかかわつて、これはもう予算委員会でも多くの方からいろいろ意見が出ましたように、まず一般消費税を云々するに先立って、不公平税制の是正が先決であるということは大方向一致をした意見としていろいろ出されておるのではないかと。

きょうも出ております医師税制の問題について、私どもの意見としては、診療報酬の改善とあわせてこの医師税制の問題についても必要は是正を行うということ、これはいわば論を待たない問題ということでありますが、それ以上に、もっと予定できる税収の額という点から言つて、大企業に対する措置をどうするかというこの問題が肝心の問題だろと思ひます。

そういう点で、実は私もいろいろ作業をしまして、有価証券の報告書とか、いろんなものをずっと繰つて、いろいろ計算をしてみたんですけれど

も、いわゆる大企業に対する引当金、準備金、特にその中でも貸し倒れ引当金とか退職給付の引当金、さらには価格変動準備金、海外投資損失準備金、そういう一連のものがあるわけですが、金、こういう措置によつて、結局それが大企業の内部留保、利益隠し、税金逃れ、こういう結果になつておるということ、ごくもう言わなくてもな問題かと思ひますけれども、私調べてみたわけですが、たとえば三菱重工、この退職給付の引当金累計が千七百億、当期取り崩しが百二十億、したがつてこの残高九百五十億、一方貸し倒れ引当金について言えば累計百六十七億、当期七十九億、残高八十八億。でありますから、これを課税の対象に加えると、こういう措置を行つていけば九十九億の税収を図ることができる。

新日鉄、三菱重工、住友金属、石川島播磨、日立製作、日産自動車、三菱化成、麒麟麦酒、この八つについて、とりあえず、これは別に何もここだけを特別の目的があつてやつたんじゃないに、手持ちの資料の関係でこをずうと調べたわけですが、そうしますと、この八社で可能な税収約二百億になるわけでありまして、これはいま言いましたように、退職給付引当金、貸し倒れ引当金、これだけで、そして八社について約二百億でありますから、これは国税庁の統計でも出ておりますように、資本金が百億以上の大企業ということをやりますと二百八十八社、それから十億以上の企業をやりますと千七百五十社、そして各種そういう対象外の措置が、さつき言いましたように、その他いろいろ引当金、準備金含めると膨大なものになるということで、全体としてこれにメスを入れていけば非常に大きな額になるということがこの数字の検討からも明らかだと思ひますけれども、そうした点でどうした問題について、本当にいま大企業の実態がどうか、国民の生活現実がどうか、軽々に一般消費税ということ論ずる前にまず何をすべきかという、こういう見地からこの大企業に対するいわば特別の減税、これについては是正をするということについて検討をし

ようという意思はありませんか。

○政府委員(大倉真隆君) ただいまの御質問にございましては、いわゆる不公平税制の是正は、従来引き続き一層積極的にやれということをお答えされております。私もそのように考えてまいりたいと思ひます。ただ、御質問の中にございましては引当金につきましては、かねてからの御審議の結果、これは繰入率をその都度見直すことは必要であらうけれども、制度自体がいわゆる企業優遇税制であるとか、あるいは不公平税制であるという考え方をとるのは適当でないという御答申をいただいておりますので、その点は申し添えておきたいと思ひます。

準備金につきましては、個々の政策目的に即しまして個別に検討をして、五十一年度、五十二年度でそれそれかなりの縮減をいたしましたけれども、引き続き期限が到来するものを中心に検討してまいりたいと、このように考えております。

○佐藤昭夫君 いまの御答弁だと、一般的にはそういう大企業に対する措置の是正についていろいろ検討を加えていくのだと、ただ、現在の制度上のいろいろな制約がある。私もその制度自身をひとつメスを入れようということをお答えして言っているわけでありまして、現在の制度上のもので、この繰入率の引き上げについては、こういう大企業に対して、必要なことについては勇気を持ってやっていくというのがたまたまの見解です。

○政府委員(大倉真隆君) できるだけ簡単に申し上げたいと思ひますが、引当金の制度そのものをいわゆる不公平税制として考えることは適当でないという御答申をいただいておりますので、さういふ点で、現在にございまして繰入率が果たして実情に即して適当かどうか、それはそれとして十分吟味をすべきだ。

したがつて、たとえば昨年度の改正では貸し倒れ引当金の繰入率を切り下げたわけですが、さういふことは実情に即して考えてまいりますけれども、私が御質問の御趣旨を間違えてい

ればまことに恐縮でございますが、引当金は大企業
業が利用してゐるんだから、そういう角度から縮
減しろとおっしゃられても、それはそういうもの
ではないというふうにお答えせざるを得ないと思
います。

○佐藤昭夫君 どうも一般論的答弁しかならな
いわけですが、それなら別の角度から重ね
てお尋ねをいたしますけれども、いまおっしゃつ
てゐる引当金の繰入率の引き下げですね、これに
ついては金融関係については貸し倒れ引当金の繰
入率の引き下げ措置をすでに開始をしてというこ
とで、したがって、同様の方向を当然やろうと思
えば、さつき私が幾つか代表的に例を挙げました
けれども、金融機関だけじゃなくて、いろんなそ
ういう製造産業の關係の大企業についてもやると
いうことも、そういうことをやるんだということ
で現在考えておられるわけですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 引当金の繰入率とい
うのはそれぞれ規定がございまして、貸し倒れ引当
金というのは政令で一律の率を決めております。
それが現実の状況に比べて引き下げる由がある
という判断をいたしまして、前回引き下げをいたし
たわけでございまして、それを金融保険業以外の
一般の業種、これはあらゆる業種を含むわけでござ
いまして、それについても引き下げを行うかど
うか、それはなお実情を見た上で検討してまい
るという姿勢をお答えしたわけでございまして、必
ず引き下げるといふ意味でお答えをしたわけでは
ございません。

同様に、退職給付引当金も、いまの繰入率の計
算がきわめて合理的でないというふうには私も
考えておりません。もし合理的でない面があれば
それは直さなくてはいかぬ、そういう姿勢をお答
えしたわけですが。

○佐藤昭夫君 ただいまの御答弁は、現時点で明
確にこうしますというふうには言えないけれど
も、検討方向としては、方向としてそのことを考
えておるんだという御答弁だというふうに理解を
するわけですが、さつきちょっと早口で数

字を申し上げたから何かと思ひますけれども、た
とえばさつき言ひました貸し倒れ引当金の關係に
ついて言へば、三菱重工の場合百六十七億に對し
て実際にそれで充当をしてゐるのは、取り崩して
おるのは十一億にすぎないというもので、余りに
も多くの引当金を充てておるんじゃないかと、これ
が課税対象から外されるという措置が果たして妥
当かどうかということだと思ひますし、あるいは
別の例でいけば麒麟麦酒、退職給付引当金二百五
十四億、実際の当期取り崩しはわずかに九億、一
割にも満たないという点では、これは余りにも露
骨な措置ではないかという点で、どうしてもこの
点については強力な措置をひとつ断行をしていた
だくということと、それから税の仕組み自身につ
いても、こういったものを課税の対象に加えるとい
う方向を、どうしてもひとつ取り上げていただ
きたいというふうに通うんです。

その点で重ねてお尋ねをいたしますが、実は今
回の税制調査会の答申で、いわゆる政策税制、減
税と、それから法の仕組みにかかわる税制とを区
別をして、今後見直すべき税制は政策税制に限定
をするんだというのを基本方向として打ち出して
おる。私ずっといろいろ過去にさかのぼって少し
調べてみたんですけれども、中期的税制答申とし
ては今回のやつに先立って四十六年八月の何があ
るわけですね。もちろん単年度答申は毎年ありま
すけれども、中期的方針としては四十六年八月、
それと今回、こういう区切りになつておる。

この四十六年八月の税調答申でも、よくよく担
当でありますから御存じと思ひますけれども、
「法人税の基本的仕組みについては、法人の性格
論に固執することなく、法人税制を法人の社会的
的、経済的実態に適合せよ」という方向で引き続
き検討していくべきである」ということで、い
わば法の仕組みに関する問題も、この部分につ
いても税の対象に加えていくという方向を検討を
すべきではないかというのが四十六年答申の方向
なんです。
で、今回これがいわばがらりと変わると、中期

方針、中期的税調答申としてはこの間ないわけ
ですから、まあ実際は五十一年度の単年度税調答申
で、実はことしの答申のような考え方がちらつと
出だしてゐるんですけれども、そのことも重々承
知をしてゐるんですけれども、こういう点からい
つて、時間をかけて税制調査会として議論をした
はずの中期的答申で余りに大きなこういう違いが
出てくるというのは、私としては合点がいかない
という意味で、これもまあことしの答申の考え方
というののも一つの考え方だというふうに通うん
で、その点はどうか。

○政府委員(大倉眞隆君) ごく簡潔に申し上げま
すと、いわゆる不公平税制の是正をすべきである
という問題意識は、今回の中期答申に取りかか
つていただくより前に、五十年八月から御議論を
願ひしたわけでございまして、五十年八月から五
十年の暮れまでかけて御審議を願つた結果が五十
一年度の答申に入つております。御承知のとおり
でございます。そのときに政策税制とそれ以外の
ものの仕分けをして、政策税制を極力整理合理化
に努めていくというのが妥当な方針であるという
御答申をいただいております。その問題につきま
しては、今回もう一度御議論を願ひまして、やは
りその方向を踏襲しようという御答申をいただ
いております。

その場合に、もう一つの問題でございまして、た
だいま御指摘の四十六年のいわゆる長期答申でか
なり議論されておつた法人税の基本的仕組みの問
題はどうなつたかという点でございまして、それ
につきましましては、今回の中期税制でも改めて
御議論をいただいております。詳細は答申でもう
すでに御承知だと思ひます。

四十六年の答申に比べて今回の答申が後退して
いるのではないかとという御趣旨の御質問の
ように承りましたが、私としては後退してゐると
か前進したとかというふうに通うておりませ
ん。改めて議論をしてみても、やはり問題が非常
にむずかしいし、また、議論が余りに両極端に分
かれておつて、とうていこの中期答申という時間

制約の中では、どちらか一方に重配を上げ切れな
い。したがって、答申自身にございまして、
今後なお時間をかけて検討せざるを得ないとい
うのが今回の結論でございまして。

○佐藤昭夫君 もう時間がないのでせいでゐるの
ですけれども、私は中期税調答申、中期答申とい
うからには、その方が權威があると思ふんです
ね。やっぱり理論的にもそれから実際のにも十分
検討を加えてこの答申がつくられる。ですから、
四十六年答申がそうなつておつたのが、その中途
のそれ以降の単年度答申でそれがすりかえられて
いくという、こういうことについては、私はどう
しても合点がいかない。この点については、一般
の新聞なども批判を加えている点だと思ひます。
そういう点で、もうあえて答弁は求めませんが、
この四十六年答申の精神に照らしても、また、先
ほど来の問答の中で、大企業に対するそういう課
税の問題についても検討の組上から外すというこ
とではないというふうに通うておられるわけであ
りますし、実際に大企業は先ほど来数字を上げて
申し上げておるような、そういう現実にも照らし
て、一般消費税云々というところに先立ってこうい
う問題にどうメスを入れるかということ、鋭意
検討をやつていただきたいと思ひます。

重ねて、大企業問題でこの新聞にも出てい
ました、いわゆる今日の円高問題の關係の中で、
大企業の海外投資損失準備金制度の適用を發展途
上国だけじゃなくて、いわゆる先進国に對しても
これを適用をしていくということを新聞が報道し
ておりますけれども、このことは事実ですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 新聞に出ておりました
ような、適用対象地域を一般の海外事業法人につ
いて広げたいという要求が正式に來ておるかどう
か、私ちょっと存じておりません。ただ、海外投
資損失準備金そのものは今回適用期限が來いた
します。したがって、先ほど申し上げました、一
般的にこの準備金は政策税制の中に分離されてお
りますから、政策税制を逐次整理合理化していく
という流れの中でこの問題を取り上げていくとい

うことが一つございます。ただし、政策目的に応じて個別の措置を考へるといふ基本的な考え方がいらしたとすると、先刻来他の委員からの御質問に国際金融局長が答へておられますように、構造的には、やはり日本は今後資本輸出をある程度促進することが基本的な重要ではないかという点の一つでございます。そういう政策的な要請といふものと、片方で準備金を逐次整理合理化すべきだといふ要請と、これ両者が矛盾いたしますが、それらをいかに調和していくか。それにつきまして、五十三年度税制改正の一つの重要な問題として検討いたしてまいりたい。

○佐藤昭夫君 もうきょうのこの席上では結構でありますから、これらの動きについて別途の形で御報告をいただきたいと思いますが、仮にそういうことが問題として登場してくる場合、そういう場合、円問題の対策に名をかりつつ、大企業に対しての一層の減税措置を加重をする、こういうこととなるわけでありまして、断じてそのような大企業減税措置を加重をするようなことはしないように、強く私の意見を申し述べ、次の問題に時間の関係で移りたいと思います。

次は、税制調査会のあり方の問題ですけれども、もう逐一私から申し上げる必要はないと思いますが、約三十名の構成メンバーのうち、政府関係機関の出身者が五人とか、銀行、証券の関係三人、それから企業代表四人、こういうことで、余りにも政府関係、企業の代表、銀行の出身者、これで十二人という大きな部分を占めておるじゃないか。労働者の代表二名、消費者代表に至っては皆無ということで、これはどういう基準で決めているのか。それと、これは大蔵省の指名でやっているのか、どこかの団体に推薦を依頼しておるのか、国会に推薦を求めるといふ、そういう今後の意思はないのか、これから五十三年度以降の税制メンバーの新たな選任がやられる時期に来ておりますので、そういう点についてはどうですか。

○政府委員(大倉真隆君) 税制調査会の委員の構成につきましては、いろいろな批判的な御意見がある

ということとは私も承知をいたしております。そういう御批判は謙虚に受けとめなくてはならないと考えておりますが、ただ、おっしゃいました中で、いわゆる経営者の方がいらつしやる。それも全くだらうしやらなくていいという御意見ではないだらうと思います。多過ぎやしないかという御意見のように思います。それからもう一つは、いわゆる労働関係の代表の方が少な過ぎるという御意見でもあるのかも知れません。そういう点につきましては、やはり非常に大きな組織を代表してお二人の委員がそれぞれ入ってきておられますが、そのほかに、なお現在の組織のほかに労働界の代表という方に来ていただくのかどうか、その点はひとつそういう問題として検討を進めることであらうかと思ひます。

それからまた、経営者という肩書きを持つておられる方が、たまたま従来からの積み重ねの上で産業行政に関する学識経験者ということで入っていたという方が、たまたま同時に企業の会長であったり社長であったりされておるという面がございます。それらもしかし、いまございます御批判を謙虚に受けとめながら今後の人選に当たってまいらうということが必要ではないかということとを、内閣審議室の方に話しておきます。

実質上、私もいろいろと下準備をいたしまして、内閣審議室の方に御相談に伺うことはこれは事実でございます。ただ、委員の任命は内閣人事でございまして、内閣審議室が最終的には責任を持つ問題でございます。実質的には私どもがお手伝いしておるということとはこれを否定するつもりはございませんので、いま申し上げたような態度で臨んでまいりたい。

○佐藤昭夫君 いまの御答弁で、多少構成の偏った点については、それを改革する方向で一層検討を加えてみたいということでありまして、ぜひひとつそういう方向で、しかも、国会の意見も適切な形で聞くということも含めて検討していただきたいと思ひます。

税調の運営について、これはある新聞で私見た

んですけれども、一回大体二時間、うち一時間半は大蔵省の説明、残り三十分が討論の時間、こういうまき大蔵省の隠れみの、こういう機関になつておるという表現です。それから、配付をされる諸資料については、会議が終わると回収をするというところになっておられます。そういう点で、もつと税調がその権威にかけて審議がきちつとやられるような運営、また、私聞いたところでは、昭和三十六年以前は会議については公開にしておつたということもちょいと聞くんですけれども、そういう意味で運営の民主化を図つてもらいたいというふうに思ひますけれども、そういう点どうですか。

○政府委員(大倉真隆君) まず、会議の公開でございますが、これは現在会議は非公開とするというふうに定められております。その理由は、やはり学識経験者というお立場で、もちろんそれなりの背景を持つてお越しいただいておることはまた事実でございますけれども、やはり、ある場合にはその組織を離れての御自由な意見を伺うということも必要でございますので、いろいろな意味で、会議そのものを公開にすることは必ずしも適当でないという考え方でずっと来ておると承しております。ただいまおっしゃいました三十六年以前に公開したことはあるというのは、ちょっと私記憶にございませんが、なお調べてみたいと思ひます。

それから、審議の運営が大蔵省の隠れみなのであるという御批判は、これは正直に申し上げて私どもとしてははなはだ不本意でございます。ただいま具体的におっしゃいました、二時間の会議で一時間半説明をしてあと三十分であったというケースが、それは確かに一度ぐらいあったと思ひます。たまたま、ああいう御発言をなさつた委員は非常に忙しい方でございまして、今回も何時間にもわたる会議の一番後の方の何回かにお越しいただいて、そのうちに一度そういうことがあつたかもしれませんが、通常、最近の事例で申し上げますと、私どもはできる限り二時間の予定で、

事務的な説明は一時間以内でとめて、なるべく御討論の時間を長くしていただきたいということを願ひして、会長もそのように運営しておられますし、また、当日議題に供しましたものについての質疑が、御議論が完全に終わらないときには随時時間を延長していただきます。今回は、時間を一時間以上延長したケースが何回もございまして、そういうふうに運営していただいておりますので。

それから、資料の点につきましても、これまた同じ方の御発言であるように思ひますけれども、たまたま、本日は資料を席上に置いておいていただきたいて申し上げたのは、それは答申の素案の文章でございまして、計数資料につきましてお持ち帰りをお願いいたさないようにというお願いをしたことは最近ございません。また、そういう計数資料は必ずお持ち帰りいただいて御検討いただいておりますし、報道機関にもそのつど発表いただいております。国会でも御要求があれば、もちろんお届けいたしております。したがって、答申の素案というものを、文章を、今回は約八回ぐらゐ臨時小委員会と総会の間で行つたり来たりして、練りに練つていただいたわけでございますが、それをその都度の段階で公開するということは、ほかの審議会でも恐らくなさつていらつしやるない。やはり練りに練つたものの最後の姿が一番大事なものであるというふうに私どもとしては考えておりますので、計数資料が全く取り上げられてしまつて勉強の余地もないとおっしゃるのはやや誤解ではないか。私どもとしてははなはだ不本意であるというふうにお答えせざるを得ないと思ひます。

○佐藤昭夫君 本日はもつと税調の運営の問題についてたまたま点があるんですけれども、時間の関係があるので、いすれにしてもひとつ一層の民主的な、国民に開かれた運営を図つていただきたいという点を重ねて意見として申し上げて、最後に、清酒業の保護政策、保護行政の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

実はこの九月、当大蔵委員会としても関西方面へ現地調査に行きまして、その節に酒造業者の方方からいろいろな訴えを聞いたわけでありますけれども、そうした点、お聞きをした話をどういふうに積極的に取り上げていくかという当委員会の任務に照らしても、また、私、出身の京都の伏見の酒造業者の方からも、個別にいろいろ事情をお聞きをしたんですけれども、そういう角度でお尋ねをするものですが、言うまでもなく、この酒類の中には清酒、ビール、ウイスキーという、この三つあるんですけれども、特に清酒関係が圧倒的に零細企業が多いということで、重税と高物価の政策のもとでその経営が危機に迫り込まれておるといふことは、もう先刻御承知のことだと思ひますけれども、したがって、この三つを単純に市場競争をさせるということではなくて、ちょうど世界の相当数の国が独特のワインなんぞをつくつて、いわば国民酒としてそれを保護育成をしておる。それと同様に、わが国においても清酒についてこれを保護育成をしていく、そういう積極施策が必要なんではないかというのをまず大前提にしてお尋ねをするわけです。

一つは、清酒の原料米の価格の問題ですね。これが清酒の製造原価の七割を占めるということとで、この米の値段が年々上がっていくということとで、この五年ほどの間に約倍ぐらひになつてきているということとで、大変な打撃を与えておるわけですから、この酒の価格政策として、政府管理米を総需要量の二割程度、六万トンぐらひ割り当てるといふ措置がとられていますけれども、余剰米やあるいは減反政策が云々されておる、そういう時期でもありますだけに、明年度に向けてこれを一層積極的方向に拡大をする、そういうことができないかということについてお尋ねをします。

○委員長(嶋崎均君) 佐藤君に申し上げます。質問時間が来ておりますので、簡単に締めくくっていただきます。

○政府委員(矢島錦一郎君) いま御案内のように入米につきましても清酒の必要不可欠の原料

でございます。年々酒造米が値上がりでございまして、他の種類、ウイスキーとかビール、そういうような種類との競争という点からいっても非常不利になつてきているということで、そういう意味でも清酒業界が大きな影響を受けているということは私も十分承知しておるわけでございまして、これまでも十分承知しておるわけでございまして、これまででもできる限りそういう負担を軽くするようない方向で、最大の努力をしてきておるところでございます。幸いとしても、酒造用の自主流通米につきましては主食用とほぼ同じような助成措置を講ぜられましたし、原料米の一部につきましても政府米の払い下げが実現するといふようなことで、清酒の業者の方々の米代の負担軽減に資することができたわけでございまして、これにつきましては、所轄庁が農林省食糧庁でございまして、私どもでも決定すべきことではございませんが、今後とも業界への影響なども十分考慮しながら慎重に検討してまいりたいと、かように考えておるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 それでは時間の関係ありますので、最後の質問にいたしますので、お許しをいただきます。

次の問題は酒類の表示の問題です。もう前置きみたいなことは省略いたしますけれども、とにかく清酒とビールとウイスキー類、これについて原料並びに製造年月日の表示が大変不統一になつておる、こういう現実があるわけですから、そういう点で、いわば清酒業、清酒の業界の皆さんは公取委員会の当初の行政指導、これは全体について行ふんだというのを、そこをいわば前提にして清酒の業界として内部で自主的に相談をしてこういうことをやってきていると、年月日まで入れるといふことでやってきている。にもかかわらず、ほかの部分、とりわけウイスキーの部分で事が遅々として進んでいないといふことで、いわば一杯食わされたという感情も含めて、この問題についての強い意見の表明が出ておるということとで、すけれども、そういう点で行政の統一性と、そういう点からいって、特に公取あるいは国税庁として

ではウイスキー業界に対して、聞くところによりますと、指導はしておるんだということとで、すけれども、日限を切つて一段と強力な指導を行うといふふうにすべきではないかというふうに思ふんですけれども、その点についての答弁を願ひたいといふこと。

それから、酒類の販売業の免許基準であります。私もいろいろ調べてみたんですけれども、国税庁の酒類の販売業免許等取扱要領、この通牒があるわけですから、この中で、いわゆる小売業については人的要件それから場所的要件、需給調整上の要件、かなり厳格な規定をしております。ところが、百貨店またはこれに準ずるものといふ表現で、これについては税務署長ではなくて国税局長の判定にゆだねるというふうにしておる

という点からいって、特に公取あるいは国税庁として

規模のそういう店舗については慎重な判定を行つていくんだということをこの場で御確認いただけたらどうかという、以上が質問であります。

○政府委員(矢島錦一郎君) 御質問にお答えいたします。

最初の清酒の表示が他の酒類に比較いたしましたアンバランスであるという御意見でございますが、酒類につきましても、御案内のように、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、いわゆる酒税法というのがございますが、これと、それから食品衛生法という法律と、それから不当景品類不当表示防止法という三つの法律に基づいて行われているわけでございまして、それぞれ法律によつてその目的を異にしているわけでござい

ます。

御案内の、まずアルコール分の表示が、たとえばビールがないじゃないかというふうなお話もあるかと思いますが、これにつきましては、酒税法では各酒類ごとに必要に応じて表示しております。具体的には製造者の氏名とか製造場とか所在地とか容積の容量とか、それから種類、品目、級別といったようなものを必要に応じて表示するというふうになつておるわけでござい

ます。

それから製造年月日の表示につきましては、これは公正取引委員会の所管に属しまして、その御指導によつて表示されている事項でございますが、答弁を差し控えた方がいふところの、これは年月日のうちの日の表示をやっております。それから、ビールにつきましては上旬、中旬、下旬という旬表示を実施しております。ウイスキーにつきましては、まだそこまで至っておりませんが、これにつきましては、公正取引委員会と業界との間で、現在どういふような表示をしたらいいかということにつきまして検討がなされておるといふふうに私も聞いております。

それからスーパ一の問題でございますが、スーパ一につきましては、大型店でございますが、やはり長官通達でございまして、酒類販売業免許等

取扱要領というのがございまして、これに基づきまして一般の小売業者の免許と基準を異にしない、一応要件に合致すれば——免許の可否のいかんによつては一般の小売業者と同じような基準で、基準といふは、円レールで一応免許の可否を問うたというたてまえになっています。しかしながら、最近の経済情勢がきわめて停滞して、おとろやのような状況も考慮しまして、スーパーのような大型店は非常に大規模の資本のものが進出して、あるいは販売力も非常に強大であるといふような状況を十分考慮いたしますと、零細な既存の小売業者に与える影響もきわめて大きいといふことも考えられますので、免許を与えるかどうかといふことにつきましては、関係業界の意見もすべて十分参考にしながら慎重に、特に慎重に運用していただくわけにございまして、以上でございます。

○説明員(土原陽美君) ウィスキーの表示につきましては、かねてから業界に対して表示を適正化するようというところで検討を要請して、おとろや、業界の方でも昨年あたりから景品表示法に基づきます公正競争規約を設定するという方向で検討を開始しております。現在のところ、まだ案がわれわれの方に示される段階に至っておりませんが、公正取引委員会といたしましては、できるだけ早く規約が設定されますように、業界の方に積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

○中村利次君 景気対策と雇用不安解消の問題が、これがもう国民の悲願であり、政治の決定的課題になっておるわけでありすけれども、どうもなかなかその実が上がらない。このことが今国会でも、あるいは次の通常国会でも、五十三年度予算編成等も絡めて大変なやうに論議の中心になると思ひます。またなつています。ところが、こういう問題について私は質問をしたりあるいは議論をする時間が全くありませんので素通りをしなきゃならぬけれども、この深刻な不況の中で雇用不安はおさまらない。倒産におびえながら、

特に中小企業なんかは努力をしておるというのが現状ですが、そこへ円高問題でダブルパンチを食らっているんですけれども、これは午前中から円高問題も取り上げられてまいりましたが、円高の徴候といふのは、数カ月で、とにかく国民にとつてもあるいは関係者にとつてもびつくりするほど円高になつたんですが、オイルショックのときにも、日本の情報網といふのはきわめてお粗末であるといふことが言われて、やっぱり打つ手が後手後手であるといふことが言われてきたんですが、悪口を言うようですが、むしろ商社の方が情報のキャッチも速いし対応も非常に素早いと言われている。この円高問題について政府はどういう情報をお持ちになりどういう対処をされたのか、過去のことから伺ひましよう。

○國務大臣(坊秀男君) 最近の円高は全く大変な事実を示しておりますが、そもそも、この円高になりましては、世界市場の九月における円高といふのが一つの契機になりまして、その後一進一退を繰り返してまいっておりますけれども、ついに最近今日までにもない円高状況を示しております。その間には、あるいは思惑とかさういふたやうなこともあり、また、ブルメンソール財務長官が、まあ批判と申しますか、さういふたやうな発言もありましたけれども、かくなりました基調といふものは、やっぱり日本の輸出が非常に堅調であるといふことと、それからもう一つ他方に、アメリカのドルが将来非常に低下していくであろうという予想が世界的に考えられてまして、それが私は今度の円高を招来したゆゑんだと思ひますけれども、何もこれ円高だけではなくて、ドル以外の、スイスにいたしましてもドイツにいたしましても、EC諸国の通貨がやっぱりドルに比しして相当な上がりを見せておると、こういうことのようにございまして。

○中村利次君 ちょっとどうもやっぱりかみ合わない点がありますね。まあ、そんなことをやっている時間があるわけじゃないから……。確かにそれは、ドルが安くなつて、円だけでは

なくてヨーロッパの各国の通貨も高くなつて、これはおっしゃる通りです。しかし、とにかく円高はアメリカの国際通貨戦略だと言われるぐらいに異常なものがありますよね。また、国民にとつて全く不思議といふか不満といふか、円高で、先ほど申し上げましたように、この不況でも深刻な倒産に瀕しておる特に中小企業、輸出産業なんかは、ダブルパンチでもうこれは生き延びられないといふぐらになつておるのに、円高のマイナス面は深刻にこういふぐらに特に中小企業を強襲をし、政府が対策を講じてみてもそれはどうもカンフル注射みたいなので、焼け石に水みたいな状態にありますが、ところが、プラス面なんているのはさっぱりどうもあらわれません。何かいろいろのあれがあるでしようけれども、たとへばわかりやすいとて言へば、複雑怪奇な流通機構の中で発売をしちゃって、ちつとも円高のメリットといふのは国民に還元されない。これは大蔵大臣の所管事項ではないかもしれませんが、さういふ点についてどうお考えですか。

○國務大臣(坊秀男君) 円高に対しては、たとへば為替変動損失に對していろいろな金融方面におけるこれらの救済措置といふやうなものもとつておりますし、いろいろなことをやっておりますけれども、何しろ目下のところの勢いは大変な、さういふこともありますけれども、ドルがどうなるといふことが上がつていくといふやうなこういう傾向が、いろいろな手を尽くしておりますけれども、いまのところは、どうも最近ではスピッドがその方が早いもので、十分なその効果はまだ出てこないうちに、これに對しては、今後とも私は通産当局その他関係当局と相談をいたしまして、できるだけの手は講じてまいりたいと、かように考えております。

○中村利次君 メリットがちつとも、蒸発しちゃうのは何か手はありませんか。
○國務大臣(坊秀男君) これなかなか急に……
○中村利次君 いや急じゃないですよ。

○國務大臣(坊秀男君) むずかしいこととございまして、しかしながら、これをただ座視しておるといふことではございせんけれども、ただフロート下の市場におきまして、このレート率制するといふことについて、これを一定の水準を決めてそこへ導入していくとか、あるいはある一定の方向にこれを誘導していくといふやうなことはこれはできない。ただ、大変ないまの状況で、乱高下といふものに対しては御案内のとおりですが、これに對する手は打つておりますけれども、それ以上のことをやるということはできないと、こういうことです。

○中村利次君 これはやっぱり政治は何をしていふんだといふことになるんですよ。打撃だけはきわめて深刻に出てきて、いい面は、円高のプラス面なんといふのはちつともどうも出てこない。これはどこで蒸発しているのだ、それをつかまえて、やっぱり打撃に對する対応も、あるいはメリットに對しても国民の立場に立つてこれは生かしていくといふのは政治の責任でしよう。大臣のいまの答弁では、打撃面についてはいろんなことをやりますよと、これやらないといふ言ひは、決して拱手傍観されていくわけじゃない。しかしなかなか、おかげで円高の打撃も何とか何とか傷を浅手にしてやらしていただいておりますという声はあります。だから私が最初質問をしたことは、円高はゆえなくしてある日突然起きたことじゃないんですから、政府が円高傾向に對してどういふ手を打つのか、あるいはこのメリット、デメリットに對してどういふ施策をするのかといふことが、これは当然あつてしかるべきだと思ひます。ですからそれをお伺ひしているんですけれども、的確な手は打てないのだ、また打つてなかつたといふことになるわけですね。

○國務大臣(坊秀男君) 為替変動についての損をするいわゆる差損、このショックについては何かやっておりますけれども、その差益については、その差益が一向に社会に還元しないじゃないか、こういうやうな御質問のやうでございすけれども、そ

の点につきましても、何としてでもこの差益というものが一般に還流していくことには努力をしております、いろいろと。それで、実はその差益というものが、卸売物価が非常にむしろだんだんと安定しつつ下降状態にあります、卸売物価にはそれはあらわれてまいっておりますけれども、まだいろいろなかで小売物価の方にはあらわれてきておりませんけれども、結局やっぱり卸売物価というものが小売物価のところに基礎をなすものでございまして、私はやがてと申し上げます、これにだんだんと波及をしていくことを信じておるものでございます。

○中村利次君 やっぱりどうもびたつとこないですよ。それが経済のメカニズムだとおっしゃればそれまででしょうけれども、それではやっぱり芸がないと言われてしまうのではないので、ただ大蔵大臣は所管事項ではございませんから、これまた別の機会にあられることにしましてね。

先ほど大臣の答弁の中にもございましたように、円高というのはアメリカの戦略的なものと、円高というものはアメリカの戦略的なものと、言われていたと、それからもう一つは、ドルが非常に弱くなったというものはこれはアメリカのエネルギー、原油輸入によってドルが弱くなったということがあると、言われてますね。そういう点は、どういふ点、ドルが非常に弱くなった、こういう点、また将来についてもドルがどうも強くなる見通しは余りないのではないかと、思われる根拠というか、理由は、どういふ点にお考えになっておりますか。

○国務大臣(坊秀男君) 御指摘のとおり、アメリカが近來非常に原油を多量に輸入を継続しておるといふことがアメリカの経常収支の赤字になるという一番大きな原因であるかと、私思ひます。そういうようなこともあって、何も日本が何のことはない黒字を集めてしまつて、それが大きな原因でアメリカが赤字になるのだというに、対しましては、そんなことではないというふうに私は考えております、機会あるごとにそういうことは申しておるわけですね。

○中村利次君 そうなりますとね、ドルが弱いというのは、これはやっぱり中期、長期的に見てもドルが強くなるという可能性はないと、こういうぐあいに政府としてはお考えですね。

○国務大臣(坊秀男君) 私は、そういうようなことについてここで申し上げるということとは、これはひとつ差し控えておきたいと思ひます。よその国のことにつきまして、あれはどうなるかな、というふうなことは、これは私がここで話して申すことは差し控えておきたいと思ひます。

○中村利次君 ちょっと間違えないでください。ドル安円高、あるいはマルクにしてもフランにしても、とにかくドルが弱くなれば必然的にほかの通貨というものは上がってくるわけでしょう、他国の通貨というものは、そうなりますと、他国への干渉ではなくて、日本が正しく、このドル安というものが一時的なものなのかあるいはかなり長期的なものなのか、そういう判断をしないであつた通貨問題なんというものは対応できないでしょう。そんなもの他国干渉から答えられないというふうな逃げ方はそれはだめですよ。どういふぐあいに判断をなさるのか、日本国政府として。

○国務大臣(坊秀男君) 私は私なりの判断はいたしておりますけれども、その見通しをここで申し上げるといふことは差し控えておきたいと思ひます。

○中村利次君 おかしいんだな。日本の政治はそれがやられていくんですか。あなた大蔵大臣でやっぱりその元締めでしょう。通貨問題なんかの見通しはあるけれども、それは答えられない。どこに支障がありますか。支障があるならおっしゃってください。

○国務大臣(坊秀男君) 私がこう申し上げるのは介入することになるからそれを言わないと、こういうことではございません。私は、やっぱり私がここでそういったような将来のことについての見通しを発言するということは、坊秀男というのはこれは妙な存在でございまして、それは将来の相場形成に何らかのそういうことによりまして影響があるというのを恐れるものでございまして、私個人は何でもない存在でございまして、すけれども、日本の大蔵大臣がこういうふうな見通しをしておるといふことは、これは私は慎重に考えていかなければならないと、かように考えます。

○中村利次君 まあ無理に、そうおっしゃるのを言わせようとは思ひません。しかし、やっぱりアメリカの原油の輸入というものが、大変なエネルギー節約で騒いでいますね。必ずしも、議会の方ではこれに、大統領が騒ぎ回るほどの対応姿勢はないのが外電の報ずるところですよ。そうなりまして、大臣おっしゃつたようにアメリカの原油の多量の輸入によってドルが弱くなった。そうなりまして、原油の輸入が少なくなるという見通しが、まずと、原油の輸入が立ち直るといふことはなかなかむずかしいという判断にならざるを得ないんです。そういふものをやっぱり私は大臣がしっかりとつかんでいただいて、そうして円高対策だとか、あるいは日本の貿易収支の大幅黒字で諸外国から非難をされるようなもの、外貨減らしなんかもおやりになつておるわけですから、大した効果はなくても、そういうことにならなかつた効果はなくても、そういうことにならなかつた効果はなくても、的確な判断もないのに打つ手打つ手なんというものは効果を出しようがないわけでありまして、そういう意味で質問しているんですから、間違えないでください。何も大蔵大臣の答弁で投機をあおつちやつて通貨バニクをもたらしなすんというところは、そんなことは関係ありません。だから質問のポイントをひとつ正しくつかんでいただいて答弁してください。

○政府委員(且弘昌君) おくれて参りましたので、十分お答えができるかどうかわかりませんが、ただいま御指摘の点につきましては、アメリカの貿易収支の大幅な赤字というものは、非常に石油の輸入が急にふえておるといふことが原因で

あることは明らかでございます。もちろん、日本からの対米の輸出もふえておりますけれども、何と申しましても、大宗をなしますのはアメリカの石油の輸入が大幅にふえておるといふことでございまして、これに對しましては、アメリカ政府といたしましては、この点は十分認識しております。エネルギー資源をどうやって節約するか、その他のエネルギー政策の根本的な確立ということを現在鋭意努力しておるわけでございまして、その関係の法案も議会で審議されるやに聞いておるところでございます。

○中村利次君 石油の大食い国の筆頭はアメリカで、日本は二番目だそうでございますけれども、これはそういうのが私にはわかりません。正されると思ひます。日本だつて昭和六十五年には十、何%の省エネルギーという計画が、政府の計画でありますけれども、それが非常にむずかしいものであることは、これは何人も否定できないと思ひます。

○中村利次君 石油の大食い国の筆頭はアメリカで、日本は二番目だそうでございますけれども、これはそういうのが私にはわかりません。正されると思ひます。日本だつて昭和六十五年には十、何%の省エネルギーという計画が、政府の計画でありますけれども、それが非常にむずかしいものであることは、これは何人も否定できないと思ひます。それからもう一つは、やっぱりアメリカのこの大幅赤字、その決定的原因はエネルギー問題にある、これは他山の石ですよ、日本にとつても。いま大幅赤字だといつて黒字減らしをやらなきゃならぬくらいになってますけれども、しかし、このままではいけません。やっぱり昭和六十年には石油換算で、どんなに努力をしてみても七億キロリッター前後あるいはそれ以上の、石油換算でエネルギーが必要になる。その場合の日本の国際収支はどうなつていくのか、これはアメリカある

いは日本を加えてそういう点の見通しはどうお考えになっておられるのか。これはもう決定的な、やっぱり銭金の問題ですから、大蔵大臣ひとついかがですか。

○政府委員(且弘昌君) 先ほどの御説明に若干補足させていただきますと、日本の場合にはまだ景気の回復が本格的でございせんので、石油だけにとつてみますと、オイルショックの起こりました七三年に比へまして、昨年の消費量、それから輸入量ともまだそれぞれ九三〇程度、七三年を一〇〇としたしまして九三〇程度にとどまっております。しかし、アメリカの場合には景気の回復が日本その他の国よりも先行いたしまして、かなり景気回復が行われておりますために、七三年に比へまして、消費量では二割ぐらいふえております。輸入量では七三年に比へまして七割ぐらいふえておるわけでございします。単に節約であるとか、そういうことだけでございせんので、景気の回復が先行したという要素も、この石油の輸入をふやしている原因になっているかと思われま

す。それから、ただいま御指摘の、将来長い目で見たときにどういふ姿になるかということにつきましては、御指摘のとおり、われわれといたしましては中長期の見通しを持って、将来どういふかということになるかということについては勉強してまい

る必要があるかと思ひます。
○中村利次君 これは私が申し上げたのは、日本の場合は、やっぱり政府は本年度六・七％の実質経済成長率、税調はこれを受けて名目成長率を一三％という、そして一般消費税等の増税の導入まで検討したかどうかという、こういうふうになつて

ことをやっておつたんではこれで時間になつてしまつておしまひです。これはまたの機会に譲りますけれども、大蔵大臣、それはあなた類みま

すよ。的確な国際的な情勢、あるいは特に円高問題なんかアメリカなんかは決定的な影響があるわけですから、そういうものを的確におつかみにな

つて、そしてやっぱり先手先手と打つていくという対策をぜひ私はお願いしたい。

そういうことで、来年はいま申し上げましたように、税調なんかでも税制の不正を直していく

なきやならぬが、そいつを手をつけて直していくにしても、それは数千億という財政の赤字には大

したことはないんだと。したがって、どうしてもこれは増税を考へざるを得ないというふうな考

えのようですね。その上に立つて一般消費税を含む増税以外には財政を健全化していく方法はない

ろうという姿勢のようですが、そこで来年度、一般消費税はこれは来年度の間に合わないですか、どうですか。
○国務大臣(坊秀男君) 日本の今後の財政を運営していくためには、御承知のとおり、だんだんとやっぱり歳出面の、福祉を中心とした、あるいは公共事業を中心とした経費が増高していくとい

ことは認めなければならぬ。そうすると、いまの自然増収だけに期待をしておつたのではとても歳入は間に合わないということ、税制調査会におきましてはいろんな増税、国民負担を

増高していく手段を考へられて、その中の一つとして一般消費税についても考へなければなら

ない、こういうことを提言されておるわけなんです。これをやっていくためにはどうしたって租税

の面において、執行の面においても、あるいは制度の面においても、これは公平を期していかなければならぬ、こういうことを提言されておるわけ

です。そういうような方針に従ひまして、これはいづれにしてもやっていかなければならぬこ

とでございしますけれども、しからばこれを何年度にやるかということにつきましては、これは五十三年度から先の各年度においてそのときの実情、

状況、そういうったようなものを踏まえてやっていくということにございまして、その点につきましては、さらにまた税制調査会でひとつ御審議を願うと、こういうことになつておる次第であります。

○中村利次君 やめたとは言つていませんよ。大蔵大臣、それは時間が終わればしり切れト

ンポになつて、それでおしまひになるかもしれま

せんがね。やっぱり大蔵大臣は責任ある方ですから、ですから総理だつて何も一般消費税をやらな

いとおっしゃつておるのじゃなくて、これは大いに検討をするんだが、目先の五十三年度の予算編成にはこれはやっぱり間に合わない、五十三年度の予算編成には盛り込まれない、そういう意味で

すよ。それでしよと聞いているんですよ。
○国務大臣(坊秀男君) 私は、総理も五十三年度の税制改正に一般消費税は取り入れないんだとい

うことを、こういうふうにおっしゃつておるようには聞いておりません。

○中村利次君 まあ水かけ論ですからね。これは私は五十三年度には間に合わない、はつきりもう

幾らもしないで答えが出るんですから、そういうのを、何だかやっぱり国会というところはタスキとムジナみたいなまくら問答をやつておるから、だからおかしくなるんですよ、日本の政治が。だから、お答えにならないのは結構です。しかし、これはやっぱり政府の姿勢が正直にならな

特別措置によるグロスの減収額は五百十四億円、二・三％でございます。四十年の本措置による減

いたしますと、国税、地方税を合わせまして一人当たり税額で約二百八十五万円の減税になってお

ではなしに、平たく言えば税込みの給与所得の年額というふうにお考えいただけばいいと思います。

たしてこのまま所得水準のめんどろを、つまり所得水準について配慮をこの特別措置がしていくか

どうか、これは考えてみればおかしいということになるんですが、いままではおさらいで、この先についてひとついろいろな大臣の見解を伺いたいわけですよ。

厚生省に來てもらっていますが、参考までに、厚生省の統計による国民医療費の伸びとそれから診療報酬の支払い額の伸び、伸びというか、額でもそれはいいんですが、当時と比べて、いまのように、二十九年の数字あるかどうか知りませんが、現在とちょっと比べて伸びを教えてください。

○説明員(三浦大助君) 国民医療費の伸びを一概に比較するのは大変むずかしいんですが、疾病構造の変化とか医学の進歩等がございましたので、単純に比較いたしますと、国民医療費につきましては昭和二十九年度は約千五百五十二億円でございました。これが昭和五十年年度になりまして約六兆四千七百七十九億円になりまして五十六倍という数字になっております。

それから、診療報酬支払い額でございますが、これは政府管掌健康保険におきまして診療報酬支払い額につきましては、昭和二十九年度は三百四十七億円でございました。これが昭和五十年年度になりまして一兆三千四百七十一億円でございまして、三十八倍ということになっております。

○野末陳平君 時代がいかに変わっているかというところですけれども、この診療報酬の支払い額の中に占める薬代ですね、お医者さんは薬を水増し請求したとか薬浸しとかいろいろ言われていますが、そういうことを言っているんじゃないんです。大体どのくらい支払い額の中で薬は占めておりますか。

○説明員(三浦大助君) 診療報酬に占めます薬剤費の割合でございますが、政府管掌健康保険につきましては毎年実施しております社会医療調査というのがございます。これによりまして、昭和五十一年は三七・三%でございます。

○野末陳平君 ここからが私の興味のあらるところでして、いま一応厚生省の方は診療報酬の支払い

額の中で薬は三七・三%と。大蔵大臣、そういう数字ですが、医師会、武見さんあたりに言わせる数字が違ふんです。

日医ニュース、これは保険の場合の必要経費の七二%は当然であると。それはいいですよ、当然であるというのはいんですが、この内訳を見るとかなりずさんな数字なんです。ずさんかどうかをこれから質疑によっていろいろ聞いていきたいんですが、武見会長はこう言っているんですよ。薬品代が四〇%から四五%かかっておると、それから人件費その他で三〇%が必要である。ですから必要経費七二%は当然、七五%ぐらい欲しいんだけれども、ということを書いてあるわけですよ。この日医ニュースに書いてある。

そこで、いまのは三七・三%と言いましたけれども、これを比較する気はありませんよ。これを比較するんじゃないで、この薬品代が果たして四〇%から四五%もかかるかどうかということ、これは臭いと思つて、臭いわけだ、当然かならずさんな数字、武見さんもなかなか、ときどきいかにげんなりなことを言うからね。

そこで厚生省、ここから聞きたい。請求の際にお医者さんがこの薬の単価と掛ける点数、単価というのには薬価基準ですね。ここで請求するいわゆるそちらで決めた、厚生省で決めた薬価基準の方式ですけれども、決め方ですね。バルクライン九〇%の方式、これをちょっと簡単に説明してください。そうすると、これから実際の薬価や何かのことで武見さん、あるいは医師会の出している数字がとうてい常識では考えられないという意見を言いたいと思ふんで、バルクラインを簡単に。

○説明員(三浦大助君) 九〇%バルクライン方式と申しますのは、一口に言いまして九割までが、薬の総量の九割までが買える値段ということでございます。

○野末陳平君 九割までが買える値段という、上基準がここにある。基準が九割ということ、上

に少しある、下にある。つまり中をとるんじゃないで、九〇%線を引いて、これが薬価基準ということですね。ということは、薬を買う場合に、同じ薬が安くも買える、買ひ方によつては。しかしそんなに安くもない場合もある、少々高い場合もある。いろいろな値段をとつてその九〇%線を引いてこれが薬価基準だと、こういう決め方です、そうですね。

そうしますと、ここで厚生省にはつきりお伺いしておきたいんですが、お医者さんが請求するのは薬価基準でもつてお金がかかるわけですね。ところが実際に薬を仕入れるというか、買うというのはいくらも安い方があつて、少なくともバルクラインで九〇%ということになると、それ以下の薬についてはここに相当の開きがある。つまり仕入れの実額と請求してそちらからもらう金とは開きがあるということと言えませんか。そうですね。

○説明員(三浦大助君) 医薬品の価格と申しますのは、包装形態とかあるいは購入の数量あるいは地域条件によりまして、同一製品でも差はあるわけでございます。したがつて、現在九〇%バルク方式によつて算出しておるわけでございますので、この方式による以上、若干の差益はあるというところは言えると思ひます。

○野末陳平君 さて、この若干の差益ということになった、この若干が問題なんです、ともかく差益が現実にあるとなれば、これはどうなんですかね、税の上から見てこれは差益なんだから、やっぱり所得ということになるでしょうね。

○政府委員(水口昭君) お医者さんの場合に、大多数のお医者さんは社会保険診療の部分があるわけでございます。それからわすれかてございますが、租税特別措置法二十六条の適用を受けないお医者さんというわけなんです。それから、それから適用を受けるお医者さんでも、自由診療分は租税特別措置の適用を受けないわけでございます。それで、二十六条の適用を受けない方でございますが、これは所得税を計算する場合には、お医者さんの収入金額から必要経費を引くわけござ

います。その場合、必要経費に入る薬代というのは基準価格ではなしに、実際にお医者さんが仕入れた薬の価格、これをもつて計算するわけでございます。

○野末陳平君 いわば実額だ。実勢価格。

○政府委員(水口昭君) はい。ですから、安く薬を仕入れればそれだけ所得はふえる、こういうことになります。

それからもう一つ、社会保険の方でございますが、適用を受ける方でございますが、これは御承知のように、租税特別措置法二十六条によつて昭和二十九年以来必要経費といひます、七二%というふうに決まつておるわけでございます。したがつて、薬の基準価格と実勢価格が差がありまして、それとは関係なくといひます、引かれる部分が決まつておると、こういうことになっておるわけでございます。

○野末陳平君 そのとおりで、引かれる部分は決まつてゐる。しかし、現実には差益があればこれは税の上からは一種の所得なんですよ、ということになるんじゃない。

○政府委員(水口昭君) 先ほどお答えいたしましたように、自由診療等につきましては、まさにそれは所得になるわけでございますが、社会保険分につきましては、法律でもつて別途七二%という数字が決まつてゐるものでございまして、関係がないと言つた方が正しいかと思ひます。

○野末陳平君 わかつた、わかつた。要するに、じゃこうだ、医師会が言つてゐる四〇%から四五%かかると言つてゐるけれども、これはいわゆる薬価基準ベースであつて、税の上ではもうこのまま適用を受けるからこのままで認めていこう、そういうことですね。ばくの方は、現実仕入れのときは安く買えて、しかも、安く買えないまでも九〇%線引いてゐる以上、ここに差益が若干はあると、これをどう考えるかと聞いたわけ、税の上ではいまはそんなものは問題にしてないわけですよ。しかし、現実にはお医者さんとしては薬を仕入れて患者に薬を渡す、この渡す操作の過程

で差益があるらしいというのわかるんでしょ
う。ここを言っているんです。これを、いまは現
行法では何ら税の上では対象にしないけれど
も、そういう答えでしょう。だから対象にしてな
いのはわかるけれども、現実にはこういうのは所
得なんですよと言います。

○政府委員(水口昭君) ですから、租税特別措置
法の二十六条なかりせば、全部が自由診療分と同
じようなことであるならば、これは当然所得にな
るということです。

○野末陳平君 わかりました。なかりせば所得に
なるけれども、あるからね。所得と認めてなく
て、あるいは認める必要もなくつけているとい
うことになるわけですね。

問題は、厚生省にお聞きしたいんですが、あな
たも御存じのとおりだ。薬価の見直しをやらな
きやならぬということは、当時、いまの薬価基準を
決めた四十九年ころからますます薬は下がって
いるわけですね、実勢価格が。それはおわかりで
すね。当然これから直さなければいかぬと思っ
てるのだから。

○説明員(三浦大助君) 薬価基準につきまして
は、中央社会保険医療協議会におきまして年一
回薬価調査をやる。その実勢価格を反映するとい
うことになっておりますけれども、正確には年一
回、少し延びておりますけれども、これは下げて
おります。今回銘柄別取扱いしまして、十一月
一日告示の予定でございますけれども、今回の薬
価調査の結果で約五・八%下がることになってい
ます。

○野末陳平君 そこで、この薬価の見直しはこれ
から出るんでしょけれども、いままでくどくど
言ってきたことは、お医者さんたちは七二%必要
経費はこれは当然であって、その内訳を言うなら
四〇から四五%が薬品代だと、こう言っているん
ですが、現実にはそれは薬価基準ベース、請求す
るベースであって、自分が仕入れるのは安く買
える、幾らでも買えるわけですから相当差がある。
あなたは若干の差益であると、こういうふうにお

答えになったけれども、この差が若干かどうか、
ここが実は問題なんですよ。あなた若干つてどの
ぐらいの差益だと見ているんですか。

○説明員(三浦大助君) これも中央社会保険医療
協議会におきまして、医療経済実態調査というの
をやっておるわけでございますが、昭和四十五年
の医療経済実態調査によりますと、約三〇%とい
う数字が出ております。しかし、その後の三回の薬
価基準の引き下げがございまして、その後の数字
につきましては、五十一年の医療経済実態調査を
やっておりますけれども、いま集計中でございます
ので、その三回分下げました薬価の影響がどう
出てきておるか、これはまだ集計の結果が出るま
でわかりません。

○野末陳平君 ということは、わかっている範囲
ではちょっと古い数字だけれども、薬価基準と実
際の仕入れのところが三〇%ぐらいということだ
すね、そういう意味だったね、いまの。

○説明員(三浦大助君) 昭和四十五年の古い社会
医療調査でございます。

○野末陳平君 古過ぎるな。それからずっと下が
っているのは御存じのとおりで、これ時間もない
から、具体的なところで決めている薬価基準と、
それからお医者さんがたくさん使っているいろん
な品目、これを一体薬価基準に幾らで、現実には
幾らで買えてというふうなの、これはあしたやり
ます。もう時間がなくなっちゃった。大蔵大臣せ
つかく来ていただきたいけれども、ですからあした
別の委員会と実例に基づいてやりますが、ぼくの
言っているのは、薬価基準ベースで四〇―四五%
というけど、若干の差益というものが現実にある
わけだ、敵として、それを全然隠している数字を
出すというのはよくないということですよ。それ
でその若干がどのぐらいかということをお願い
わけで、四十五年で三〇%というから、このまま
でも……。

大蔵大臣にお聞きします。要するに、七二%の
特例が確かに必要だったんだらうと思えますよ、
その二十九年。時代は大きく変わって、税調の答

申にもあるとおり、いままでの実情から言って、
社会保険について税制により一定の所得水準の維
持を図るという考え方はその社会的経済的素地を
失っていると言えるところはつきり税調も言ってい
る。これが恐らくいわれる前段でこちらから出し
ていただいた数字に関係あるところだと思ってい
ます。ぼくの方は、お医者さんが七二%であたりま
えだと言っているその内訳に、薬を四〇―四五%
と言っているが、この中に差益があるのにもかか
わらず、実際に購入する額と請求してもらった額と
の間に差益があるにもかかわらず、それについて
は触れないでこれを主張しているんで、この彼ら
の言う七二%の必要経費率というのはいかにい
かげんだという結論なんですよ。わかります、大
臣。

○国務大臣(坊秀男君) なかなかむずかしい計算
のようでございすけれども、御意見のように、
結論としてはそういうことになろうと思えます。

○野末陳平君 もう時間ないんで、まだ聞きたい
こといっぱいあるんですが、税調の答申の方に
移りましょう。

これ大臣にお聞きしますが、収入階層によつて
控除率を決めておられますが、ここに七二%という現
行の数字も出ています。ところが五二%という数字
が出て、これは五千万円超の部分には五二%控除
率適用と、こういうふうな税調は答申してござい
ますが、この五二%という数字で、どういう根拠
で言ったか知らないんですが、この税調の前書き
を見ると、社会保険診療の実態に近い概算的な実
際経費率という言葉がありますから、多分この五
二あたり、あるいはそれ以上の五七か何か、この
辺が実際経費率なのかと、こう思うんですが、
そう見てもいいでしょうか。

○政府委員(大倉隆君) 午前中中山委員にお答
えいたしましたとおり、私どもとしては五二%と
いう控除率は、私どもの方での調査によります平
均的な経費率にほぼ近いものという前提でこの答
申がなされたものと理解いたしております。

○野末陳平君 ほぼ近いということは、現在七二

%必要経費を認めているということはずいぶん
差がありますね。どういう根拠でその五二を出さ
れたか知りませんが、ぼくはこの差は、いま言っ
たように、大蔵大臣、あなたが肯定していらしたけ
れども、実際に請求してもらおうお金と、それで払
って仕入れる額が余りにも違うんですよ。薬はど
んどんダンピングしているもんで、これが一括大
量購入あるいは現金問屋あるいはその他の買い方
がありましてね、どんだんどん薬価基準の単
価が下がって買えるわけです、下がったところで
買える。だからこれは――あしたやりますから。
結論は簡単なんだよ。要するにぼくはこれでも
足りないと思っている。税調のこの答申の収入
階層別の控除率は、これずさんだと思ふ。この累
進税率はかなりいいかげんじゃないかと、ずさん
過ぎるんで、これは相当妥協案じゃないかと思
います。これで、これでも足りないんだが、せめてこの程
度は五十三年からやらないとだめですよ、その
根拠として、医師会が出している数字は違ふんで
すよと、彼らが必要経費七二%を主張するが、その
根拠というのはいかに確実なものじゃないとい
うことを言いたいんですが、どうですか。そんな
気しませんか。

○国務大臣(坊秀男君) この控除率を一本で決め
るというところに非常に問題があると思うんで
すよ。五二%のものもあればそれより下のものも
ありますというふうなことで、いま分析なされた
ように、そういったような一本で決めたものを分
析いたしますと、おっしゃるとおりです。これで
十分、これでもって解決がつくという問題じゃあ
りませんけれども、そう一々控除率を決めていく
というわけには法律ではいきません。しかるべき
ことでもって決めていかなければならない。それ
につきましては、いろいろと御批判もあると思
います。そういうことでございす。

○野末陳平君 最後。
そうしたら一つだけ大臣に聞いておきますが、
この答申は、まあこのとおりそちらが尊重してお
やりになるかどうか知りませんよ。しかし、五百

万とか千五百万でもって線を引いているんですね。そして控除率も五割刻みになっているが、もう少し刻み方が細かくてもいいんじゃないかというかと、それは、この階層にどのぐらいの医者がいてというところのデータがないから、それはちょっといまはよくのほうはつきり言えませんが、これでも、これは少なくともぼくは不満なんです、これでも、だけれども大臣としてはこの程度でもさっき言った、実現の意欲ということですか。この程度のものであればよしと、これを実現したいというのを頭の中では具体的に考えて言われているのか。それだけを最後にして、あしたありますから、あしたに回しますよ。

○政府委員(大倉良隆君) これもけさほど当委員会でお答えいたしましたとおり、今回の税制調査会の答申では、社会保険診療報酬に対する課税特別措置については廃止すべきであり、少なくとも昭和五十二年当調査会が答申した具体案を早急に実施に移すべきであるというふうに言われておりますので、ただいまお示しになりました五十年度的答申にございまして、粗っぽい段階で率というものが検討の基礎とされるという事は申し上げられると思います。

○委員長(嶋崎均君) 本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坊大蔵大臣。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま議題となりました一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十二年度補正予算におきましては、財政

の節度を維持しつつ、公共事業費等の追加を行うため、それに必要な財源の一部については、特別な財源措置により確保することとしたしております。

その特別な財源措置の内容は、北海道東北開発公庫、日本開発銀行及び日本輸出銀行の国庫納付金の増額が見込まれること等により、産業投資特別会計に生ずる余裕金を同特別会計から一般会計へ繰り入れようとするものであります。しかしながら、現在、産業投資特別会計法におきましては、この余裕金を一般会計へ繰り入れる道がありませんので、今回、昭和五十二年の特別措置として、その道を開くため必要な立法措置を講ずることとした次第であります。

この法律案の内容は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年において、産業投資特別会計から、約千五百八十八億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするものと、当該繰入金に相当する額は、同特別会計の積立金の額から減額して整理するものとし、当該繰入金は、同特別会計の歳出とすることとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(嶋崎均君) 本案に対する質疑は次回に譲ることといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

十月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、立川基地三分割・有償処分方式撤回と基地跡地市民利用に関する請願(第一六号)(第二四号)(第四四号)(第四七号)(第五五号)
第二六号 昭和五十二年九月二十九日受理
立川基地三分割・有償処分方式撤回と基地跡地市民

民利用に関する請願

請願者 東京都立川市栄町五ノ一九ノ八
桑原安正外三千三百三十九名

紹介議員 木島 則夫君

立川基地返還後の跡地利用に關し、三分割・有償方式の処理基準に反対し、全面地元利用を実施するため最大限の優遇措置を講ぜられたい。

理由

立川市には、立川市の中心部分に、市域面積の約六分の一を占める立川基地が所在して、しかもこの基地は、昭和五十二年度中には日本政府に返還されようとしている。同基地は、大正十一年旧陸軍第五連隊の飛行場として発足以来航空基地として、さらに終戦後は米軍の軍事基地として以来五十数年にわたりその役割を果たしつつ、一方地元住民は、基地による有形、無形の影響を受けながら、基地返還後の地元利用に期待しつつ、多くの障害を耐え忍んできた。すでに基地周辺は、戦後の高度成長による人口急増に伴って急激な市街地を形成しているが、この市街地も基地があるために健全な町づくりができず、基地による「ひずみ」を受けた市街地となつて、このため跡地利用により、都市基盤の整備、生活環境の改善を行つて、基地公害から一刻も早く解放されるべく東京都・昭島市とともに基地跡地の全面地元利用計画を検討している。しかしながら、昭和五十二年六月二十一日国有財産中央審議会が大蔵大臣あて答申した処理基準、いわゆる三分割有償方式は、多年にわたる地元住民の期待に反するのみならず、地元利用の道を閉ざすものとして強く反対するものである。特に切迫している市財政の中でこのような財政負担には耐えられないのが実情である。

第五五号 昭和五十二年十月四日受理
立川基地三分割・有償処分方式撤回と基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都立川市曙町二ノ二六ノ六
松本明外三千三百四十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

十月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、筑波学園都市に移転した各機関の跡地掘下げ実現に関する請願(第一三三三号)(第一三三三号)(第一三七七号)(第一四五五号)(第一七一七号)(第一九八号)

第二四号 昭和五十二年九月三十日受理
立川基地三分割・有償処分方式撤回と基地跡地市民利用に関する請願
請願者 東京都立川市富士見町六ノ二五三

第四四号 昭和五十二年十月一日受理
立川基地三分割・有償処分方式撤回と基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都立川市羽衣町二ノ四七ノ一
高田好一外三千三百四十名

紹介議員 柿沢 弘治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四七号 昭和五十二年十月三日受理
立川基地三分割・有償処分方式撤回と基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都立川市栄町五ノ一六ノ三
長野尚文外三千三百四十名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五五号 昭和五十二年十月四日受理
立川基地三分割・有償処分方式撤回と基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都立川市曙町二ノ二六ノ六
松本明外三千三百四十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

十月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、筑波学園都市に移転した各機関の跡地掘下げ実現に関する請願(第一三三三号)(第一三三三号)(第一三七七号)(第一四五五号)(第一七一七号)(第一九八号)

第一三三三号 昭和五十二年十月八日受理
筑波学園都市に移転した各機関の跡地掘下げ実現に関する請願

請願者 東京都文京区白山四ノ七ノ一八

芳野英子

紹介議員 穂山 篤君

一、国は、筑波学園都市に移転した各機関のすべての跡地を地方自治体に払い下げ、国の転用や三分割有償方式の採用、地方自治体以外への譲渡は行わないこと。

二、地方自治体に譲渡するに当たっては、地方財政の危機と本来跡地が都民に還元されるべきものである点を考慮し、無償による払下げか貸与とすること。

理由

筑波学園都市に移転した各機関の跡地は、総面積百四十七万平方メートル（四十四・五万坪、後案圖の百倍）にも及び、東京都の過密問題の解決に不可欠な土地である。既にこの跡地取得に向けて、都・区・市など地方自治体、各地方議会において、真剣な努力がなされている。また、私達都民も地域単位に住民本位の利用を要求し、次いで自治体の跡地取得を目標とした全都的な連帯運動を展開してきた。しかし、国の跡地処理方針は未だ決定をみず、そのうえ都民要望を無視するような動きもよく聞かれる。

第一三三号 昭和五十二年十月八日受理

筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現に関する請願

請願者 東京都文京区白山四ノ二〇ノ七

岡田良江

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一三七号 昭和五十二年十月十一日受理

筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現に関する請願

請願者 東京都杉並区梅里一ノ一七ノ五

伊藤淳子

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一四五号 昭和五十二年十月十一日受理

筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現に関する請願

請願者 東京都文京区白山四ノ一九ノ五

永井喜子

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一七一号 昭和五十二年十月十三日受理

筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢一ノ一三ノ三

笹森建美

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九八号 昭和五十二年十月十三日受理

筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉一ノ三四ノ一七

古川次男

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

十月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は十月三日）

一、一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案

昭和五十二年十一月十六日印刷

昭和五十二年十一月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局